

第六十八回 参議院 内閣委員会 會議録 第十号

(二二二)

昭和四十七年五月十一日(木曜日)
午前十時三十三分開会

委員の異動

五月十日

辞任

世耕 政隆君
足鹿 覺君

補欠選任

柴立 芳文君
戸叶 武君

五月十一日

辞任
戸叶 武君

補欠選任
足鹿 覺君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

柳田桃太郎君

町村 金五君

安田 隆明君

鈴木 力君

水口 宏三君

黒住 忠行君

源田 実君

柴立 芳文君

田口長治郎君

土屋 義彦君

長屋 茂君

細川 護昭君

山本茂一郎君

足鹿 覺君

上田 哲君

山崎 昇君

國務大臣

國務大臣

國務大臣

中央公害審査委員

中央公害審査委員

土地調整委員会

事務局長

行政管理局長

官房審議官

行政管理局長

管理局長

経済企画庁長

環境庁水質保全

局長

沖繩・北方対策

庁長官

沖繩・北方対策

庁調整部長

厚生省政務次官

厚生省環境衛生

局長

岩間 正男君

大石 武一君

中村 寅太郎君

山中 貞則君

小澤 文雄君

川村 皓章君

上原 達郎君

大田 宗利君

平井 勉郎君

岡部 保君

岡安 誠君

岡部 秀一君

田辺 博通君

登坂重次郎君

浦田 純一君

松下 康蔵君

中野 和仁君

田中 芳秋君

山形 榮治君

山岡 一男君

相原 桂次君

説明員

水産庁調査研究
部長

松下 友成君

運輸大臣官房
光部長

住田 俊一君

本日の會議に付した案件

○沖繩開発庁設置法案(第六十七回国会内閣提出、
第六十八回国会衆議院送付)

○公害等調整委員会設置法案(内閣提出、衆議院
送付)

○委員長(柳田桃太郎君) ただいまから内閣委員
会を開会いたします。

沖繩開発庁設置法案を議題といたします。

御質疑のある方は順次御発言を願います。

○水口宏三君 沖繩の開発庁設置法につきまして
は、すでに先日当委員会と同僚議員からさまざま

な角度で質問がなされておりますので、私から
はできるだけそれとダブらないような形で御質問

申し上げたいと思っております。最初に、政府
がお出しになった開発庁の設置法案、この間長官

がお読みになった説明理由の中で、まず、平和で
豊かな沖繩県の再建ということが目的であり、そ

のためには、あくまで明るく平和で豊かな沖繩県
の建設こそ沖繩復興の基本的な目標であるという

ことと、しかもこれを達成するために沖繩県の自
治権を最大限に尊重しつつこれを行なうというこ

とを提案理由の説明の中でおっしゃっているわけ
でございますが、このことはあらためて再確認す

る必要もないと思っております。私、きょう質
問したいのは、この二点に関する問題で再確認い

たしなうと思うのですけれども、そのとおり考え
てよろしゅうございませうか。

○國務大臣(山中貞則君) もちろんそのとおりで

ありますし、自治権の最大限尊重ということばは、
あるいはもつと言いかえて、自治権が完全に守ら
れた上で、ということの意識に立っておりますの
で、おっしゃるとおりに考えております。

○水口宏三君 それでは、初めに自治権の問題に
つきまして、われわれは自治権あるいは自治とい
うことばをしばしば使いますが、一体自治なりあ
るいは自治権というものをどういうふうにとらえ
ているのかということの共同の認識がありません

と議論が食い違っていると思っております。まず、いま長
官がおっしゃった自治権を最大どころではない、
これを完全に保障したいとおっしゃる、その自治
とか自治権というもののについての具体的な考え方
を聞きたいと思っております。

○國務大臣(山中貞則君) これは法的な解釈ある
いは常識的な言い方、いろいろあると思いますが、
要するに住民の手によって、住民のための、住民
の意思によって行なわれる地方の政治ということ
だろうと思っております。

○水口宏三君 いまの、住民の手によって、住民
のための地方の政治とおっしゃいましたけれども、
地方の政治というものはどういうことございませうか。

○國務大臣(山中貞則君) 私が地方と使いました
のは、国家の政治、いわゆる国の政治と地方自治
体の政治というものを分けて言うために使ったわ
けでございます。

○水口宏三君 それでは、私も大体長官と同じよう
に、私は自治という問題につきましては、法的な
解釈の問題と、常識的と申しますか、むしろ歴史
的な一つの変遷を経てきた概念、二つの概念のな
い合わせたものが現実の自治の問題ではないか、
そういう意味におきまして、おそらく法的な概念
ということになれば、憲法の九十二条に「地方自
治の本旨」ということが出ておるわけですね。
ところが憲法自体の自治の本旨が何であるかと

いうことについては、具体的に解明をしておらない。しかし、これは一般的に国家の固有な統治権に属するもの、たとえば立法権あるいは司法権あるいは外交権、行政権の中で一番問題になりまうのが国家固有の行政事務と地方自治体の事務との区分をどこにするかということについては、これは常に論争のあるところであります。立法権にいたしましては、国会は唯一の立法機関ではあるが、条例という形で準立法的な機能を地方自治体に持たしておる。しかし、いづれにしても国家固有のもの、そういう統治権に属するさまざまな権利を除いた、それ以外のものはできるだけこれを自治体に持たせるといふことであり、また国家の統治権というものができるだけ、地方自治体の政治に介入するとかあるいはこれを支配するといふ形態ではなしに、これらの権利が行使される場合に、地方自治体の自治権というものの、むしろ実施についてこれを助成をし、援助をし、発展させるような、

そういう方向をとるのがこれは私は憲法の言う「自治の本旨」という、あいまいではございますけれども法的な概念の一つだろうというふうに考えておりますが、その点はいかがでございますか。

○国務大臣(山中貞則君) 私もそのとおりだと思ひますし、異論はありませんし、地方の条例も、国の法律の範囲内ということにおいて地方独自の条例制定というものが認められておるわけでありますから、その間一方的な押しつけとか、あるいは法律を越えた条例の国家権力との対抗ということとは、基本的には起こらないはずであると思ひます。

○水口宏三君 それでは、大体まあ自治の本旨につきましての法的なと申しますが、そういう考え方にはついては、ほぼ長官も私も考え方がそう大きな開きはないと思いますが、もう一つ、私は自治という問題については歴史的な側面がある。つまり歴史的に自治というものの考え方が逐次変わってきているという側面があるんじゃないか。この歴史的意味には、もちろん地理的、自然的な条件も含めての問題でございすけれども、一般的に

自治の問題が特にまあきわ立って特殊な形態で出てくるのは島嶼の場合です。島です。島の場合に、島というのは、もちろん無人島は問題になりませんし、ごく小人数の人が住んでいる島は問題になりませんが、相当数の住民があり、一定の産業のある島の場合には、その島嶼というものが、一つの経済的に文化的に自己完結的な一つの発展をしてきたという歴史があるわけですね。したがって、そこに住んでいる民族の問題、あるいはそれと結びつく文化の問題等で、大陸諸国との結合あるいはその他の結びつきがあっても、島嶼の自治権という、こういうものは、一般的に、地理的にも歴史的にも、一般的な自治の概念より以上に、さつき長官のおっしゃったような、その島嶼における自治制というものを強く主張もし、また容認もされてきたという事実があるかと思うのでございますけれども、その点はいかがでございませうか。

○國務大臣(山中貞則君) 國際的に見ますと、日本自身もやはり島嶼国であると思います。その中で県庁所在地ぐるみ全部俗に言う島嶼の概念に当てはまるとすれば、沖縄県が唯一の県であらうと思います。まあ沖縄県の問題はこれから出るんでありましようが、やはりその島嶼によって、島の範囲内において経済、文化、政治というものが形成されてきた長い歴史を持つ地域については、国家全体の立場から見て、私もその成立の経過、過程等において異なったものが形成されておる。そういうもののよきものはなるべく尊重するということを持ち、国の政治というものはこれは行なわれなければならぬ、そう考えます。

○水口宏三君　いま長官、先にまあ沖繩の問題をおつしやったわけでございますけれども、もちろんさん沖繩、その意味で私申し上げたんでございますけれども、これは事、沖繩だけでなく、世界的にも、たとえばギリシャとキプロスの関係とか、デンマークとアイスランドの関係とか、セイロンとフエレル諸島の関係とか、デンマークとフエレル諸島の関係とか、デンマークとシチリア島の関係、あるいはイタリアとシチリア島の関係、あるいはイタリアとシチリア島の関係、

關係、こういうものは、自治というものがしばしば自治権にまで発展をしていく条件がある。そういう意味では、自治と自治権というものは必ずしも偶然と区別がつかない場合があるわけでございますね。ある程度自治の中に一定のまあ立法権の一部のものを認めるとか、あるいは、完全ではないにしても多少外交権を認めるとかという形で、特にその島嶼の場合には、自治がしばしば自治権にまで発展をする条件があるということはその国際的な状況、これまでの歴史的な關係から言ってもあり得ると思うんでございますけれども、そういう点について、長官、どう考えますか。

○國務大臣(山中貞則君) これはまあ私の立場を越えての政治家としての考え方となると思うのですが、やはりそういうケース・バイ・ケースになると思うんですけれども、ときには宗教の問題があり、ときにはまた構成する民族の本質的な差という問題があり、あるいはまた日常使用される基本的な言語の問題がある。こういうような問題等がからまつて、ときには島嶼と半島、あるいは大陸というようなものとの問題として、地方自治というものがいわゆるおっしゃるように自治権の問題として国際的な問題を提起し、国内においてもその問題を避けて通れなくなつておるといふようなケースがあることも、私は承知いたしております。

○水口宏三君　いま私があげました事例はですね、必ずしもいま長官のおっしゃったような異なった民族の問題、あるいは異なった宗教というような、きわ立つた、いわば自治権そのものの基礎をなすような条件のないところでございますね、そういうところで、ただまあ島嶼であるがゆえに、むしろ自治権というものが自決権というふうにまで發展していった事例を申し上げたわけですが、これは議論してもしかたがないのでそのままおきます。

問題は、沖縄の問題を考える場合に、これらの事例というものは非常に重要な意味をなすのではないだろうか。なぜかと申しますと、沖縄の自治の問題を考えます場合に、現在の憲法におきます自

場合に、われわれは単に形式的な法的な概念でこれを規制するのではなく、当然長官のおっしゃった、平たいことばで言えば、常識的、具体的に言えばやはり歴史の、地理的な概念というのがそれに加わらなければならぬのではないかと。そうなれば、私が申し上げるまでもなく、中世、沖繩は琉球国として独立をしておりましたし、近世になって島津支配が行なわれるし、明治になって沖繩処分という形でこれが沖繩県に組み込まれた。ところが敗戦後さらに中断されて、大統領の行政命令で一片の行政命令によって、憲法を持たない実に変則的な形ではありますが、一応その後琉球政府がつくられるというように、そういう歴史的経過をたどってきた沖繩であるということ、これは事実でございますので、別に問題はないと思うんでございますけれども、この中から、われわれは沖繩の自治というものを考える場合に、それが本土におきますむしろ長い歴史の中からつくられた鳥取県とかあるいは滋賀県、愛知県、こういう一つの本土政府と本土の各県との関係とは異なった意味で、沖繩の自治というものについて、そういう歴史的背景というものを考慮しなければならぬんじゃないだろうかということについては、いかがでございましょうか

○國務大臣(山中貞則君) 沖繩のそのような過去の特異な歩いてまいりました歴史の道のりというもののは、私どもはよく理解し、またそれを知らないければなりませんし、現に米軍施政権下においても琉球独立運動というものがありません。先般行なわれました国政参加の参議院選挙においても、琉球独立党を名乗って立候補した者もあります。それらのことを考えますと、それらの支持者の数がきわめてわずかであったとは言え、ほかの県でかりに選挙が行なわれて、その県の独立ぐらいいのこを言う者がかりにおるとしても、独立党といつて党首の名前で立候補するということ、ほかの県であるだろうかということ、私どもは、やはり単にそこに選挙につきまとう一つのとつびな行

動として見のがしてはならない、単なる泡沫候補と見のがしてはならないものを、琉球、沖縄の歴史というものはあるんだと、その点を私たちは知らなければならぬと思います。したがって今後の沖縄県、新生沖縄の出発以後の足取りというのは、私たちとして十分理解をして、そうして沖縄から見た自治というものは、沖縄から見た果のあり方というものに期待し、こたえ得るような姿勢を堅持していかなければならぬ。このことは十分戒心していくべきことであらうと考えます。

○水口宏三君 いま総務長官、もうこのことを、非常に総務長官は頭がおよろしく、先取りされても困るんですけれども、確かに例の一九五一年の講和条約締結前に、琉球がどうなるかということについて、これは私の記憶では五一年の第六回の沖縄群島会議の席上で、沖縄は将来むしろアメリカの信託統治を経て独立をすべきか、あるいはむしろ本土復帰という方向を目ざすかという論議が、相当大々的に行なわれておるわけですね。しかし、結局、独立論というのは非常に少数である。やはり本土復帰ということのほうが、これは沖縄県民の大勢であったということ。ただし問題は、本土復帰とこの沖縄県民の大勢というものの対して、それではアメリカは何で報いたか。さつき申し上げたように、大統領の行政命令という一片の行政命令によって沖縄の統治を行なったわけですね。これは私、不明にして、少なくとも一定の文化、一定の教育、一定の産業あるいは一定の行政能力を持ったそういう国民で、憲法によって保障されない、そういう人たちというのは世界広しといえども一体どこにあるのかと思うと、ないと思うのでございます。沖縄だけが、一片の大統領の行政命令というような形で、基本的な人権を全く大統領の生殺与奪の権にまかされている。もちろんアメリカの憲法が施行されているわけでもございませぬし、日本の憲法も施行されているわけでもないわけですね。そういう意味で、沖縄県民は、一九五一年の沖縄処分以後全く無権利な状態に放置されたと言っても言い過ぎじや

ないと思いますが、その点いかがですか。

○國務大臣(山中貞則君) 私も基本的にはそう思いますし、明らかに日本の潜在主権のある領土、民族が居住しておるにもかかわらず、その本国の一切の憲法をはじめとする基本的な権利をゆるる国民の一人一人に与えられる基本的な人権を含めた保護というものが、あるいは権利というものが行き渡っていない、逆に言いますと戦勝国、敗戦国の立場での力関係そのものが持ち込まれて、しかも戦勝国の憲法そのものはまた別途あるにもかかわらず、その憲法の底意も享受されてなかった。いわば植民地、という名前にはつけられませんが、実際上の行政の相当期間は植民地行政のもとに沖縄の人々が置かれてきた。この点は、私もまことに残念なことではありますが、事実であると思

います。

○水口宏三君 長官がそういう御認識に立っているとすれば非常にこれらの御質問はやりやすいわけでありますけれども、にもかかわらず、沖縄県民がみずからの力、みずからの戦いによって、教育の問題にいたしましても、教育の問題が一番大きいと思うのでございませぬけれども、自治を逐次獲得をしていった。たとえば労働権の問題にいたしましても、さまざまな面でみずからの生活を守るということを中心にした自治の権利をつくり上げてきたという事実でございませぬ。これは決して日本の本土政府が援助したわけでもない。むしろアメリカ政府はこれを弾圧しようとした。それに対してまさに沖縄県民みずからの力、戦いによってそういう自治権を逐次積み上げてきたということをわれわれは非常に評価しておるわけでございますけれども、総務長官はこの点についての評価はどうお考えになっていらっしゃるのですか、伺いたい。

○國務大臣(山中貞則君) これは、同じアメリカが日本本土と沖縄に対してとった教育委員に対する態度は、実際は全くうらはらでありまして、御承知のように、日本本土においては、むしろ教育委員の公選制というものをアメリカ側の意思が相

当強く入り込んだ形でやってきた。しかし、沖縄においては、逆に主席任命という形からくる任命制度というものを、中央から連合教育区というものに広げていこうとした。それに対して、教職員会を中心とした地域住民の人々の抵抗、みずから選んだというその民主主義の基本というものに立った抵抗が成功して現時点に立ち至っている、そういうふうには私は理解をいたしております。

○水口宏三君 そうすると、じゃ教育委員の公選制にしても、これは決して民政府の恩恵でないものであつて、沖縄県民の自治の意識に立った力、戦いによって勝ちとられたものである。私はまあ教育委員の任命制の問題あるいは選挙制の問題だけをここの質問しようとは思いませんけれども、全体的に、いま沖縄にある少なくとも自治の問題というものは、基本的に沖縄県民の力によって勝ちとられたものである。これを最大限にやっぱ尊重するということは、抽象的な法的概念における国家統治権と自治権との調整というような問題ではなくして、歴史的な問題、長官に言わせればまさに常識的に言ってわれわれは最大限に尊重するということだが、これはまたわれわれの義務であり、また沖縄返還という問題にとつての最大の課題であるというふうに私は認識しておりますが、その点について、いかがでしょう。

○國務大臣(山中貞則君) いまの問題が教育委員の問題でなくて全般的な問題であるとすれば、私もそういう方向で対処しなきゃならぬと思ひます。

○水口宏三君 どうも教育委員の問題、よほど問題があるんですが、長官お認めになりますけれども。

次に、それでは私は、さつき申し上げました国家統治権と自治権との関係で、立法権の問題について、法律の範囲内で自主性というものが、ある意味で立法の範囲内においても自治権の一つの自主性を認める道を開いている。これは事実上悪用されておりますけれども、そういう道が開かれている。もう一つの救済の道は、第九十五条だと思ふのです。その地域だけに適用される法律につい

ては、住民投票によってその可否を決定する、この問題、やはり唯一の立法機関である国会、国会が法律をつくる場合に住民の意思を尊重するという、いわば国家統治権と自治権との調整の重要な一つの窓口として憲法が規定していることだろうと思う。そういう意味で、まずこれまでのこの憲法九十五条に基づく住民投票が行なわれた事例があるのかないのか、あるとすればどの問題についてあつたのか、それを簡潔に二、三教えていただきたいと思う。

○國務大臣(山中貞則君) 憲法九十五条の適用をいたしました特別法は三つの範疇に分けられると思ひますが、第一の範疇は、広島平和記念都市建設法、長崎国際文化都市建設法、奈良国際文化は、芦屋国際文化住宅都市建設法、第二の範疇は、松江国際文化都市建設法、それから別府国際文化都市建設法、伊東国際文化都市建設法、松山国際文化都市建設法、伊東国際文化都市建設法、松山国際文化都市建設法、横浜国際文化都市建設法、第三の範疇としては、旧軍港市転換法、首都建設法、以上でございます。

○水口宏三君 その中でも、私は、三つの範疇にいま長官お分けになりましたけれども、特に重要なのは第三の範疇の問題だと思ふ。たとえば首都建設法をつくるときに住民投票が行なわれた。これはやはり首都圏という特殊な条件、そこに施行する法だからおそろく住民投票が行なわれた。沖縄については、長官も先ほどお認めになったように、歴史的に沖縄における自治というものがいかに貴重なものであるか、沖縄の自治の重みというものは、たとえば香川県に住んでいる人が香川県の自治というものを意識する以上に、これはまさに沖縄県民にとっては唯一最大のみずから戦いつつ権利として持っているわけですね。その沖縄県民にのみ適用される今回の沖縄開発庁設置法をなぜ九十五条によつて沖縄県民の住民投票にかけないのか、それをひとつお伺いしたい。というのは、逆に言えば、先ほ

ど申し上げました首都建設法の場合にはかけたにもかかわらず、今回はなぜかけないのか。

○國務大臣(山中貞副省) まず沖繩は、おとしやるように、特殊な環境のもとに本土に復帰をいたしたいと思います。その特殊な環境の中に、いろいろ理由がありますが、機構的に見ますと、国家事務というもの、これはやれないのでありますが、あるいは機能的には完全にもう一段上の民政府というものがおつたものではありますけれども、そういうもの、制肘の中であつても、やはり国家行政に属すること

機構によつて侵す分野は全くない。そういう配慮は細心の注意をいたしておりますので、沖縄県のみには適用されるという意味の地方自治を侵す、一部分的にでも侵すということはありません。すなわち、沖縄県の、住んでおる住民の本来持つておる住民自治の権利というものに対しては侵害をしておらないということから、沖縄県民に対してその賛否の必要等は、九十五条の住民投票という必要はないだろうという立場をとつておるわけであります。

なお法的な議論になりますと、法制局でも呼んで一応議論したいと思ひます。

いまの御説明は、だからこそ住民投票をやるべきだということの、むしろ私のほうから言いたいことを逆に長官のほうからおっしゃっているように受け取るんですが。

○國務大臣(山中貞則君)　そうではありませんで、沖縄県民のみに適用される法律ではなくて、沖縄県に対して国家の組織として、行政としてどのような形をとつたらよろしいかということをきめておる法律でありますから、沖縄県民を拘束し、沖縄県の自治をそれによつて奪うという性格のものが入っております。これは實際上の法律の運用

えは聞いてはならぬという理由は何にもないであつて、むしろ憲法というものは、そういう意味で私はできるだけこれを国民の立場に立つて、それが国民のためになるようにむしろ適用されるべきものであることは言うまでもないと思うのですね。これは主権者が制定した憲法なんだから、憲法の趣旨からいつてもいま長官のおつちやつたような見通しがおありになるならば、沖縄県民の危惧というものを払拭するためにもなぜ住民投票におかけにならないか。その点をどうも、私はいつも常識論を前提にお出しになる長官の感覚としてわからないのです。それを住民投票にかけては違法になるのですか。

やはり国に全部一応参りますので、それらの点から見ても、沖縄県のいままでやっていた、自分たちの範囲でできた自治の中で相当な部分、国家固有の事務というものが離れていく、このことは、やはり自治が後退したような気持ちも私はあると思うのです。それらの意識の上に今回開発庁がつくられて、出先の総合事務局が沖縄現地に置かれる、これがいろいろ御議論のありますように、各省庁の実際の現業部門も含めた膨大な機構を持っている。この点と沖縄県の自治とどうなんだ、九十五条とはどうなるかという問題になるわけでありましょうが、これは国家の行政機構として、沖

○水口宏三君 首都圈設置法の場合——それじや首都圈設置法をなせば住民投票にかけられたかについては、これは機会があれば質問いたしますけれども、省略いたしますけれども、いま長官のお話の中に、沖縄県のみにも適用される法である。沖縄県の自治はこれを侵害しない。だから住民投票にかける必要はないんだという、そういう御答弁なんです。そう理解してよろしゅうございますね。そこで、九十五条は特定の県のみにも適用される法について住民投票にかけろというんだから、その点についてはむしろ九十五条のまさに該当するそのものでございますね。

にあつて、こまかく知事、市町村長の申請もしくはそれぞれの港湾、道路、河川等の管理者というものの申請等があつた場合に初めて直轄工事、十分の十の国の工事といへども、初めて行なうことができるのであつて、申請というもののないうに押しつけるということはありませんから、法律の中で明確になつておるわけでありますから、その沖縄県のみ適用される法律といつても、沖縄県民のみを拘束する法律ではなくて、沖縄県に対して国が行なう法律であるということでありますから、まあ全然形は違ひますけれども、北海道開発の場合にもその適用はなかつたものと思つて

○国務大臣(山中貞則君) 私は憲法とかんんとかいふことじやなくて、住民投票にかけることを要しない法律である。すなわち、国の地方支分部局の構成を形づける設置法でありますから、これがそのことによつて沖縄県民の自治を侵害し、沖縄県民のみずから自治を行なう県民個々の権利というものを圧迫するというような内容のものでありますればこれは別ですけれども、単なる国の地方支分部局の機構を取りまとめたものを設置するということに、中央においては開発庁、地方においては総合事務局というものをつくるわけでありまして、その限りにおいては、法の内容において

開の長が有する権限を与えながら進出するわけでありますから、これが本来沖繩県の、他県の持つてゐるような自治権というものを侵すような部門があつてはこれはないわけであります。またこの問題は、国の出先機関のあり方としての問題でありますから、沖繩県民のためにのみこれは置かれるものでありまして、沖繩県が完全にほかの本土各県との立ちおくれを取り戻して、沖繩県独自の県政というものの基礎が固まれば、こういうものは必要のなくなるのが当然なことであります。したがつて、恒久的に沖繩の自治体としての権能を制肘していく性格を持つておりませんし、また現時点であつても、出発当時であつても、本来持つてゐる自治の権能をこの設置法に置かれた法律、

で、問題は後段の問題です。沖縄県の県民の自治を侵害するものでないというのは政府の判断であつて、地域住民がそれをどう判断するかを聞くために住民投票をやるわけでございましょう。もし、政府が考えさえすればそれは正しいんだというお考えなら、九十五条の住民投票なんて空文化ですよ。政府がそう考えても住民はそう考えているかどうか。それを聞くために住民投票をおやりになるわけでしょう。だからいまの長官の答弁か、それと、全然逆であつて、だからこそ、九十五条によつて住民投票をすべきじゃないですか。沖縄県のみ適用されるんだから、政府は沖縄県の自治を侵害しない。沖縄県民の目的を思っている。それなら堂々と住民投票をおやりになって、過半数獲得できる見通しがおありになるんでしょう。

○水口宏三君　だから、長官がそうお考えになることと、沖縄住民の立場に立てばこれはあつて置く間て伺いたいのですけれども、まさに総合事務局というものが設置されることが沖縄県民の自治を侵すのではないかと。これは異例の機関ですね。他にそういう機関はございません。したがって、長官に言わせれば、国の都合で、国の行政事務をやりやすいように沖縄県民のためになるようにつくったんだとおっしゃるけれども、沖縄県民からすれば、他の府県にはないこの総合事務局がつくられるということに対して、みずからの自治権を侵されるのではないかという危惧を持ち、それに對する反對すらあるわけですね。とすればですよ、当然沖縄県民の意思を聞くということに、逆に言

すからその限りにおいて、その内容において、その精神においても機構においても九十五条の適用を受けるべき法律ではない、そう思うわけです。

○水口宏三君 この点はどうも議論をこれ以上してもあるいは平行線をたどるかと思いますが、最後に申し上げたいのは、何回も申し上げますように、これは国の行政事務を沖縄県に適用することであつて、沖縄県民とはいわば無関係なんだという、だからこれは国がきめればいいんだという、端的に言えばそういうことになるのだと思います。ところが、国の行政事務がしばしば住民の権利を侵してきている事例は、沖縄だけでなく日本でもたくさんあるわけなんです。そういうことが沖縄の総合事務局が設置されることによって非

常に増大するおそれがあると、そういう危険を住民が持っているものであれば、それが違法でない限り、違憲でない限り、むしろ先ほど長官が沖縄における自治というものの重みを歴史的にも十分評価なさっておられるならば、何で、住民投票にかけてですと、ほんとうの、沖縄の住民がみずからの意思によってこれを歓迎するとかこれを支持するとか、そういうむしろ政治的な配慮をなさらないのか、私にはどうしても理解できません。したがって、まあこの点は平行線でございますので、どうも日ごろの長官の常識論、歯切れのいい答弁としては至ってどうも理解しにくい点でございます。私ははいやみになるが、その点だけつけ加えさせていただきます。

そこで、次に今度伺いたいのは、まあこれは開発庁そのものの問題で、これまでにも同僚議員から出されておりますのであまり詳しくは申し上げませんけれども、一つは、御承知のように沖縄県が、面積からいっても沖縄本島の二二%、今度多少削減されますから何%になりますか、これは例の米軍の基地になっておるわけでございますね。なおかつ今度新しく自衛隊の基地もつくる。しかもその基地が沖縄のいわば非常に重要な地点を占めている。しかもこの沖縄の軍事基地の評価については、アメリカ側は極東における後方展開補給基地として非常に重要視をしている。なおかつ日本の防衛庁も、どういうわけか知りませんけれども、これはまああとで議論になると思いたすけれども、相当多数の自衛隊を沖縄に送り込んでいく、そうやってまいりますと、むしろ国の観点から言くと、沖縄における軍事的価値という評価が非常に優先すると思いたす。これは日米安保条約というものが現実には結ばれており、安保条約によつてあれだけの米軍基地があり、しかも、自衛隊法によつて自衛隊がつくられ、あるいは返還協定と並行的に、法的拘束力はないといいたすけれども、久保・カーチス協定までつくって自衛隊を送り込む。そうすると、沖縄県民は少なくとも、沖縄の軍事的価値というのに対しては、もち

ろんみずからの防衛というふうには考えないでしようし、むしろこれは御承知のように被害者という意識しかないわけですね。そこで、問題は、こういう開発庁がつくられた場合に、当然この開発庁によつてつくられる開発計画というものが国の観点によつてことになる、防衛計画というものが優先され、少なくとも防衛計画がこの開発計画の中に非常に大きな影を落とす。あるいは直接的には防衛計画は無関係でしようが、間接的に開発計画の中に組み込まれていくというおそれが多分には感ぜられるんですけれども、その点について長官どう考えられますか。

○國務大臣(山中貞則君) 私は沖縄開発の今後の方向で大きなネックの一つは、沖縄本島並びにその周辺の若干の島嶼における米軍基地の広大な密度、高い密度というものが問題になることは、前から申し上げております。外交折衝によつてアメリカが沖縄と手を切つて帰っていくと、そのときに自衛隊の一部局地防衛、そういうものの機能を肩がわりしてやらうことも要求してきた。あるいは肩がわりは日本がするのが当然だという日本側の立場だったのか、その辺のところはよくわかりませんが、その点のところ、これから開発していく場合に、防衛計画というものが沖縄の開発を阻害するかどうかという問題は少し別な問題ではなからうかと思いたす。防衛庁も、米軍がどんどん引き揚げていく土地を、これはあたかも国有財産であつたものが返ってくるのかと、次々と自分たちの展開の基地にするわけではないわけでありまして、さしあたりアメリカと防衛庁とが局地防衛について取りきめをかわして、アメリカが下がっていくという約束事になっていくと私は思いたす。したがって、今後の基地縮小、そして縮小されたものは当然沖縄県民の、直接的に地主、県民、そして県の発展に貢献すべきものとして返還されるべきものである。それらはスピードも上げなければなりませんし、そしてそれらの返還のあと地というものは沖縄全体のために、地主の了解を得て発展計画の中に組み込まれていくべきものであると

考えますので、今後やはり日本の防衛計画がどのように変更しなくても、沖縄の開発に日本側の防衛庁が阻害をする要因をつくっていくということはないだろうと思いたすし、そういうことではないように努力をいたしたいと思いたす。

○水口宏三君 いまの長官の答弁では満足いたしません。たとえば一番いい例が、那覇空港一つとっても、もしこれがもつとあとでP3問題が起きた場合にはどうなるか。これは民間に返還をするという約束があつたはずですね。にもかかわらず民間には完全に返還できない。むしろ別の協定で那覇空港の一部、一部という三分の一ぐらひは米軍が使用することになる、これはまさに国家的な観点からの安保条約上の問題として国家が処理をしているわけですね。そこで、私が申し上げたいのは、沖縄の開発計画をつくる場合の姿勢として、長官は終始いまいちやうなことを言っておりまして、長官が総理におなりになって、もう日本の基本的方針をお交えになるならいざ知らず、現在少なくとも安保条約が締結され、安保条約六条に基づいての沖縄の地位というものは、ほとんどアメリカの基地が返還されるなどという状況は全くないと思いたす。これは那覇空港一つ見ても明らかでございます。これはベトナムの問題を見ても明らかでございます。だからほとんど返ってきたり別々に支障ございませんとはいふのは、これはむしろ悪い意味の常識論だと思いたす。むしろ現実の事態の推移というものは、アメリカ自身も上院でもしばしば言っておるように、沖縄におけるその軍事的な価値というものの評価は決して変わつておりません。そうなるべくと、私は最初申し上げたように、まさに沖縄における米軍基地の問題というのは、安保条約上の国家的なむしろ観点、国家的な行政対象と申しますか、そういう問題になるわけですね。これに付随して、むしろ防衛庁の問題になるでしょう。ここで防衛庁をやるうと思いたしません。ただ問題は、そういうものを踏まえた国家がいま長官のおっしゃるような、ほとんどせせせせ沖縄の軍事基

地は返ってくるのだから、それを民生に役立てるようにはしていくから別に心配はない、こんなことばだけで私は納得できませんし、むしろ国が沖縄の開発計画のいわば決定権を持つということとは、逆に沖縄開発に沖縄の防衛問題によつて歯どめをかけるという危険のほうが非常に多いと思いたす。これは那覇空港が一番いい例でございます。そういう意味におきましては、私はどうも開発庁が最終的な計画の案をつくる、これはあとで問題にいたしたいと思いたすけれども、総理がこれを決定すること、国が開発の計画の決定権を持つておる、そのいわば主たる機関である沖縄開発庁の機能というものが非常に疑問を持つております。これはひとつ常識論でなく、現状を踏まえて、もう少し長官の誠意のある御答弁を伺いた

い。

○國務大臣(山中貞則君) いまの那覇空港が典型的な例であると言われらるんですが、那覇空港は返還時においては返還をされておるという約束だつたわけですね。しかしながら、それが復帰前において工事の着工が困難である、あるいはまた暫定予算の関係等からやむを得ざる予算の執行等のおくれもありまして、当方のたとえばP3でありまして、早急に着工できないままではというやうなことが、遅延をいたしておる最大の理由であります。この約束が一方的に破られて、アメリカ側からいふとおるだけというのではないわけでありまして、しかしそのまますみやかに約束の実行を迫りませんと、するするいく可能性が、アメリカの軍・官の対立をよく知つておられますだけにあり得ると思いたしたので、先般の閣議でそのことを担当大臣として強く発言をして、外務大臣もそういうことを受けてきのうあたり答弁もいたしておるやうであります。するするやうなことで、約束事になつたやうなことにしてしまふというには私は断じて承知できません。さらに、今後那覇市の県庁所在地としての都市計画等の阻害要因である牧港米人住宅の問題とか、あるいは将来の大き

な展望として那覇軍港の問題、こういう基本的な問題について、私たちは遠慮することなく米側の交渉を持ち、これは私は先ほどどんな米側の基地が返されるからという表現を使つた覚えはあります。中には相当長期間返されないとあると存じます。この中には交渉いかんによつては返してもらわなければおかしい、返さないといつてアメリカがそれに抵抗するはずがない場所等もたびたび見ておりますし、そういう問題は、外交当事者でありませんが、県の幸福のための写真の設計に支障になると思われるものについて、私は担当大臣に、開発庁ができて開発庁長官といふことになりすれば、開発庁長官の立場から、政府の一員として当然外交当局、あるいは必要があるならば防衛当局に、県民の立場に立つてものを言うのが開発庁の長官である、そういうふうを考えます。

○水口宏三君 どうもことばじりをとらえて言うわけではありませんが、長官非常に能弁でいらつしやるので、どんな基地が返ってくるかとさつきおっしゃつたわけですが、それはことばじりではなしに、そういう感覚でこの沖繩開発というものにお取り組みになるとこれは非常に危険である。つまり国家の沖繩における最大のむしろ行政対象というのは米軍基地です、これは国家自身のですよ、安保条約に基づくこの米軍基地をどうするかということなんです。だから当然、いまの佐藤内閣がいつまで続くかわかりませんが、この安保条約というものを尊重し、安保条約というものを背景にして日本の防衛といつたてまえをとつておる限りにおいて、私は、何といつてもやはり沖繩においてこの安保条約に基づくさまざまな軍事基地の問題というものは、この問題というものが沖繩の経済開発というものに大きな影響を与えるおそれがある。この場合、国家的観点に立てばどうしても安保条約というものに比重がいくおそれがあるのではないかと、山本総務長官が、開発庁長官になつたら自分はこうするというお話がございました。

が、だれがなるかわからないし、どういふふうにな閣がなるかわからないので、これは私は、法的に、そういう過程を踏むのではなしに、だれがなつても沖繩のむしろ自治の問題なり経済開発の問題なりが沖繩県民のために行なわれるような仕組みをつくるべきだ。もし、たまたま山中長官のかわりにもつと防衛に熱心な人が開発庁長官になるかもしれない。次につくられるのは、佐藤内閣以上に安保条約を尊重する者がなるかもしれない。そういう者がなつた場合でも、私は法的にそういうものがきちんとしてできるようなことをするのが国会の任務だと思ふので、山中長官が、私は申し上げておるのであつて、山中長官が、私が開発庁長官になつたら努力しますと、それでは国会における法的な拘束性といふものは、これはもう長官を全面的に信頼しますからよろしくお願いいたしますという機嫌に落ちてしまふ。したがつて、私が申し上げておるのは決して主観的な問題ではなしに、客観的に現実になつていふ事象があるわけですから、こういうものを少しでも防止するような法的なとらえ方が必要だ。ところが、現在の開発庁のとらえ方といふものは、国がその開発の最終的な決定権を持つておるということ、これは多分に安保条約による防衛上の任務というものが優先する、あるいは、優先するかもしれないが別としても、開発の問題について大きな影響を落とし、これを阻害するおそれがある、そういうことを指摘してゐるのであつて、そういう意味からいつても、私は、どうもこの開発庁といふものの存在が、先ほど申し上げた沖繩住民にとっては非常なむしろ危惧のものになる側面を持つてゐるわけですね。だから、またもとへ戻つて九十五条の適用といふことになるわけですが、それはよしませう。少なくとももの考え方として、長官が主観的に、私がなればこうやる、こうなればこうなるというふうな、そういうことではわれわれは納得できません。法的にいかかでございますしうか、現在の開発庁は。

○國務大臣(山中貞則君) かと申しまして、おつしやることをそのとおり受け取ることにしても、そういう心配があるから開発庁設置法あるいは沖繩振興開発法等において安保条約を部分的にそこを否定するとか、及ばない範囲をつくるのかといふことは、なかなかこれは法律上もむづかしい、これはまあ与党、野党によつて感觸は違ふわけでありますが、政府はやはり一体としての立場がありまふので、それを、かりにそういう理想的な姿勢にしようとしても、煮詰めるには相当むづかしい外交折衝が要するのではないかと、思ひます。したがつて、この法律はこの法律で、いまおつしやるように振興開発計画を定めて振興開発を進めていく場合に、相当な部分の障害が米軍基地にあるだらう、この点は私も初めから肯定しておるわけでありまふ。でありますから、開発あるいはまた沖繩の繁栄を願ふ担当の大臣たる者の立場といふものは、それらのものがすみやかに沖繩の経済発展の障害から除去されていくように、そういう努力を続けていかなければならない責務がありまふといふことを言う以外には、法律的に書くのはむづかしいんじゃないかと思ふんです。

○水口宏三君 長官のおつしやつた、法律的に書くのは非常にむづかしいとおつしやいますから、それじゃ私、その点で提案いたしたいと思ひます。たとえ現在、安保条約があるのでこれを否定できない。これはそうでございます。いますぐに、われわれ安保条約を廃棄するわけはない、現在の佐藤内閣が安保条約を廃棄するわけはない、だから第六条は堅持する。第六条によつて沖繩に米軍が膨大な軍事基地を持つてゐるのが現実です。その中で先ほど申し上げた沖繩の開発といふものが行なわれる場合に、沖繩県民がこれまでの本土の政府の姿勢からいつて多分に軍事優先になつてゐるのではないかと、これを長官のそういう善意に信頼するといふことは、これは私は、さつき申し上げたように、国会が立法機関である以上、たまたま何年、長官が在職なさるか、あるいはなさらないか、その方の善意だけに信頼して、それじゃ、それをお願いするといふ言えないう意味で、法的に、たとえば開発会議の委員の任命と、それからもう一つは、振興開発の決定、これは現在、総理が行なうことになつております、法律上は、これを沖繩県知事の同意を要する、なしいは沖繩県知事の拒否権を認めるといふことを一本入れたら、これは、私がいま申し上げた点は、法的に沖繩県民の自治という観点からの経済開発といふものを沖繩県民が安心して進めていく大きなよりどころになると思ふ。したがつて決して法的に不可能ではないのであつて、なぜそういう配慮をしなかつたのかといふことをむしる伺ひたい。

○國務大臣(山中貞則君) 沖繩県知事の最終的な決定権とか、拒否権とか、そうざらざらしなければならぬといふ内容のものを沖繩県に押しつけるようなことをするのだから、沖繩県知事が反対であるような計画を沖繩に押しつけるようなことは、私はあり得ないことだと思ふのです。沖繩のためにそういう振興開発計画をつくるわけでありまふから、知事の原案作成権を認め、そして審議会——国会の御意思等も加わりまして修正された定員において、過半数沖繩の人が任命されるようにします。そして、その中には当然知事は優先的に入ります。そういうことを申し上げておるわけでありまふから、それでも、なおかつ沖繩県知事が地方自治体の長としての責任をかけて拒否権を発動しなければならぬといふような内容のものを押しつけるようなことをするのかわつた、私は、そういう事態といふものが大体ないことがこの法律なのであつて、沖繩県民のためにいいことと、この点で合意する点を実行していくといふこととでありまして、沖繩県民のためにいいこと、いい、そういうものを国がやらないといふことが前提になつて、私たちがとしては善意のつもりでおりますし、また沖繩県に何か法律のからくりでもつて最悪の場合は国の意思を押しつけてやるぞとい

うようなことを考えて法律をつくるとするなら、初めからこの法律をつくらないほうがよろしいと私は思います。私たちは沖縄に對してそういうようなことを考慮に思っていない立場にある本土の人たちでありますので、その意味においては、いろいろの御質問にはお答えしますが、基本的な姿勢において私たちはそういうつもりで出発をしておるわけでありませう。

○水口宏三君 どうもその点に關しては平行線なもので、あるいはこれ以上申し上げてもしかたがないと思ひますけれども、ただ、長官が論法をお変えになるので私は非常に困るのでございますけれども、さつきは法的に、安保条約というものがあつて、そうすれば法的にいまだどうこうすることはできないから自分たちはそういう考えで取り組むのだという御説明をなさつたので、法的にそういうことをやり得る可能性はあり得る、つまり同意を求める、このことは決して私は無理でも何でもないと思ひます。あるいはもし、長官がそういうようなことを考えていらつしやるなら、当然、沖縄県知事の同意を求めるといふことは、よりそれを法的に明らかにすることであり、しかも、これまでの経過を見ますと、軍事基地問題、あるいは軍事問題についてはしばしば政府と沖縄住民との考え方には大きなズレがあるわけなのでございませう。そういう意味で、私はむしろ同意を求めるとか、拒否権といつても全体的な拒否権は必要はないと思ひます。部分的拒否権でもけっこうだと思ひます。そういう法的な道がありますというのを申し上げておるのであつて、それを初めから——また論法がもとへ戻つて、われわれは善意でやるのだから、そんなことをやる必要はない、そんなことを言えるくらいなら初めからこの法律はつくることはない、そんな答弁は納得できない。もし長官が、それほど沖縄県民の今後の経済発展、あるいは福祉というものを考へて、なつてこの法律をおつくりになつたのなら、そういう行政的な立場からの善意というものが法的に何か保障されるために、私はこの二つの道があり

ますよということをおし上げたので、さつきは法的な方法はないとおしやつたから私は申し上げたのであつて、やる意思がないということなんでしょう。

○國務大臣(山中貞則君) それは違ひです。さつきおしやつたのは、安保条約と米軍に對する基地の提供という問題に議論を置いて言われたから、そういうことを法律に持ち込むことは困難です。そういうことから、それに引き續いて、し

からば道があるとおしやつて、拒否権なり同意なりということでおしやるならば、沖縄県知事が日米安保条約というものに対して異論を持つ、あるいは基地の提供というものに対して異論を持つ、したがつて典型的な例をあげれば、嘉手納基地というものは、嘉手納は五カ年計画でこのような開発計画を昭和四十八年度から進めてくれというような案をつくらせてくれる。それを知事が、國が了承しなかつたから知事が拒否権を發動する。そういうような具体的な点を念頭に置いて議論を展開しておられるとすれば、私はそういうことは話し合ひの中で、知事が拒否するようなことであるならばそれはやらないことになるでしょうし、知事が最終的に法的な権限で同意を要するようなことであるならば、それは事前に話のつく問題であつて、これは國の安全とか何とかいう軍事的な要素も何もない、沖縄県民のための振興開発を推進するための行政上の機構でありますから、あるいは計画でありますから、それに対して現実に処理をしていけばよろしいことでもありますから、いまの御提案は、安保条約に關係をして法律上の道があるということであれば、私はそういう問題とこの開発庁なり振興開発というものはこれは全く別なものであると、そう割り切つておりますので、答弁としてはそういうことを申し上げたつもりであります。

○水口宏三君 それはたしかです。私も別に安保条約そのものについて県知事に拒否権を持たせろと言つておるわけではない。ただ、開発計画の決定権が首相にある、國家が持つてゐる。國家とい

う観点から、たとへば少なくとも現在の佐藤内閣、これはやつぱり安保条約を非常に尊重を、なおかつアメリカ側は沖縄における軍事基地というものの価値を非常に強調してゐる。そうすると、國家が決定をする場合には、どうしてもこの基地の問題というものは優先される。ないしは開発計画の中へ非常に大きな影響を与えてくる。こういうものに対しては沖縄県知事が、沖縄の経済開発に對する計画について同意なり拒否権を持つということとは、これは私は、先ほど申し上げた沖縄県における歴史的な自治権の問題を振り返つてお考えになればわかると思ひます。沖縄県民がどれだけ反戦・復興という形で長い苦難の道を歩いてきたか。その上で獲得したもし復興であるなら、少なくとも沖縄県民がみずからの経済開発に對して少しでも基地からの悪い影響というものを少なくしたいといふ気持ちがあるのは当然だと思ひます。長官は、自分は同じ立場だとおしやいますけれども、そういうものを法的にある程度可能にするには、経済開発の内容について、國家が考へる開発計画と沖縄県民が要望する開発計画との間に大きなズレが起る可能性がある、そういう場合に、私は同意なりあるいは部分的拒否権といふものをつくることによつて法的な道がつくれますよといふことを申し上げたのであつて、ですから、長官は法的な道はないとおしやるから私は申し上げたのです。そういう観点から、なおかつそれは全然長官としては納得できない問題でありませうか。

○國務大臣(山中貞則君) これはどうもずっと議論しても見解の相違になるのじやないかと思ひます。沖縄県知事が決定をした計画に國が責任を持ち、沖縄県知事が決定をした計画に國が責任を持つ、これはなかなかかみむずかしい問題を起すことになると思ひます。國が決定をするといふのは、國の責任においてその計画を定めるといふことでありますから、定めた計画は國を拘束する、すなわちその沖縄県知事の原案作成から出

発した過程を踏まえ、國の責任においてつくられる計画というものは、それに対して國が推進し執行する責任を持たなければならぬといふことになつておるわけでありませうから、もちろん國の主張を基本的な土台とするにしても、國が行なう義務を負ふといふことになりませう、これはやはり地方自治体の意向を最大限に尊重しなければならぬ地方自治体の開発なんだから、その自治体の責任者の意向に沿つてやれといふこと、現実に知事がつくつた案そのもので知事が決定をして國が責任を負ふと言はれることとは、やはり問題は法的に提起されるのではないか。そのようなことは、やはり自治を尊重し、沖縄県民の開発計画をつくるのであつても、県知事のつくつたものに全部國が責任を持つていふことは、なかなか私どもとして法律上つくりにくいといふ気持ちがあります。

○水口宏三君 どうも長官、私の申し上げたことを誤解していらつしやるのです。知事のつくつたものをどうこう言つてゐるのじやないのだ。決定権、つまり計画の決定権は總理が持つてゐるわけなんです。これを私は決して否定してゐないのです。總理が國の計画としてつくることも否定してゐないのです。ただ問題は、行政事務といふものはしばしばその人の、さつきも例に出たように、おれは、長官は非常に沖縄のことを考へておるのだ、善意なんだ、そういう、沖縄の立場に立つのだから、自分が長官だつたらこうしますとおしやいますけれども、行政事務といふものは、その人の立場によつて、法律的な幅が非常に広げれば広いほど變つてくるし、また國家的意思というものを住民に押しつけるという傾向がある。これはもう大かたの學者の認めておることです。だからこそ私は、むしろ國で決定したものに對する沖縄県知事の同意といふことを言つておるのです。決定をするときに同意を求めて決定をする。だからもし長官がおしやるように、初めから県知事がつくつた原案について國が十分配慮をして話し合ひをしてつくるんだと、これは行政行

為すね、法的行為ではございません。だからそういう行政行為というものがその人によって非常に変わってくるおそれがある。だから最終的に、もし長官の考え方でいけばそういう計画を立ててやっていくからよろしい、それを沖縄県知事が同意をするのはあたりまえなんだ、沖縄のためやるからあたりまえだということ、同意というものを要する、決定というふうにとつて、同意は必要はないじゃないかとおっしゃるけれども、私はむしろ沖縄県知事の同意というものを法的に規定することによって、それが長官になる方が、あるいはそれが総合開発局の事務局長になる方が、沖縄県民の自治というものは法的に保障されるというところを申し上げておるのです。だから、どうも行政上の問題と法的な問題をときどき使い分けをなさるので議論が混乱すると思う。私は決して沖縄県知事がかたてにきめた、かつてというが独自にきめた開発計画を国がそのまま責任を持ってということを一言も言っておりません。逆に、長官自身が、十分相談をしてやるんだから沖縄県知事が同意するのは当然だとおっしゃるならば、同意を持たせることにどういう支障がありますか。

○国務大臣(山中貞則君) 私は沖縄県知事が同意するのは当然だと言っているのではなくて、原案を作成するのは知事である、その知事は過半数を沖縄の代表によって占められる審議会の構成者でもある。したがって、そこで知事が退場をしたり反対を表明するものを多数決できめたりということは現実にはあり得ないと思う。したがって、そのきまつた審議会の議を経たものについては国が責任を持って執行いたしますからということ、形が総理大臣の決定ということになっておるのであります。初めからそういうきつすぎたものになるだろうというのを考えておるわけではございませんから、その経過において、審議会の議論の中において、そういういま想像もしていないような、多数決において、あるいは知事が退場するよ

うな事態において決定されるようなことはあり得ない。私は思っておりますので、あえてその必要はないと考えます。

○水口宏三君 これは非常に重要な問題ですから、しつこいですが伺いますけれども、いま審議会のことを強調されましたけれども、現在ある審議会が決定された答申を政府がどこまでやっておりますか。私は全部事例をあげてもいい。私もきのう決算委員会が対外経済協力の問題について質疑をしたのであります。これは対外経済協力審議会というのがあります。そこで出した答申がございまして、これは内閣総理大臣が委託をして答申をしましたが、この答申が何一つ実行されていません。形の上で審議会があり、審議会が十分出たのだからこれはいいのだということではない。そういうことでは私は納得できないと思う。だから、行政というものはそういう危険性を持っておるわけですよ。だから、こういうものを国家の立場で法的に、沖縄県民の福祉なりあるいは沖縄県民の独自の経済発展というものができるような法律的な安全弁をつくつていこうということ、これは私はむしろ重要な点だと思う。行政的な立場からの善意とかあるいは形式とか、そういうものだけでもって済ませるというなら、何も国会でこれを審議をし、法律をつくる必要はないと思うのです。全部おまかせすればいいということになっちゃう。だから、そこそこはもう平行線だから、答弁の必要はないとおっしゃれば答弁していただくまでもなくございまして、どうも私には納得できない。

そこで、議論は逆になりますけれども、それほど長官が、この法案というものは沖縄県民の福祉のためにおっしゃるなら、もとへ戻って、九十五条の住民投票を適用して投票をすべきだと思う。沖縄県民はどういう反応を示すか、見ていただきたい。その点いかがですか。

○国務大臣(山中貞則君) これは疑義があるとか心配があるとかいうことで、九十五条の適用、運用というものはなさるべきものでない、その

実態が憲法九十五条の住民投票を必要とする内容であるかどうか、それによってきめられるべき問題だと思ひます。

○水口宏三君 必要があるかないかということ、さっき申し上げたように、私は住民投票にかけるべき性格のものである。ただ、政府はかけないといつておるだけのことで、政府は住民投票にかけることによって何ら違害にもならなければ、違法にもならなければ、そういう点は全然ないわけですね。とすれば、いま長官のおっしゃったようなそういう考え方というものを、沖縄住民がほんとうに支持するかどうか。逆に言えば、沖縄住民の支持を得るために九十五条に戻って、住民投票にかけるべきだということを申し上げて、これ以上もうこれは議論になりませんので打ち切りたいと思ひます。

○国務大臣(山中貞則君) これはそこまでの議論にはなっていないんですけれども、手続としてはどうしてもやるんだということであれば、国会法の定めたところによつて、この法律が通過いたしましたときに、制定する前に住民投票に付すべきことを、憲法九十五条の適用を国会でおきめになつて、それを受けて地方自治法というものが動いていくという過程をたどるわけでありまして、私ども政府はそう思っております。そのあとには国会の御意思におまかせするということ、反対とか賛成とかいうものじゃないと思ひます。

○水口宏三君 まあいずれにしても、それじゃこの問題は論議になりませんので、これ以上議論をしてもしかたがないと思ひますので、私の申し上げたことは、これは決して杞憂でもなければ、沖縄県民そのものがそれを心配しているからこそ、今度の復帰についても全面的な喜びをあらわしてない。またベトナムのあいつが起これば、沖縄がどういふ役割りを果たしているか、どれだけいま沖縄が急速にまた軍事基地が活気を取り戻しているか、こういう状況を十分お考えになつて、まあ長官、さつき口でちよつとおっしゃいました

ことを、自分が長官になつたらという御答弁ですが、長官になつたらよほどその点は御配慮願ひたいと思ひます。

以上で、一応それで私の第一段階の質問を終わります。次に総合事務局につきましては、きのう同僚議員からほとんど具体的な点は出ているかと思ひますので、ここで私、あえて申し上げるのは、きのうと重複しないような形で私は申し上げたいと思ひます。あるいは長官でなかつたかもしないでございまして、あるいは長官でなかつたかもしないでございまして、長官でございまして、大体まあ合同事務局をつくることによつて、各官庁の現在の、たとえば地方農政局とか地方通産局の権限を合同事務局になればおろせないんだという御答弁があつたと思ひますが、私のちよつと調べた限りにおいて、法律上のおろせないという根拠はないような気がするんでございまして、その点いかがでしょう。

○国務大臣(山中貞則君) これは確かに法的におろせないと言つた覚えは私はないのですが、これはないだろうと思ひます。しかし現実的に沖縄県の行政区画内においてのみ行なわれる国の地方支分部局である場合に、そこに通常のブロックの機関の長の有する許認可の最終権限その他がおろせるかという問題は、各省あまりにも小さい機構で出まいますから、これは現実的にはおろさく無理である、私どもは行管やその他の折衝の過程においてもそういう気持ちがいちました。したがって、これを統合された出先の集合体としての地方支分部局という形でとらえた場合に、その長の対して一括して通常の支分部局のブロックの長の有する権限を与えることは可能であるというところ、そういう措置をとつたわけでありまして、もし私の答弁が間違つていたら、ただいまの答弁が正しいと思ひます。

○水口宏三君 それでは、きのう私が伺つた法的な問題は、お取り消しになるならそれでけっこうでございます。

その次に伺いたいのは、他府県の場合には、大体まあそういうブロックの長の権限、その下に各府県の支分部局が一定の権限を持って行なっている。沖縄だけに、他府県の持つていないブロックの長の権限をおろすという事は、どうも規模的にも小さいし、やりにくい、そういうお話だったのでございますけれども、私はむしろそのために、前段であらうと沖縄における自治の問題というものの重み、このことを強調したわけでございます。しかもその点は長官も御同意なすたわけでございます。とすれば、私は、沖縄にできる各省庁の地方支分部局に、本土におけるブロックの長の持つていた権限をおろしたからといって、別に他府県の人たちが文句を言うわけでもないだろうし、むしろ沖縄における自治の歴史的な重みというものを日本政府自身がこれだけ評価しているのだと、まさに私は沖縄県民に対する敬意である。長官がおっしゃったように、これまで放置していた日本政府の責任の幾分かでも果たす私はあかしになるのではないかと。それを、ただ多少小さ過ぎるからおろしにくいとか、そんな手続問題、やはり長官がおっしゃっておられる常識論から割り切られたのでは、私は納得できません。法律的にも不可能でないなら、当然地方支分部局にこれをおろす道はあり得るのだから、むしろ総合事務局というようなことにせず、地方支分部局にブロックの長の権限をおろす。これは本土で合同庁舎方式をとっておるわけですから、不便なら合同庁舎をおつくりになるでしょう、黙っていたって。なぜ合同庁舎方式をとって、本土における地方の支分部局のブロックの長の権限をおろさないのですか。

○国務大臣(山中貞則君) これはもう絶対的にだめだという意見を私もした覚えはないので、それだけの数多くの出先がそれぞれ沖縄県の行政区域内のみで事務を処理するために出た場合に、それが全部それぞれ通常のブロックの機関の長の有する許可事務その他の権限をもつということとは、これはいままでもやってまいりました行政の立場から見ても、作業の過程から見ても、そういうことは困難です。しかし沖縄県が今日まで、いびつな形であっても国家行政事務というものを処理してもらってある。したがって、琉球政府のもとにおいて沖縄県の中において全部の事務の処理ができておつた沖縄県民の人たちが、国家事務に移つたために、国の一元になったために、それらの分野において、ブロック機関の長といえ九州まで行かなければならない場合等がある。そういう場合において、やはり非常に不便になったり、いままでと違って権力的にも国家権力が遠いところから指図してやるようなふうに見られてはいけないうし、それがまた県民の利便、サービスその他の面において、身近なところで処理してあげるほうがいいんじゃないか、こういう合同事務局の形をとることによつて、ここに集合体としてブロック機関の長の権限を与えていこう、こういう形をとったわけでありま。す。いざや沖縄県民のために考えて私どももやった措置であります。いまおっしゃったように、合同庁舎といえ、同じところにみんな入っているんだから、外から見た形においてもみんな同じだし、人間も同じだし、それぞれの国の出先のブロック機関の長が所轄していけばいい、これも私は一つの御意見だろと思ひます。そういうふうにできるものは、十一管区海上保安本部等のように、金融公庫にしても、あるいは電力株式会社にしても、そういうものは別にやっておりますが、そういうもののできにくいものをここに集めて総合事務局にしたというのであります。

○水口宏三君 どうもまた議論が混乱してきたのでございますけれども、できにくいものを集めたとおっしゃいましたけれども、私はむしろ何で財務局、農政局、通産局、海運局、陸運局、公取などというものは、これでありながら一体じゃ総合事務局に統合した支分部局と、しなかつた支分部局、この二つの地方支分部局の基準を何でおとりになったのか。

○国務大臣(山中貞則君) 単独でブロック機関の長としての権限を持ったまま支分部局として進出できるもの、そういうものは単独で出ております。それに達しないもの、そういうものは大体総合事務局の中に入っているというのであります。

○水口宏三君 単独でブロックの長の権限を行使し得るような支分部局は単独でおろしたというわけですか。

○国務大臣(山中貞則君) そういうものさしも一つあります。また行政監察事務所みたいに、国の行政を監察するのに国の行政の総合された総合事務局の中に入っているのはちよつとやりにくいだろうという事で、公取と若干ニュアンスは異なりますが、これを外に出してあるというものもあります。

○水口宏三君 いままたまた長官の話に出ました。が、私は公取を入れて行管を抜かしたのはどうも納得できないので、むしろいままでしばしば問題になるのは公取が非常に問題になっているわけですから、公取こそ独自性を持たないと、ほんとうに県民の経済活動にとつて非常な不安を与える。そういう意味では、やはり行管を入れて公取をはずすべきだと思ひます。

それからもう一つは、それじゃ何で財務局、農政局、通産局は本土のブロックの長の持つていた権限を総合事務局にしなければ地方におろしにくいのか。

○国務大臣(山中貞則君) これはもう事業分量等において、沖縄県の行政区画内においてのみ国の地方出先機関としての仕事をするわけでありまして、その量その他はごくわずかなものになり、実際上の本土のブロック的な立場から見ると、一県の中でも小さい区画になる。そういうことを考えれば、それぞれが単独で出先でブロックの長の権限を持つということはきわめて困難だということでありま。

○水口宏三君 そうすると、総合事務局をつくる、そのおそらく機構は農政、通産、海運、それぞれできるでしょう。そうすると、農政に所属する人が海運の仕事もやる、海運に属する人が通産の仕事もやるというわけですか。

○国務大臣(山中貞則君) そうではありません。海運は海運、陸運は陸運と分かれるわけですが、それはそれぞれ総合事務局局長を通じての指揮は、直接の所轄官庁というものが、運輸省なり建設省なりが持つて行なうことになるわけですから。

○水口宏三君 とすれば、たとえば通産局なり農政局をとつた場合に、本土において農政局長なりあるいは地方通産局長が持つていた権限というものが、別に総合事務局にすることによって拡大されるわけじゃないわけですね。長官は一沖縄県の仕事の分量は非常に少ないから単独ではおろしにくいとおっしゃる。総合事務局をつくり、総合事務局に入れれば、ほかのその他を手伝つて一つの大きなことができるのだというならわかりま。す。ところがそうじゃなくて、相変わらず縦割りなんだ。とすれば、じゃ、総合事務局内の農政担当者がある仕事の分量というものは、総合事務局になるうが単独の支分部局であるうが、同じわけじゃないですか。

○政府委員(岡部秀一君) それぞれの、たとえば財務部とか農林水産部とか通産産業部とかそういうそれぞれの部を置きますけれども、それぞれの部を独立でそれぞれに置くということになります。と、それについての会計あるいは人事その他庶務、すべての仕事をそれぞれの部門ごとに置かなくてはならぬわけですが、総合事務局に各部として入りますと、そういう各部に共通するところの事務というのはいくつかの総務部なりなんなりでやることのできるという点で、行政簡素化の面に沿うことができるというのであります。

○水口宏三君 私の質問に対して全然言っていないよ。何でもでもない御答弁をされるんです。権限委譲の問題を言っているんです。長官は、沖縄県という小さな県に地方支分部局をつくつた場合に事務量が非常に少ない、したがってそういうところ本土におけるブロックの長の権限をおろすということに困難であるから、総合事務局をつくることによってならそこにおろしやすいういとお話だった。ところが中身を聞いてみると、総

合事務局はつくるが、農林部は農林部、通産部は通産部として縦割りの行政が行なわれていく。そうすると、事実上は、別に総合事務局に入つたからといって地方支分部局としての任務が、あるいは仕事が拡大するわけじゃないんですね。だから何で、権限委譲の問題について、総合事務局にすれば権限を委譲しやすいか、単独の支分部局では権限を委譲しにくいのかというのを伺っているんです。一緒に合同庁舎をつくつたら清掃事務の面でいいとか、お互いに連絡しやすいからということをつくつたんでしょう。そんなことを私は聞いていないんです。それならばむしろ合同庁舎方式をおとりになつたらどうですか。

○政府委員(岡部秀一君) 各部の仕事はそれぞれおろしまして、この総合事務局においての仕事といたしましては、各部の仕事はそれぞれおろしたほかに、なお総合的にそれぞれの部局が個別的にやるといふ点で、これは各々の問題の点がありますので、そういう点を総合的に行なう、こういう点で、総合事務局に統一して入れまして、そうして一人の長がそれを統合していくというねらいを持っているわけでございます。

○水口宏三君 いやそういうことじゃなくて、権限がなぜ委譲できないかを伺っているんです。権限は委譲できるんでしょう。

○政府委員(平井勉郎君) この問題につきまして私どものほうもその審査に当たりましたので、審査についての考え方を申し上げたいと思ひますが、ただいま先生御指摘のように、地区を小地区にいたしました場合に権限を法的におろすことが絶対不可能であるかどうかという点については、必ずしも不可能ではない。これは長官も先ほど申されたとおりであります。また、現にこの沖繩開発庁の総合事務局に置かれます各部の仕事の指揮権につきましては、それぞれの所管大臣が持つということでございますので、そういう意味では、この総合事務局の性格が総合事務局なるがゆえに変わってくるというものではなくて、内地の場合と同じものであるということは先生御指摘のとおりでございます。

りでございます。ただ、こういった沖繩というきわめて限られた地域につきましてそれぞれの支分部局を設けるといふことは、行政機構の観点からいたしますと、できるだけ簡素、合理的な行政機構をつくるという立場からいたしまして、それぞれの小さな事務所をつくるということになりますので、そういったことはできるだけ避けることが望ましい。通常でございますれば県単位の機関はつくらない、許認可関係は大体各局において所轄いたしておるわけでございますから、つくらないでございまして、何ぶんにも、海を隔てて九州までいろいろ許認可関係の仕事のために出てまいるというところはたいへんだという考え方もございまして、そういった出先機関をつくることは必要である。その場合に、非常に小さな出先機関をたくさんつくりますと、それについて人事なり会計なりその他各種の庶務等を持つような機構を非常にたくさんつくることは必ずしも好ましいことではない。そういう観点から、総合事務局という形にすることが適當であろうと考えた次第でございます。そういう意味で、一つずつつくることはつくりにくいと長官が申された意味は、おそらく、実態的に見てあまりにも小さな事務所をたくさんつくることは望ましくないというふうな私どもは理解をしたわけでございます。

○水口宏三君 私は、実はきょう最初に沖繩自治の問題を長官に伺ひ、自治に関する限り長官と非常に近い立場にあるので、安心して実は質問したんです。しかし、具体的な問題に入つていくと、どんどん変わっていく。ことに、いまの局長なり他の方々の御答弁を聞いてみると、まさに長官の考へている沖繩の自治の重みというものを全然無視しておるのですね。ただ便利だから簡素化するのだ。そうではなしに、むしろ沖繩県民にとって、沖繩県民の自治にとってそれがどういふウエートを持つかという観点から、まず第一に割り切るべきだと思ひます。そういう意味において、私の申し上げたように、個々の支分部局におおせるものなら支分部局におおるし、なおかつ、小さな

事務所がめんどうならば合同庁舎をおつくりになつたらいい、何しろやつてゐるのですから。なおかつ、私が伺ひたいのは、総合事務局長の問題があるのですね。さつき岡部さんは、総合事務局局長が総合調整すると言つても、法律的には、少なくとも農林部の所管する事業、これは農林大臣の指揮監督下にあるわけでしょう。何を調整するのですか。

○政府委員(岡部秀一君) 法律的には、一人の事務局長がそれぞれの各省大臣の指揮を受ける、そういうことになっております。それで、その権限が総合事務局にありまして、それぞれ個別的にございまして、それぞれの、地連なら地連の局だけで、それぞれのその独自の立場でやるわけですが、ところが、総合事務局局長はそれぞれの省の指揮系統を受けまして、一人の人間がすべての仕事をすることになります。それぞれの省の個別的な機関だけになりますと、それぞれの省のそれぞれの立場だけでやっております。ところが一人の人は、それを集中的に自分のところで、それぞれの省の指揮命令がきますけれども、そこでそれを実際に実行に移す場合に、そちらのほうの仕事は先ずきである、この仕事とこの仕事とはこういうふうに関連をしたほうがいい、そういう実際の運営ができるという点が長官になると思ひます。

○水口宏三君 しかし、実際、行政をやつていらつしやる皆さん方のことですから、私からあえて申し上げる必要はないと思ひますけれども、おそろく、こういう機構をつくつた場合に、各官庁のなわ張り争ひというものがいかにきついかというところは皆さん御承知のとおりだと思ひます。経済企画庁一つとっても、それでしよう。経済企画庁に通産省から行つた方が、少しでも通産省の言い分を通せば、よくやつたと、本来ならば、すぐ課長にはならないけれども、戻つたら課長にしてやろう。これは実例ですよ。私だって、行政内容について全然別にしてやらない。あなたのおっしゃるのをお座敷談話で、局長は総合調整できるから、農林部はこういうふうにやりたいということ

けれども、まず通産部を先にやらして、農林部を押えます、そういう権限があるのです。それは農林省がぜひ早くやれという、そういう指示をした。これは農林部長なら農林部長は、それは一生懸命やりましよう。私はそういう意味において、局長の立場というものが、これは私は、合同庁舎の管理事務と、あるいはさつきおつしやつた総務的な、あるいは経理事務、そんな点についての仕事はあるかもわからないけれども、実質的な行政内容に総務局長がタッチするという、大体そういううたてまえじゃないでしょうか。

○政府委員(岡部秀一君) なるほど、おつしやいますとおりに、そういう点はあると思ひます。あと思ひますけれども、それを野放しに置いたのと、それをそうでない、そういう面を配慮して、できるだけ総合的に各省の総合行政をやつていくということにきめていき、そういう運用をやるのと、野放しにやるのとでは違ふと思うのです。なほどむずかしい点はございまして、それがやりやすいような機構をつくっていくということに観点を置いていくわけです。

○水口宏三君 一体、じゃああなたはあれですね、まるで沖繩総合事務局でもって沖繩を統治しようという感覚ですね。沖繩の県の行政をやるのはだれですか。沖繩県知事ですよ。沖繩県知事こそ総合的にそういうものを考へていたのであつて、むしろ、もし、長官がさつきおつしやつたように、沖繩の自治というものをほんとうに尊重するならば、農政部ではこう言つておる、通産部ではこう言つておる、知事どうしようかと、むしろ知事の判断に基づいてそれらの緩急というものが調整されるところに、地方自治というものの、特に沖繩における地方自治の重要性があると思ひます。総合事務局局長がそれをやる可能性があるし、やるほうがいいんだから総合事務局を置くんだというの、むしろ全然沖繩自治を無視しております。逆に伺ひます。総合事務局、あるいは総合事務局局長というものと対応する沖繩県はどうなるんだ、たとえば、普通ならば、大体、地

ちは、これはどうもいまの計画を見ますという
と、沖縄総合事務局の人数は八百十人になるわけ
ですね。沖縄県庁の人数はどのくらいになるので

すか。

それじゃ、いまそれを御用意なさっているそう
ですから、そのほかにもう一つ伺います。それじゃ
沖縄総合事務局の、いわば県知事と総合事務局
長、こういうものは随時連絡をとるという形なの
か、あるいは何らか定期的に会合をして、ある程
度長期的な、中期的なそういうものに対する調整
を行なうような、そういう公的な交渉の場をつく
るというふうにお考えになっているのかどうか、
その点もあわせて伺っておきたいと思います。

それじゃ時間がございますので、総合事務局
の問題、もう少し伺いたいでございますけれども、
一応総合事務局につきましては、基本的にど
うも立場が、片一方は、これは沖縄の自治にプ
ラスになる、私はむしろ沖縄の自治にとってマイ
ナスだという観点から議論を展開しましたけれども、
この点についてはだいた議論を展開しましたので、
総合事務局についてはこれで質問を打ち切りたい
と思います。

○政府委員(岡部秀一君) 知事と局長との間、こ
れは特に最初は緊密に連絡をしなければなら
ぬと思います。そういう面で、おそらく少なくと
も部長以上局長——部長以上と県の部長以上の会
合というものはひんばんに開かれて、意見の交
換、事務の調整等をやるといことが考えられま
すし、当然そちらのほうで指導していきたくと思
っております。

先ほどの御質問の沖縄県の定員は、いま数のや
りくりが、だいたい現在も進行中でありますが、大
体一万一千五百人というところでございます。

○水口宏三君 そうしますと、他府県の場合、国
の一般行政事務の規模、これは大体は支分部局で
すね、この支分部局の規模と比べて沖縄県の場合
には、総合事務局の規模というものは、これは当
然大きなものはあたりまえですけれども、あま
りに大き過ぎるようには思われる。むしろ県民の立
場からすれば、八百十人の国家公務員がそこで
もって国家行政事務と称してこまかい点にわたっ
ての、これはあとから出てくる二級河川まで申請

があればやるという、あるいは港湾についてもそ
う、そういうような事務までそこで行なわれると
いうことになってくると、これは非常に常識的な
ことばでございすけれども、沖縄への干渉とい
うような印象を持つおそれが多分にあるのではな
いか、そういう点からも私は非常に反対なんでござ
いますけれども、その点についてどうお考えに
なりますか、ひとつ伺っておきたいと思います。

○政府委員(岡部秀一君) これは個々の置きま
すと、あるいはさらにいふならば、事務、会計等の事
務が出てきますので大きくなるかもしれません。
そういう点で、行政簡素化の面で一つにしたと
いう点がございすわけです。それから、あるい
はこの点はこういう点が一つはからまっております。
八百十名という定員について、いろいろと事
務の問題、人員の問題とか話をしている点が一つ
と、それからもう一つは、沖縄の職員、これを全
部——一人も失業させてはいけないという観点ござ
います。その点で、沖縄の職員を全部引き継ぐと
いうことをやります面で、八百十名のうちで約六
百名ほどは沖縄の職員をそのまま引き継いでまい
ります。そういった点で、ここで総合事務局の
職員というのは、ほとんど沖縄の職員が仕事をや
るといことになりすので、その点は非常に密
接な関係になっていく点がまた出てくるし、それ
から向こうの失業を一人も出さないという観点で
この人員がきまつたりいたしておりますような次
第でございす。

○水口宏三君 それじゃ一応総合事務局につきま
しては、まだ問題がたぐさんありますけれども、
前も同僚議員からも質問がございましたし、時間
の点もございすので、この点は一応打ち切りま
す。

次に、沖縄のむしろ開発の問題について少し伺
いたいですけれども、沖縄の開発というものを
考える場合に、やはり現在の沖縄における産業構
造というものは基盤が基礎になっていいると思いま
すね、という現実を出発点にしない限り対策はで
きないわけでございます。そうしますと、現在の

沖縄におきます経済構造、御承知のようにむしろ
基地というものが圧倒的な力を持っている。一言
で言えば、今後の沖縄経済の開発は基地経済から
の脱却だといわれておりますけれども、われわれ
もこういう観点に立って、今後の沖縄経済の開発
についての御質問をしたいと思います。基地経済
からの脱却こそ沖縄経済の今後の発展の方向だ
という点について、御同意いただけますかどうか、
○政府委員(岡部秀一君) 御意見のとおりだと思
います。

○水口宏三君 それで、現在の沖縄におきます実
際の経済的な構造の非常に特異性というものは、
これはまあいままでは、いわば沖縄はアメリカの
施政権下にあったわけでございます。したがって、
貿易収支というの、私としては、いやな言い
方でございますけれども、実際沖縄の、琉球政府
を中心とする経済の、貿易収支を見ますと、輸入
が三億二千五百万ドル、それに対して輸出が八千
七百万ドル、二億三千八百万ドルのいわば赤字に
なっております。こういう形というものは、お
そらくも本土における各県というものをとて、
各県というものにそういう機能を持たした場合を
考えてみても、これはどのいわば赤字というもの
を生ずる県というのは非常にまれだと思ふ。むし
ろこの赤字を実際には米軍関係のさまざまな収入
によって補てんをする。不足の分は、最近、まあ
本土からの助成という形でこれを補てんしておる。
そうしますと、現在の沖縄経済というものは、全基
地に依存した経済であり、何ら拡大発展をするよ
うな基盤のない経済にまで追い込まれたというの
が現状だと思ふ。そういう意味において、私は
やはり何としてでも、この二億三千八百万ドルとい
う赤字が、これはまあ県になればそういう統計は
なくなるでしょうけれども、そういうものが解消
する方向に沖縄経済の発展というものがなければ
ならないというふうにお考えますが、その点いかが
でしょう。

○政府委員(岡部秀一君) 御意見のとおりだと思
います。

○水口宏三君 その点、じゃ基地経済からの脱却
ということも御同意願え、なおかつ、沖縄の自立
的なそういう経済発展ということも御同意いた
いたことは、私の今後の質問が、やりやすいと思
いますけれども、これは私の調べた統計を見て
も、県民所得、第一次産業が九・八％、第二次産
業が一七・七％、第三次産業が七二・六％ですね。
就業構造からいっても、第一次産業が二九・〇％、
第二次産業が一六・七％、第三次産業が五四・一
％と、圧倒的に第三次産業が多いという、このこ
とは、ある意味で高度に発達した資本主義社会に
おいて出てくる現象のようにもとれますが、そう
ではなしに、基地の存在によって土地を奪われた
農民、あるいは基地の存在によって生産活動の行
なわれない中小企業、こういう状況の中から、い
ま言ったような県民所得なりあるいは就業構造の
ゆがみが出たというふうにお考えなのですが、その
点いかがですか。

○政府委員(岡部秀一君) まあ全然基地から離れ
たとは言えないと思ふすけれども、離島及び土
地のやせている問題、あるいは水が不足である
等、そういう点からもございすますが、たしかに、
大きな基地をあそこぞ占められたという点がやっ
ぱり大きな要因になるという点は、私も同意で
るわけでございます。

○水口宏三君 それじゃ一応それも御同意いた
けたとすれば、いまその点でちよつと食い違ふの
ですけれども、しかも、こういう状況というものが
沖縄県民の意思によってつくられたものではなし
に、まさにアメリカ軍のむしろ強制的に、経
済的な強制力によって農民は土地を取り上げら
れ、さまざまな産業がゆがめられ、経済的な要素
によってこういうものがつくり上げられたわけで
ございすますが、こういう経済的な要素というもの
をできるだけ少なくし、そしてやはり本来の沖縄
の實質的な経済の基盤というものをつくっていく
ということ以外に今後の沖縄の経済発展はあり得
ないというふうにお考えますが、その点はいかが
でしょう。

○政府委員(岡部秀一君) 御意見のとおりだと思
います。

○政府委員(岡部秀一君) 理想的に申し上げますならば、それは何と云っても基地がなくなりまして、そしてその基地を振興開発に役立てるような経済計画を立てるということだと思ひますので、御意見、大体私も同じでございます。

○水口宏三君 それでは、一応私のこれから御質問する実際の経済、産業開発の基本的な問題点について、その前提となるべき条件については御同意を得られたと思ひますが、少し具体的な問題に入っていきます。

これはこまかい統計のことをここでもって一々申し上げてもしかたがないと思うのですが、たとえば沖繩県の年別の輸入の種類を見ますと、機械、運搬器具というものが二四・六%、原材料が二〇・四%、それから食料品及び動物が一九・二%というふうなそれぞれ見合つた形で進んで行われております。事実上はもうほとんど民生というものは輸入によつて、輸入にたよつて行つてゐる。これはおそろく機械というものは、実際はテレビであつてみたり、あるいは電気冷蔵庫であつてみたり、運搬器具というのは自動車だという形でもつて、實際上非常に消費物資が中心になつて輸入されてゐる。しかも、それらを輸入する県民の実際の金というものは、これは基地収入によつて得られた、そういうものが、本土からの輸入の消費に充てられてゐる。したがつて、基地収入そのものは何ら沖繩の経済の拡大再生産というものに役立ち得る余地がない。沖繩県民が少なくとも憲法で保障する最低限の文化的な健康な生活を保つていくためには、基地から得た収入というものを全部本土からの輸入にたよらなければならぬというものが現状だと思ひますので、さつき申し上げたことを逆に言い直せば、こういう点をどう解消していくかということが非常に問題だと思ひます。この点についても総合的なお考えがあれば伺いたいと思ひます。

○政府委員(岡部秀一君) その点についての計画は、まさに振興開発計画を立てて、今後十カ年の計画を立てていくことになるわけですから、

ども、まあ概略、私たちがいままでそれについてどういう大方向なんだろうかということにデザインを施した点を申し上げますと、やはり総合的な、一次、二次、三次の総合的な計画を進めていかなければならぬと思ひますけれども、やはり沖繩では本島以外の離島というものは、ほとんどサトウキビ、パイン等を主とするところの農業でございますので、第一次産業の農業というものは、やはりこれに力を注いでいかなければならぬと思ひます。そういう意味で、基幹作物はサトウキビ、パインでございますから、これを助長していくという程度にとどめるべき問題じゃないかろうか。そして、その他の特に亜熱帯性の地域というふうなところの、これは全く本土にない特殊な気候風土ですから、沖繩ではまさにこれを農業の面に生かすべきだということになりますと、ほとんど年中温暖なところでございますから、冬の東京で温室に入つてゐるようなものでございすから、そういう面で花きや……

○水口宏三君 こまかい点は各省から……

○政府委員(岡部秀一君) 花きや野菜という特殊技術を持つてそういう面の亜熱帯性の植物をこれにからませていく。それから牧畜これが一年中草があるわけですから牧草、雑草を高度に利用したところの牧畜、肉用牛の畜産関係に力を注ぐことも、大体そういう観点で第一次産業を伸ばしていくべきだろうと、こう思ふのであります。第二次産業につきましては、これは、その前に何といひましても産か基盤の問題があると思ひます。電力、水の問題、港湾、道路の問題、これにまず第一に力を注いで産業基盤の問題を早急に整えていく必要があると思ひます。そうしてさらに地場産業の維持と振興、それから何といひましても、やはりこれは本土からの進出企業ということが必要だと思ひます。その点では繰り返して言われてお

りますように、地場産業とかみ合わないよう育成をしながら、そしてまた公害を起こさないような企業、そういう面ではたとえ振興法におきましては特別の工業開発地区というものは、あるいは自由貿易地域というものを指定をいたしまして、工業開発地区では財政上あるいは税制上その他施設上の特別の企業が来いようなやり方をやつていくというようなことによりまして、第二次産業を伸ばしていくべきだろうと思ひます。第三次産業につきましても、これは全く海洋性の緑の海、島嶼、それからまた西表等の特別な秘境等がございすので、こういうものを十分に生かすというところをやるし、また伝統、工芸品あるいは伝統の舞踊等がありますから、これを助長をしていくというふうには南部戦跡等これもまた保護していくというふうな第三次産業をも大きく伸ばしていくというところで、それらの第一次、第二次産業、総合的に今後の振興計画で、沖繩県知事の、返還経済のもとに策がとられていくというふうなやつてまいるべきだと思ひます。

○水口宏三君 いまどうも長官から非常にこまかい御説明いただきましたので、せっかく各省お呼びしたのでございすけれども、各省から何う点があまりなくなるわけがございすけれども、少なくとも、基本的にまず基地経済の縮小、もちろん前提になるのは基地の縮小でございすけれども、単に基地の縮小だけにとどまらず基地経済というものを縮小していくことがこれが前提である。それからそれに伴つて第一次、第二次産業をむしろ並行的に進めていく。それに第三次産業といういまの構想、これはきのう実は同僚議員から伺つた沖繩振興開発計画というのはいつてきますか。まだはつきりわからないと思ひますけれども、その中に織り込まれるということが方向としてあれば私一応了解できますし、ただしどうもきのうの議論にもありましたように、現在本土で行なわれている新全総と同じような形のもの、沖繩に適用されるということは、これは非常に危惧を持てますが、この点は十分御理解を願ひたいと思ひます。新全総で進められてゐるいろいろな開発にも、新全総そのものを見ますと、これは何か国民生活のむしろ環境問題とかいふような点についてむしろ項目では並べてゐるのですけれども、実際に行なう開発ですか、大規模開発と稱して重化学工業重点の開発が中心に進められた傾向がございすのでその点は御留意願ひたいというところで、一応その点については終わりたいと思ひます。

そこで、長官からお話しがあつた個々の第一次産業、第二次産業、第三次産業につきましても、すでに各省とも四十七年度で一定の予算をお取りになつてゐる。しかも、当然各省は各省なりに今後の沖繩における農業あるいは今後の沖繩における工業の、まあ具体的であるかどうかは別にして、発展の方向というものを考えになつて四十七年度予算をお取りになつたのであるし、またそれを今後の開発計画に組み入れようというお考えだろふと思ひますので、そういう観点から少しいまの開発構想について、具体的な点について伺ひたいのでございすけれども、第一に、まず開発計画がつくられて、この基礎的な第一次産業を確立し、次に第二次産業を振興してというふうな、白紙の上に絵を書くような開発ではいけないわけですね。現在すでに百万の県民が沖繩県にゐるわけですね。この方々が毎日働き、収入を得、食べていかなければならぬわけですから、そういう意味で沖繩の展望は展望として、私もやはりどう取り組んでいくかということが非常に問題だと思ひます。そういう意味でひとつ、一番問題になるのは私は観光産業ですね。ところが、この観光産業といへば、一番大事な観光に依存してゐる地域としてよくハワイが例に出されるわけですが、ハワイは、ハワイ全体の経済収入の四分の一程度しかないわけですね。あとはやはりさまざまなものからの援助、あるいは第一、第二次産業から得たハワイというものの経済が成り立っている。もちろん将来的な沖繩が何か本土の人から見ると観光地と

してのみ非常に強く印象づけられますけれども、観光産業というものにウエイトを置くことは危険があるが、逆にいまの第三次産業が沖縄で不当に基地経済の中で発展しているという現状からいけば、これをあす直ちに有効に使おうとすれば非常に可能性のある産業だというふうに私自身考えますが、これは運輸省の方にお見えになっておりますね。ことし四十七年度予算の範囲内で何をやりになり、それを基礎にして将来具体的にどんな構想をお持ちになっているか、簡単によろしくごさいますから。

○説明員(住田俊一君) お答え申し上げます。

ただいま先生が御指摘のように、沖縄の経済発展のために観光産業が非常に重要であるということと、言うまでもないこととでございます。ちなみに昭和四十五年度におきまして沖縄におきまして観光客数は十七万二千三百人でございます。また観光収入が三千三百七十八万ドル、邦貨に直しまして、三百六十円で換算しまして百二十一億円でございまして、そういう意味から考えまして、観光産業は非常に重要な地位を占めていることは明らかでございます。かつまた今後沖縄の経済振興のために運輸省といったとしても、極力関係機関と連絡いたしまして、この観光の発展に尽くしていきたい、かように考えておる次第でございます。具体的には本年度の四十七年度予算によりましてと次のように決定した次第でございます。

その第一点は沖縄におきまして売り込みの需要の予測調査といたしまして大蔵省から約二百萬円の予算をちょうだいいたしました。第二点は具体的にたのまぬ部さんからもお話ございましたように、沖縄の亜熱帯性の自然景観とそれから沖縄固有の民族文化、こういったものを柱といたしまして、いわゆる海洋性の観光レクリエーション地区というものを整備していきたい、こういうことで約一千万円の予算をちょうだいいたしました。こういうことで具体的にこのいまマスタープランをつくっていききたいと考えておりますのが二点でございます。第三点といたしまして、いわゆる青年の振興策の一環といたしまして、青少年旅行村というものを現在運輸省で予算をいただまして、その一つといたしまして沖縄に現在一カ所、約三百三十万円でございまして、これを沖縄に青少年旅行村をつくるというところでいろいろ準備をしておる段階でございます。それから第四点といたしまして、今後相当に沖縄に人がふえてくるだろう、あるいは海洋博に伴いまして受け入れ施設ということが問題になりますので、それに関連しまして宿泊施設、こういうことからホテルあるいは旅館、政府登録関係のホテル並びに旅館の整備のために沖縄振興開発金融公庫から約十二億円の融資をいただくべくいろいろと各方面と連絡をしておるわけでございます。具体的にはこういつた四十七年度においては構想を持っています次第でございます。さらに今後こういう状況を見まして予算の獲得その他具体的な振興策をはかっていきたい、かように考えておる次第でございます。

○水口宏三君 いまの御答弁の中で私非常に心配いたしましたのは、特に沖縄の海洋博なんかは非常に宣伝されておりますね。何か沖縄というのは、最初に申し上げたように、将来の一大観光地になるんだという印象が本土の人たちは非常に強いわけでありまして、ところが、実際観光産業というのは、これは本土でも多くの場合大企業が土地を囲い込んで、大企業がむしろ観光のいろいろな施設をつくる、むしろ地元の人たちは観光公害と云うています。これは能登半島に私行つて事実そういうことを聞きましたし、御承知の北海道のあれは何ですか、何とか旅情のあそこなんかはまさに観光公害でありますわね。そういう意味で私はむしろ観光事業というものは、あくまでこれはいままでの沖縄の基地経済からつくられている肥大された第三次産業から本来の経済拡大発展を遂げていくための過渡的な役割は果たし得るが、決して沖縄における産業構造の中で重要な位置を占めるものではないというふうに考えておるのでございまして、そういう意味で、ひとつ観光産業というものがいまのお話を聞くと何か非常に

ただ軽い展望があり、それだけで沖縄が何か非常によくなるように伺いますが、そういう点、そういう危惧はいいかなものでございませうか。

は、それが行き過ぎになるようなことのないように厳に戒めていただきたいと思っております。これは私の意見でございますので、御答弁は必要といたしません。

○説明員(住田俊一君) お答え申し上げます。私もただいまお話しいたしましたマスタープランの開発の策定にあたりましては、もちろん先生のお指摘のように、自然との調和並びに観光公害の是正と、こういった点は十分に配慮していきたいと、かように考えておるわけでございまして、ただいま能登半島の例もございましたけれども、こういったことがないように、先般もこの問題につきまして関係機関とも打ち合わせいたしましたのでございまして、いろいろとお客が来ましてじんあ処理の問題がございまして、こういつた点につきましては厚生省と連絡をいたしまして、こういつたじんあ処理の問題の増額の問題なり、あるいは私どものほうにおきまして、観光モラル運動と、こういったものも自主的に展開していきたい、こういうことで沖縄につきましてもいま先生御心配のようにこういつた観光公害の是正なり、あるいは自然との調和という問題を常に考えながらマスタープランを考えていきたいというふうに思います。

○水口宏三君 これは最後に質問と申しますより私の危惧でございますが、現在すでに大企業が観光事業と称して土地の囲い込みをやっている、これはたまたま軍事基地によって狭められた沖縄の土地が、観光事業の名目のもとにどんどん囲い込まれていく、これは非常に危険だと思っております。これは将来の基本的な沖縄の経済発展にとって軍事基地に次ぐ大きな阻害要因になるおそれがある、これらの点については厳に戒めていただきたいことと。

それからもう一つは観光というものはいままでにお話のあったように、熱海に行くのが観光ではないんであって、むしろ沖縄の風土あるいは沖縄の文化、そういうものが保存され、そこに行くことが私は本来の観光だとするならば、いたずらに大企業の観光事業というものを奨励するようなこと

次に、それではいまの過渡的な観光産業についてその点御留意いただければ、当面重要な課題だと思っておりますが、何と云っても私は、さっき岡部さんの御答弁にあった第一次産業、第二次産業を身さしていくということが大事だと思っております。この中でも特に農林水産業の問題について少し伺いたいのでございまして、これはまあ私もちよつと沖縄へ行つて私一感じたことは、よく沖縄の地主地主ということばを使うんですね、今度にしても軍事基地の使用のために地主との契約云々、地主ということばは、それはわれわれも年寄りだからあるいはそう思うのかも知れませんが、土地を持っています人に貸してむしろ生活をしている人という印象が非常に強いんです。ところが沖縄における地主というのは、これはむしろ本土でいえば小作農だったんですね。非常に小地域の土地を持って、その上で自分が農業をやつてそうして生活をしてきた人たち、この人たちは、それは確かに土地を持っていますのだから地主といえ地主でございまして、本来地主ではない。非常に零細な小作農が非常に多かったわけでございますが、それが事実上土地を取り上げられて農業を放棄せざるを得なかった、それだけではなしに、すでにもう基地ができてからでも沖縄県における県民所得の面から見ると農業所得というのは非常に減っているわけであります。六一年が一七、六五年が一五、六八年が九・七%。言いかえれば沖縄の農業は現状においてもほとんど後退を遂げている、そうして唯一残っているのがこれはパイプでありあるいはサトウキビというモノカルチャー、しかもこれも価格の面からいくと本土からのさまざまな援助もつてかろうじてこれを維持しているのが現状だと思ふんです。

したがってこういう農業というものは基本的に

は零細性にちろん問題がございます。そうしてこれは農業の停滞を呼び起こし、現実停滞ではなくて、後退を続けて当然労働力が流出していき、そうすると農家としては農業をしなければ食べられない、兼業すればどうしても農業管理は不十分になってますます農業の生産力が低下をする、そうすればさらに何といいますが、新しく農業の規模を拡大するとかあるいは施設農業をつくるための資本が失われていくとか、とんにまたもとの農業に戻る、いまやもうちようど石をころがすように沖繩における農業というものはむしろ後退しつつある、衰微しつつあるのが現状だと思ふんです。

たまたま本土における農業問題もこれに似た形を持ちつつある、すでにまあいままでは兼業農家は第一種兼業、第二種兼業といっておりますが、第二種兼業についてはそうではないに、むしろ土地持ちサラリーマン——農家ではないんですね。沖繩の場合には本土以上にこの基地経済によってこういうことが非常に急速に進められ、そういう悪循環におちいって、本来農業で生活をし、農業が産業の基盤であった沖繩というのが全く変貌しつつあるわけでございますけれども、こういうものをどう一体転換していくのか。これは農林省の方おいでになりましたら先ほども申し上げました四十七年度の予算とからめてこの悪循環からの脱却について将来展望を簡単にひとつお述べいただきたいと思ひます。

○政府委員(中野和仁君) 沖繩の農業につきましては御指摘があるあたりでございます。私も沖繩の農業が非常に零細な規模であるということ、それから就業人口が非常に減少してまいっているということ、非常に兼業が進んでおる、そのとおりだと思ひます。その上に自然条件といいたしましても台風常襲地帯である、あるいは干ばつを受けるといふことでございます。しかしながらここで農林省としましては沖繩の農業を再建するということに立ちまして、いろいろ考えますれば、沖繩の地帯の特殊性を生かせる農業がやれるんではな

いかというふうに基本的に考えておるわけであり

ます。そこでわれわれといたしましては、先ほど岡部長官からちよつとお話があらたなわけでございしますが、まずやはり沖繩の農業をこれから生かす場合に、これは米に依存するということは必要ないと思ひます。やはりサトウキビ、それからパイナップル、それから肉用牛、野菜、こういう特殊性を生かせる農業を中心に考えるべきだと思ひます。その場合にまず先に必要なことはやはり基盤整備だと思ひます。非常に立ちおくれております。就業者一人当たりの基盤整備の国の投資額を見ても、本土に比べて沖繩はたしか三割くらい、ヘクタール当たりにしてしましてもそうでありまして、それを急速に本土並みにしたいというところであります。すでに四十七年度の予算におきましては就業者一人当たりいたしましたればたしか八〇%くらいまで追いつきました。それからヘクタール当たりをいいたしますと、内地に比べてみましても内地以上になっております。予算額では、しかし何しろ先ほど御指摘がありましたように、非常に規模が零細でありますので、そういう基盤整備事業をやっていく中でいろいろこれから問題が出てこようかと思ひますが、これを克服いたしましてやっていきたいということをお考えのわけでございします。

その場合には、何と申しまして、水源の開発が必要でありましようし、あるいは干ばつ地帯についてこれを避けるための施設が必要であらうかと思ひますと同時に、やはり零細な規模のままでなかなか生産性が上がりませんので、これはなかなか容易なことではないと思ひますけれども、サトウキビあるいはその他につきまして機械化あるいは共同化のための、経営近代化のためのいろいろな施設を導入したいと考えております。それと同時に、やはり試験、研究の面、あるいは改良、普及の面も非常に必要でございします。これを急速に内地並みにして技術水準を向上いたしたいと、こういうふうな考え方で積極的に取り組むたいと考えております。

○水口宏三君 農業の問題はもちろん沖繩だけでなく、むしろ本土の農業をどうするかということはおそろく農林省にとつては最大の課題であり、本土の農業が行き詰まっているさらに悪条件、さらに非常にレベルの低い次元での行き詰まりが沖繩にあるんではないかと思ふんです。そういう意味においては、沖繩の農業の問題というものは、私は第一に、いまの御答弁にもありましたが、基盤整備が必要でしよう。いづれにしても、まず財政的に本土が金を出すと。使い方等については、むしろ私は沖繩の方々こそあの亜熱帯地帯の農業というものは長い歴史を経験をお持ちになつておるんで、本土の農林省関係の専門家は本土の農業あるいは水田農業については高い技術的水準をお持ちかもしれないけれども、亜熱帯農業については——そう言つちや失礼かもしれないが——そういう意味で、私はずが財政資金でもって思い切つて沖繩農業の再建の基盤をつくっていくという財政的な面を非常に強調すべきだと思ひます。

それからもう一つは、やはり何と言つても農業技術、亜熱帯農業にそれは適するかどうかの選択は問題だと思ひますけれども、これがまあ伝統的に本土農業では非常に強かった、重点が置かれておつたと思ふんです。そういう意味で、惜しみなくひとつ沖繩農業への技術的な協力をしていくべきだと、それ以上に、むしろ沖繩農業の今後のあり方について本土があれ、こうしろ、これがいんだ、あれがいんだという干渉は、これは私はどうもかえつて危険なような気がするんです。これはもう農林省自身がお認めになつておるような、亜熱帯という特殊な条件があるわけですから、それからもう一つは、話がちよつと戻りますが、先ほど支分部局の中で、総合事務局の中に林野庁、水産庁の部局が入つてゐるんです。本土ではむしろカットされたものがたまたま沖繩県ではどうすべり込んだのか、入つております。そういう意

味では、林業、水産業との総合的な——水産業は非常に特殊事情があると思ひます。時間がございませんで、特に水産業については伺ひませんけれども、いづれにしても、農業、林業、水産業というものが支分部局に関する限り沖繩ではたまたま一緒にやれるわけでございします。そういう点についてまず財政援助をし、しかし干渉はしない、技術援助はするが、経営についてのいわば介入はしないということができるといふかですね。あるいは、そういうことをお考えになつていらつしやるのか、そういう観点で今後の振興計画の中へ農業開発を盛り込む考えであるのか、そういう点をお伺ひしたい。

○政府委員(中野和仁君) 農林省の場合は、これは一昨年でございしますが、農業の地域分布農業地図というのをすでにも描いております。沖繩につきましても、復帰いたしますれば、先ほど私が申し上げましたような考え方で地元とよく相談をしましてこの絵を描きたいと考えております。その場合に、本来農業の場合は、国営でやりますものも若干あるといいたしまして、大部分はやはり地元の意向によりましてそれを助成していく、ある場合には指導していくということでございます。国が一方向的に干渉するという考え方は農林省としては持つておりません。

○水口宏三君 農業問題、ほんとうならもう少し時間をかけていろいろこまかい点伺ひたいのでございしますけれども、時間がございませんで、まあいづれにしても、沖繩における農業というものがある存在によつてまずやめられ、それから以後むしろ沖繩経済構造の中で自滅の一途をたどつておる、こういう危機状況にあるということ、これをぜひひとつ念頭に置いていただきたい。これはむしろ農林省だけではなしに、総合開発計画をおつくりになる長官にもぜひひとつ——長官がおつくりになるのかどうか知りませんが、将来おつくりになるとするならば、この点についてはぜひひとつ重大な問題点として御留意願いたいと思ひます。

次に、もちろん沖縄の現在の経済構造というものは、これは林業一つとりましても、沖縄林業というのには、聞いてみますと、非常に木ははえていくようにだけれども、地質の関係、あるいはこれまでの乱伐、台風等でも、必ずしも林業がその発展する条件はあまりないらしいですね。そうすると、第一次産業というものは沖縄のやはり主産業とはなり得ない、経済構造の中で主たる産業とはやはりなり得ないのだからと思うんですね。むしろ、まずいまの後退を食い止める、これをできるだけ発展させるということは不可能であっても、全体の経済的観点から言うならば、やはり主力となるのは私は工業だと思います。

で、工業の問題につきましては、これはたまたま被災に転じて福となると申しますが、現在軍事基地があることによって道路が非常にたくさんある。あるいは電力も電力公社をつくってやっていると、あるいは港湾もその他——軍港が多いんだらうと思いますが——港湾もある、空港もある、こういう点を、長官のお考えのように将来で見るだけ軍事使用から切り離して、これをむしろ沖縄の第二次産業のむしろ一つの重要な基盤としていくとするなら、これはむしろ災に転じて福となると思いますけれども、それらの点について可能性があるのかどうか、これをひとつ伺いたい。

○国務大臣(山中貞則君) これはもうそういうことに向かつて前進しなければなりませんし、かといって、いまの体制は沖縄本島に集中してアメリカの投資は行なわれておりますから、先島拠点とその他の四十をこえる有人離島というのの対しての配慮もまた怠ってはなりませんし、離島の通信、交通あるいは医療、そういう問題等に、離島に住んでもだいたいようぶだという条件の造成にとめなければなりません。沖縄本島においては、やはり今後の工業開発等についても、そういう現在の基地というものの、あるいは返還されても、本部の飛行場みたいな、地主の手には返っても賃借料は入らなくなつて、飛行場の形態のまま一向に復元がなされない。まあ幸いにして今回

は海洋博の敷地、あるいは海洋博の際における那覇空港から本部の空港を利用するピストン往復等の交通の基地にもなり得るということ、何とか息を吹き返すわけでありませうけれども、なかなかそういう問題で、地域には必要と、そのままで思われぬもの等も返ってきたりいたします。これらの点は十分にやはり経済開発、そして二次産業の振興の上においても、いまおっしゃったように災に転じて福となるような点は積極的にこれは先取りしてやっていかなければならぬ、その点は同感でございます。

○水口宏三君 いま長官のお答えで非常に意を強うするわけでございますけれども、沖縄には御承知のように軍用道路はいくぶんあるわけなんです。そのほかにまた産業道路をつくるということと二重投資をするようなことになる。軍事優先ということをやめさせれば、これは道路にしてもあるいは港湾にしても電力にしても、かなり第二次産業に有効に使えるわけでございますので、そういう点を十分にひとつ御配慮願いたいと思います。

それからもう一つ、実はおとといの論議の中で、沖縄がたまたま地理的な位置の関係から東南アジアの窓口になる、したがって文化交流その他重要な地位を占めるだろうという御意見があったんですが、これには私多分に疑問を持つのでございまして、というのは、やはり何とて文化交流というものをやるなら、大体その頭脳が東京が中心であり、本土ならですね。むしろアジア各国とのそういうものの窓口は沖縄がなるといふことは、これは図としては考えられるけれども、現実にはあり得ない。むしろ産業的な面から考えるならば、それは私、沖縄の位置というものは、確かにアジアの中の、アジアというものを一つの面として考える場合には、かなり中心的位置にある、したがって、今後の第二次産業の位置づけというものは、そういう広い視野に立つて沖縄の第二次産業の発展ということを考えるならば、これはむしろ地理的には非常に有利な条件になるだろうと思ひます。そういう点、通産

省などどうお考えになつていらつしやるか、伺つてみたいと思ひます。

○政府委員(田中芳秋君) 御指摘のとおり、沖縄の地理的条件から見ますと、まさに長期展望におきましてはそうした有利性があるというふうに考えます。しかし私どもといたしましては、今後の開発の長期的な展望につきましては、やはり沖縄振興開発計画、これの線に沿って推進をしまひたい、このように考えておるわけでございまして、

○水口宏三君 それは一つの、さつき申し上げましたように、四十七年度予算の使い方がいいかんというところが非常に問題なんです、結局その展望を持って四十七年度予算を消化なされるだろうと思ひますので、そういう点御配慮願いたいと思ひます。これは配慮というよりは一つの展望でございまして、

で、むしろ問題は、そういう展望はあり得るが、沖縄の現状というものは、これは全く家内工業的な零細企業が、手工業が多いわけなんです。こういうものは本土においても非常な苦境に立つておる。まして沖縄の場合、よりおくれたこういう零細企業というものは、今後ますます苦境に立つてあることは火を見るより明らかだと思ひます。で、きのうのラジオでございまして、テレビでございまして、ちよつと夜に私見たんでございまして、きょうも、やはり工場が倒産をして失業保険をもらつてゐるが、将来どうするか。できれば本土へ行つて働きたいという希望者がいぶん出てゐる。だからそういうことをやっていけば、これはもうますます零細企業はつぶれる。そうして労働力は本土に入る。沖縄の過疎化が進む。過疎化が進めば沖縄の産業基盤がなくなる。これはさつき申し上げました農業と同じ悪循環を繰り返すと思ひますけれども、これは零細企業について特に本土との賃金格差の問題もあらうと思ひます。こういう点について当面どういう手当てをなさうとするのか。これをほつておけば、本年じゅうでも大量の私は労働力の流出が出てくるんじゃないかと思ひます。そういう点について、

四十七年度予算との関連でひとつ……。

○政府委員(田中芳秋君) これは、所管は中小企業庁でございますが、したがって、私からはその方針と申しますか、概要をお答えさせていただきます。と思ひます。

御承知のとおり、沖縄振興開発臨時措置法によりまして、沖縄の中小企業の近代化を促進し、自立経済の一つの柱とする必要があるというふうに考えているわけでございまして、これによりまして、現在沖縄中小企業近代化促進法に指定業種として掲げられております。たとえば漆器等の業種に加えて、本土の中小企業近代化促進法の指定業種約百四十ぐらいございまして、これ、要するに広範囲にこの指定業種の拡大をはかろうとするわけでございまして、これによりまして、この助成措置の内容をいたしましては、指定から五年以内、五年間におたりまして本土は三分の一の償却を、割り増し償却の優遇措置がございまして、沖縄につきましては二分の一という、その中のしかかも特定の業種につきましては、本土二分の一に對しまして四分の三の割り増し償却を認めるという形で、まず企業の体質を改善するような措置を講じますとともに、一方やはり金融面その他で支えて弱体でございまして、沖縄振興開発金融公庫、これよりの資金融通に遺憾なきを期したい、かように考えまして、四十七年度におきましては資金貸し出しペースで八十四億の中小企業資金ワケを設定をいたしておるわけでございまして、しかも、その金利につきましては、本土を下回る基準金利、本土は八・二%でございましてが一応七・三%の金利という形でこれが育成をはかることにしておるわけでございまして。

○水口宏三君 まあ通産省のお答え、大体そういうことにならうかと私自身も考えておつたわけでございましてけれども、問題はでございまして、さつき申し上げたように、早急に行なわれないと私は沖縄からの労働力の流出というのはいささかと奔流のように起つてくるおそれがある。これは大体本土の企業は若年労働力というものを非常に不

足して要求しておるわけでございますから、だからそういう点について、きようは労働省はあるいはお見えになっていないかもしれないけれども、労働省等に十分ひとつ御連絡になって、すでも、沖縄が過疎化してから再建しようとして、これは不可能だと思ふのです。そういう意味において、少なくとも現在ある家内工業を維持しこれを発展させて、家内工業だけじゃなくて現在ある零細企業ですね、こういうものをまず維持すると、こういうものを発展させることがやはり沖縄経済の基盤だという観点に立つて早急に手を打っていただく。

同時にでございますね。私はむしろ非常に危惧いたしますのは、きのうまあ外国資本の沖縄への進出については同僚議員からも質問がありまして、この省略をいたします。まあ外国資本の場合、これはもう多少法制的にも私は規制をしていただきたいと思ふのです。しかし、まあ本土企業が沖縄へ出ていく場合、これは法的規制というのはなかなか困難かも知れません。困難かも知れませんが、すでに本土における各種企業というものは非常にまあ巨大な企業に発達した企業が多いわけでございます。こういう企業がいきなり沖縄へ進出した場合、それはもちろんその企業の雇用能力という点からいけばプラスかも知れませんが、それによつてむしろ破産をするといふことも、つぶされていく中小企業の状況といふものを考えると、これは決して将来自立的な沖縄経済の発展にはならないのじゃないか。そういう意味において、海外資本の沖縄への進出という点については、これは法制的に規制をしていただきたい、本土の大企業の沖縄への進出という点については沖縄の地場企業の保護育成ということを中心にして、それに決して大きなマイナスを与えないような形でこれを誘導していく法的措置がとれば非常に私にはいいと思ふ。法的措置がとれるかどうかをまず第一点伺いたい。法的措置がとれないとすれば、現在の通産省のお立場でそういうことをどの程度行政的に規制し得るのか

ですね。これはまあちよつと答弁しにくいかわかりませんが、行政力の強さをひとつ伺いたいと思ひます。

○政府委員(田中孝秋君) 沖縄にありま外資の進出につきましては、過去の琉球政府時代とはや違つた形になるうかというふうに考えられますが、いずれにいたしましても、私どももいたしましては、沖縄の状況を十分判断いたしまして、外資法その他の運用適正を期したい、このように考えております。

続きまして、本土企業の進出につきましては、御指摘のとおり地場産業と競合しない業種を積極的に進出させたい。具体的にはまあ機械産業あるいは電子工業、こういったものを進出させるように努力してまいりたいと思つておりますが、法的にこれを規制し得るかという御質問でございますが、その点はきわめて、法的には規制することは困難と申し上げざるを得ないわけでございます。ただ最近におきます立地等につきましては、御承知のとおり地元の下解なくしてはなかなかこれが立地ができないわけでございます。その段階で私どももいたしましては事前に相当立地動向を把握することができるともなつておりますので、できる限りこうした沖縄への進出にあたり企業の動向をキャッチいたしまして、そうして御指摘のような方向に向かうように努力をいたしたいと思つておる次第でございます。

○水口宏三君 いまの御答弁で法的規制はできないというお話でございましたが、これは通産省の行政力をわれわれは信頼するほかにないんです。が、たまたま非常にかつこうな法的規制の場がある。これは沖縄開発計画です。そこで、通産省としてそういうお考えを持っているならば、私はむしろ沖縄県知事の出す開発計画というものは、おそれる地場産業の保護育成ということが重点になるうかと思ひます。したがつてそれをできるだけ尊重して、そうして本土企業の沖縄への進出については、幾つかの条件があると思ひます。たとえば、公害をなるべく起こさないような条件とか、

最も重要なのは、いま言ったような地場産業を圧迫しないような条件とか、そういうことを十分通産省としてお考えになり、これは総務長官にぜひお願いしたいんですが、開発計画の中でこういう点を明確にして、これによつて規制していく、これは私は計画ができれば、直接的な法的規制力はないけれども、間接的には相当大きな規制力になると思ひます。その点の可能性について伺ひいたします。

○国務大臣(山中貞則君) これはすでに通産省の法律でやることは私企業に対してでありますので、許可事業は別ですけれども、そういうことで、たとえば振興開発の中のいまおっしゃつたような計画の中で、特定事業所を知事が申請によつて認可する場合、こういうものは競合産業であつたとわかつたら認可しませんが、したがつて、税制の恩恵その他ありません。むしろ振興開発金融公庫から融資をいたします場合も、沖縄現地の既存産業と競合し、もしくは成圧するといふようなものである場合において、融資の対象にしませんから、そうすると本土の開墾で、引くくつめて政策金融は振興開発金融公庫に入つておりますので、沖縄の振興開発金融公庫から融資を受けられないのに、沖縄に入るための融資を本土の親銀行のほうから借りてやるという網の目をくぐることはできないわけでありまして、そういう点はすでに判断の準備はいたしております。

○水口宏三君 いま通産省からのお答えを、特に総務長官が、むしろ間接的な方法であれば法的な規制ができる。しかもこれが通産省が、いまお述べになつたようなそういう方向にこれを規制していくといふこと、これはぜひ実施していただきたいと思ひます。

それから最後に、いままでの、たとえば観光産業にいたしましても、あるいは第一次産業である農業にいたしましても、第二次産業である工業にいたしましても、これはやっぱり社会投資が不足しておる。いわば基盤整備が前提であるといふこ

とは、これは各省からの御意見であるわけですが、各省は各省なりに、みずからの予算の範囲内でおやりになる面もあるうかと思ひますけれども、基本的には、何といつても建設省が担当していらっしゃる地域開発の基本的な基盤整備といふことが問題だと建設省はお思ひになつていらつしやると思ひます。以上各一次産業、二次産業、三次産業といふものを含めて、これらが将来沖縄の健全な経済構造を持つ自立的発展に役立つような基盤整備といふものは、どういふふうにお考えになつておるのか、四十七年度予算でどういふことを着手なさうと思つておるのか、これを伺ひたいと思ひます。

○政府委員(山岡一男君) いま先生御指摘いただきましたけれども、建設省といたしましては、所管の事業の中で、それらの産業の基盤となります特に道路の整備、それから災害の防御をいたします治山治水、それから生活関連の施設でございますが、公営下水道、公営住宅等の施設の整備をそれらのもに関連させまして、基礎となるべきものについて、なるべく早急に整備を進めてまいりたいと思つております。ただその場合に、本土並みの水準と比べまして、相当おくれしております。当面の目標といたしましては、なるべく早く本土並み水準まで引き上げるといふことを当面の目標といたしまして、来年度予算等は計上をいたしております。国費の総額にいたしまして百四十七億七千三百萬。この中で直轄事業費が四十八億二千九百萬、補助事業費が九十九億四千四百萬、それらに地元負担を入れますと、全体の事業費は百七十九億三千七百萬、この事業費をもちまして、それらの事業を来年度やるわけでございますけれども、道路につきましては、国道の五十八号、三百二十九号、三百三十号を一部直轄、一部補助で進めます。その他地方道の交通安全等を進めまふと。区画整理八カ所、街路二十二カ所、河川等につきましては、国場川ほか十河川、ダムにつきましては、辺野喜川ほか六河川の調査、福地ダム、安波・普久・新川ダムの建設、宮良ダムの調査

費補助。砂防は幸地川ほか五溪流、それから新里地区の地すべり等につきまして補助を行ないます。海岸につきましては辺土名ほか八海岸の事業に着手をいたします。公園につきましては、平和記念公園ほか十四カ所、下水道につきましては、中部流域下水道ほか十三カ所、公営住宅につきましては九百戸。以上を来年はやるようにしております。

○水口宏三君 いまいへんこまかい御説明をいただいたのでございますけれども、沖繩においては特にそういう社会資本の投資がなされておる、あるいは基盤の整備がなされておる、それは事実だと思ひます。本土でも問題になっておりますたとえば高速道路一つ問題にとりまして、高速道路をつくるということによって利便を受ける人、これによって被害を受ける人があるわけですから、ことに沖繩のように、まだ非常におくれている産業構造の中で、建設省は非常に優秀な技術を持ち、また建設会社は巨額の資本を持っております。また基盤の整備、社会資本の整備ということばは流行ですから、国家財政につき合せて、将来展望を持つことは必要でございますけれども、むしろ現在の沖繩の実態に即さないような、そういう形での行き過ぎた形での道路の建設が行なわれる、あるいは河川の改修が行なわれるということ、私は多少心配しております。先ほど申し上げましたように、幸か不幸かというよりは、災いを転じて福となすという意味において、現在の重要道路を軍事優先から産業優先に切りかえることによつて、少なくとも新しく農地の土地をつぶす必要はないわけですから、ことに沖繩にとつて土地は希少価値だと思ひます。そういう意味においても、建設省の計画、それが非常に大きな意味をお持ちになることはけつこうでございますけれども、現状というものを考えた場合には、できるだけひとつ既存のものの有効な利用ということに重点を置かれることのほうが私は先決ではないか。あの零細な農業、あるいは非常におくられた零細企業、そういうところでブルトーザーが突つ走つて、道路

をつくつたところで、この道路を利用できるのは、おそらく本土から来た観光客がぶつとばして沖繩はきれいだと眺めるとか、あるいは大産業がそれを適当に使うという程度であつて、沖繩を私はほんとうに長期的に見た開発の第一歩として、かえつて逆になるおそれがある。そういう点で、たとえば、長官にお願ひをするのでございまして、たゞも、開発計画をおつくりになる場合に、ただ、はでに社会投資を行なつてりつぱな道路をつくり出すという形になるおそれが多分にあるのでございまして、沖繩で二の舞いをしないように、ぜひ開発計画の中にそういう点を十分お考え願ひたいんですが、その点いかがですか。

○國務大臣(山中貞則君) 現在の軍道並びに各道府道、これは全部復旧の時点において国道、県道、市町村道等に移管をされます。これについては、まだ地主に對しまして賃借料も払つていないようなところもございまして、そういうところは県の道路になりまして、全額国が賃借料もみる、そして買取費も全額みるということ、逐次買取を進めて、文字どおり国道、文字どおり県の道路というふうな予算措置はいたしてございまして、したがつて、現在は那覇空港の米軍の住宅地帯のところ、国道三号線、向こうで県道三号線といつておりまして、三号線閉鎖されておりますが、これも復旧の日には、現在外交折衝をいたしておりますが、ほぼ煮熟まつておりますけれども、そこは完全に復旧の日の時点において国道に編入される条満から東海岸を通つて那覇に戻つてくる循環線の一環としてそれはオープンされることになる予定であります。したがつて、地域住民のために道路があつてそれが利用されているものが拒まれておるもの、あるいは道路の上の一切の取り締まり権限、そういうものが全部国、県の手に戻つてまいりますので、急速に進めてまいらる過程の中で自主性を持った形で、それこそ本土並みの開発ができるものと考えます。

んありますけれども、あと二点だけ伺つてやめたいと思ひます。一つは、沖繩の県民の請求権の問題ですね。これはこの附則の第三條の読みかえによつて、これはまだ審議に入つておりませんけれども、防衛施設庁が担当する請求権以外の請求権はこの開発庁が受け持つということになるわけですか。

○國務大臣(山中貞則君) 当初本土においては、駐留米軍との関係の一切の問題は法律も全部防衛施設庁の所管であり、その処理も講和前人身被害から始まつて一切のものが防衛施設庁で処理されておりましたので、全部を防衛施設庁といつてもいいのでありますが、その後昨年の沖繩国会、今回の予算委員会等において総理のほうから、やはり沖繩においては数々の特殊な環境下にあつたので、一番なじんでいる総理府というものがめんどうを見るようにしたい、こういう意向とされる発言がございました。それを受けて、松井誠議員のたしか質問だつたと思ひますが、私も作業を進めてまいりまして、防衛庁とも合意をいたしましたし、そして総理も了解をいたしました。その後、講和前の問題ではなくて、本土降伏前の沖繩が六月二十六日から、戦終結のときから、あるいは二ミツツ布告といつていいかもしれません、本土が敗戦に至るまでの間に、やはり講和前人身被害の補償があるならば、これは降伏以前の人身被害も全く同様以上にあるに違ひないし、あるいはまた最近、日本人同士の中における、軍といふ名と一般の地域住民という名と相違はあつたといひえ、信じられないような事態が表に出てまいつております。これらのことを考えますと、沖繩の気の毒な状態に置かれた戦争中、戦後の長い期間を通じて、これはちよつと本土法だけでは、既存の法だけでは解決できない問題が一ぱいあることがわかつてまいりました。したがつて、今回開発庁でやる仕事の、たゞいま言われました政令の中にそのことを取り込んでまいつた次第であります。

に對して一応答弁いたしました。その文章が最終的に法制局において検討の結果、表現が簡単になつておりますので、中身は同じであります。あらためてきょうこでその点を讀ましていただきます。

「附則第三條第一項の政令で定めるものは次のとおりとする。一、通貨等の切替対策、土地の権利関係を明確にするために必要な資料の収集その他の調査」、これは例の土地調査の問題が沖繩だけの特殊事情があるというので、明確に総理府が責任を持つことにいたしました。アメリカ合衆国の軍隊に接収された校地に代えて借り受けている公立小学校の校地の購入の助成、これから先がたいだま申しましたことを含むわけでありまして、そのために書いたわけですから、その他復旧前における沖繩の特殊事情に起因する事項で、復旧に伴ひ、特に対策を講ずる必要があるもの、これでもつてその処理を総理府がいたしますということを明確にいたしました。まだほかにも項目がございしますが、関係ございせん。

以上申し上げます。

○水口宏三君 それでは一応附則第三條の問題点で、これは私が申し上げるまでもございせんけれども、例の屋良さんのお出しになつた建議書の中でさまざまな請求権があるが、こういうものができるだけ満たされるように、今後具体的に法律案をおつくりになる場合、ぜひひとつ御考慮願ひたいし、その時点でまた審議をしていきたいと思ひます。

もう一点だけ、簡単なことです。行管の方お見えになつておりますね。実はこれを見ますと、沖繩の地方事務官制度がそのまま残るわけなんです。地方事務官制度については、これは何回か行政改革の中で逐次減らして、暫定的に置いておくんだということだつたんですけれども、少なくとも沖繩開発庁をつくるということは全く新しいことであり、長官のことばをかりれば、まさに沖繩県民のためにほんとうに献身的に開発に従事する人たちと。そういう意味では、地方事務官制

度をいつまでもぶら下げておく必要はないので、いい機会なんでも地方事務官制度を沖繩については廃止するという御意思はございませんか。

○政府委員(平井通郎君) 地方事務官制度の問題につきましては、先生御指摘のように第一次の行政改革におきましても、行政改革計画におきましても廃止する方向で検討するということを進めておりますし、第二次の行政改革計画におきまして、陸運行政機構並びに地方労働行政機構のあり方等を関連させて検討することが決定されているわけでございます。ただ、私いま申し上げましたように、事務官制度のみを廃止するというのは事実問題としてはなかなかおぼつかないところがございます。やはり行政機構のあり方、国と地方の事務配分のあり方等を関連させて検討する必要があるわけでございます。そういう点の検討は現在お進められている段階でございますので、沖繩のみにつきまして直ちに地方事務官制度を廃止するということは、実際問題としてできなかったわけでございます。

○水口宏三君 それじゃこれで一応質問を終わりますが、いまの御答弁ではちよつと私不満なのは、沖繩の自治ということ、これが重いということ、これは決して本土各県の自治とは違ふということ、これは長官もお認めになっておる。私はいいい機会だと思ひますので、より一そう御努力なさって、地方事務官制度が廃止できるものならばぜひこの際沖繩に關する限り廃止をしていただきたいと思ひます。これは希望意見でございます。

以上でもって私の質問を終わりたいと思ひます。

○峯山昭範君 もうすでにたくさん同僚議員のほうから種々あらゆる角度から質問がございまして、私、私も多少角度を変えて質問したいと思ひます。

【委員長退席、理事町村金五君着席】

まあ、今回の問題につきましては、あらゆる問題がふくまれているので、私はきょうは特に行政官に御出席をいただきまして、行政改革という面から今回の沖繩の開庁あるいは総

合事務局の設置という問題をこれから質問をしたいと思ひます。

先ほどの同僚議員の質問の答弁にも、地方支分部局の改廃の問題が出てまいりましたが、こういうような問題も含めまして行政改革ということがずいぶん叫ばれて長くなるわけですが、しかも相当な費用を費やしてこの行政改革という問題に行政当局も取り組んできたはずであります。しかしながら、この改革がなかなか進まないというところはもういろいろ言われております。そこで私は、今回の質問に入りまして前提として、初めに行政官長官にお伺いしたいのですが、今回の沖繩の返還に伴っていままでいろいろ質問がございました。開庁あるいは総合事務局、あるいはそれに付随するいろいろな行政機関ができるわけがあります。それに伴い定員等もそれぞれきまるわけがあります。また、あるいはこれらに配置される人たちは総定員法のワケからはずれるなんというところもずいぶん出てまいります。いろいろあると思ひますが、今回の沖繩の返還にあたって行政官として特に配慮して、こういう点とこういう点とこういう点は配慮をして、今回のこの沖繩開庁あるいは総合事務局の設置をやつたのだというその主要なものを初めに大臣にお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(中村實太君) 御質問の焦点であります沖繩の今回の本土復帰に伴う行政改革の問題でございますが、御承知のように本土復帰後の沖繩のあらゆる行政の実態が特殊事情がございしますので、その沖繩の特殊事情を踏まえて、沖繩県民のためにどうしたらいいかというふうなことから、沖繩の場合には一つの特例的な措置がとられてきておるところであります。その詳細の点につきましては、管理局長から答えさせていただきます。思ひます。

○政府委員(平井通郎君) ただいま長官から申し上げましたように、沖繩の特殊事情を考慮しつつ行政改革についての基本的な考え方を貫いていくというのが私どもの姿勢でございます。一般

に申し上げますならば、一方では、国の出先機関の設置にあたりましては、住民の便益を考慮しつつ、かつ他方におきましては必要最小限度の簡素、効率的なものをつくるというのが行政機構の設置についての基本的な姿勢でございます。沖繩における機構の新設にあたりましては、このような方針を貫いたつもりでございます。

ただ、県単位の機構として考えました場合に、沖繩の特殊性をいたしまして、先般から議論されておりますように、国の出先機関として管区単位の機関は本来からいへば県単位の機関としては置かれないわけでございますが、先般御説明申し上げておりますように、沖繩の県民の便益等を考慮いたしまして、特に総合開発事務局を設けることにいたしましたような次第でございます。

その他の機構につきましても、私もいたしまして、できる限り現地の実情を勘案しつつ、また具体的に沖繩県からの人員の引き継ぎ等もあることも考慮いたしまして、本土における類似各県の規模等をもしん酌しつつ、定員なり機構なりを査定してまいつたつもりでございます。

○峯山昭範君 大臣は、この沖繩の返還ということとが具体的に出来てまいりましてからもうすでに大臣としてずっとやっていらつしやるわけですね。そういう点から考えますと、私は、大臣が特にこういう点には力を入れたというの、やっぱり大臣自身の頭の中に入つていなければいけません。と思うのです。といひますのは、これは私、質問の前提として申し上げるわけですが、いま大臣も局長も答弁の初めに、必ず沖繩は特殊事情があるので、あるいは沖繩のいろいろな実情に合せて、こういうことばが出てくる。そうすると、行政改革という面から考えた場合に、大臣は国内におけるところの、いままで、あらゆる行政改革を進めてまいりました。そのための閣議決定なりあるいはあらゆるものがいっぱいありますね。そういうふうなものは一切無視をして、この沖繩のこういうふうな行政のいわゆる中心をなすそれぞれの機関を設けられたのか、あらゆること

で特殊事情があつたにしても、多少なりとも国内における、そういうふうな行政改革に必要な閣議決定なり何なり、そういうふうなものを参考にしつつ今回のこういうふうなものを立案されたのか、それはどうですか。

○国務大臣(中村實太君) 御指摘のとおりでございます。本土の行政改革の線にできるだけ沿わせていくというのは、それは基本でありますけれども、たとえて言いますと、人員等に關しましては、本土並みに一氣に減らしていくというふうなことはかなりの無理がある。そういう点がやはり一つございまして、その他のいろいろさきから申しますように特殊の事情がありますので、まあ一氣に本土と同じような線をやつていくということにはやはり無理があるということ、なるべく無理をしないようにスムーズに、少し時間をかけましても、本土の線にそえていくという基本的な態度で臨んだのでございます。

○峯山昭範君 そうすると、これはまだ私は質問に入る前提で申し上げても、それらの特殊事情というのは、これは特殊事情ですから、いつまでも特殊事情じゃないと思ひます。どの程度特殊事情と考へられているのですか。要するに、これは沖繩の特殊事情というその頭の特種事情というのは、いつになったらとれるのであろう。何年くらいたつたらとれると考へて今回のあらゆるこの処置をされたのか。

○政府委員(平井通郎君) まず機構の問題につきましては、中心となつております沖繩開庁、その総合事務局の基本的な考え方、沖繩振興開発計画と即して考へられておるわけでございます。そういう意味におきましては、沖繩総合事務局の機関というものは、やはりそういう開庁計画とやらはらに推移するものと考へておるわけでございます。その他各省の出先で特に特例的に設けられておるもの等につきましては、これは現地の行政需要の推移等をよく見定めまして、それぞれ必要な期間が終つて、現地とも御了解がついた場合において解消することがあるかと思

います。その期間等につきましては、率直に申し上げまして、ただだけの期間が必要であるかというのは、私ども、必ずしもつまびらかにいたしておりませんけれども、それは全体としての行政需要の推移等によって、決定されてくるものと考えている次第でございます。

○峯山昭範君　これではまだなかなか中へ入れないわけですが、これは総務長官、私、いままでいろいろ答弁を聞いておりましてね、いまの沖繩の

開発振興計画ですね、これは一応十年の時限立法になっておりますね。この十年の時限立法ということを頭にに入れて、いま局長は答弁されたと思うのですよ。そうすると、沖縄開発庁というのはこれは十年間なんですがね、そういうふうな、私は少なくとも沖縄開発庁——北海道開発庁と多少内閣容は違うと思いますがね。北海道開発庁はすでに二十数年のあれがありますね。そういうような点から考えてみましても、沖縄開発庁そのものが、これは恒久的な機関であるかどうかということにもひっかかってくるわけですけれども、こころ辺りのところは、いま局長がおっしゃったように、やはり沖縄振興開発計画ですか、十年の時限立法とうらはらのものであるという話がありましたけれども、そういうふうな考え方であるのですか、沖縄開発庁というのは。

○國務大臣(山中貞則君)　ここは一応前提は、沖繩県が本土各県と同じようなレベルに到達し、そして、沖繩県が占めるべき地位というものが県政の上で確立されるということを希望しておりますから、それが十カ年計画で終了して、その地位が確立される見通しが立てば、私はやはり、たくさん疑問を持って質疑応答がありましたように、開発庁なり総合事務局というものは、できれば十年でなくなったほうがいいと思います。しかし、沖繩県民の希望になおかつ沿い得ないような場合がかりに起こる場合には、それはそのときの情勢に応じて、これは沖繩県民の側の、沖繩県側の意向というものを前提にして、その際に議論しなければならぬと思いますが、一応はただいまの平井

局長の答弁いたしましたような線で出発したいと思えます。

○峯山昭範君　そうすると、いま、私は沖繩開発庁というふうな意味で申し上げましたが、この沖繩開発庁とは別に、現地にできる総合事務局ですね、これはどうですか。

○國務大臣(山中貞則君) これは沖繩開発庁の出先の総合事務局でありますから、やはり同じことであります。

○**峯山昭範君** ということは、出先の機関であるから同じだけ、十年間、とりあえずそういうような考え方でいいわけですね。——わかりました。

それじゃ、一応それだけを前提にしましていろいろと中へ入ってまいりたいと思いますが、すでに先日の質問で答弁がございましたが、先

日の新聞等で、琉球政府の職員を引き継ぎの問題が相当報道されております。とりあえず私は、先日お伺いした同僚議員の質問を聞いておりましたた

玆、玆の職員の皆さん、一万八千四百人、そのうち國へ六千四百人、それから県へ一万人、市町村へ百人、そういうふうな引き継がれる、そういうぐあい、これは同じ、これです。

が、この点はそのとおりですか。

○政府委員(岡部秀一君) そのとおりでございます。

○**峯山昭範君** そうすると、国へ六千四百人参るわけですが、この六千四百人の内訳というのは大体どういうぐあいになりますか。

○政府委員(岡部秀一君) これはまだ、相当なお現在でも人員の増減がございますけれども、一応現在の状況を申し上げますと、裁判所が四百四十

六、人事院が九、総理府が六百十八、そのうち警察庁が三十六、行政管理庁二十一、防衛施設庁三十五、環境庁一、沖縄開発庁が五百二十五、それ

から法務省が千四十一、大蔵省が七百十四、文部省が八百八十六、厚生省が六百七十六、農林省が九十二、通商産業省が二、運輸省が四百、郵政省

が千二百五十一、労働省が二百五十八、建設省が七、合わせて六千四百人、大体こんな状況でござ

いますが、いま盛んにその具体的な人間の当たり
 をしておりますので、数字の動きはなおあるわけ
 でございいます。

○**峯山昭範君** 先ほどの水口委員の質問の中にもちよつとございましたが、この振り分けた数字だけを見ておりますと、非常に国の機関の人数が多

いというのが非常に明快に出ております。そこで私は、こういうふうな人員の振り当てといえますかね、振り分けといえますのですか、これはどこ

でやるんですか。

○政府委員(岡部秀一君) 各省と、それから琉球政府とで合意をいたしております。

が、先ほど水口委員の質問のときに出てまいりましたこの地方のいわゆる出先機関ですね、こういう

うふうなものは行政改革という面から考えてもこの際できるだけもう沖縄県のほうに譲ってしまふと、そういうふうな考え方というのはこの際やうと、そういうふうな考え方というのはいまのときだと思ふところだ。要緊問題として、

ういうふうな行政事務の配分ですね、こういうようなものの基本的な考え方というのは、先ほど局長からもうひとつ答弁ございましたけれども、実

「行政事務の配分に関する改革意見」というのが現実に出ているわけですね。こういうふうなところ

の意見というのは、私は、現実には内地では、これはもうなかなか実行できない、このとおりならな
いということ、**相当いろんな点で問題**になっ

いるわけですね。そういう点から考えてみますと、先ほど地方自治ということを相当尊重して、そして大幅な権限委譲ということもずいぶん話がござい

いましたけれども、私は、こういうふうな何と
うか、戦後二十数年間にわたるそれこそ沖縄の県
民の皆さんの苦勞、あるいは沖縄県独自で国の機

関の、いままで国でやる仕事も、また地方自治体としてやる仕事も、両方あわせてやっておった、両方やっていたわけですから、この際国で取り上

げるといふのじゃなくて、できるだけ国のほうでやるべきじゃないか、こういうぐあいに私たちは

考えるわけでありませうけれども、ここら辺のところはどうですか。

〔理事町村金五君退席、委員長着席〕

○國務大臣(山中貞則君) 国の固有の事務というもの、国が予算上も行政上も全責任をもつてやらなければならぬ事務がございます。したがつ

て沖縄県だけにそれを県でやらせるというのには、県のほうも場合によっては迷惑な仕事もありますし、なかなかむずかしい問題が法的にも現実的に

もあると思います。沖縄県が、今日までの長きにわたって、不完全な形であったとはいえ、国家事務までやっていた事実から考えて、これが不便な、

いわゆる住民から見て不便な状態に、復帰したらなったということがあってはなりませんので、そこで、いろいろな御批判をいただきながらも、現

地に総合事務局をつくって、フロックの長の権限でそれらの事務が処理できるようにしたいという配慮をしたわけでございます。お気持ちにについては、いろいろあります。国々当たりですと、な

「なかなかあるいは県も希望しないこともずいぶんあるわけでございます。」

かし国の事務、県の事務の配分なんということを考える場合、やはりこういうふうなときにほんとうのあるべき姿というものに私はしないと、内地

のほかの府県と同じように、たとえばいま内地で問題になっております職安とか、社会保険とか、逓運事務所とか、これは行政改革の第一次から順

番に出てきていまだに解決しない、こういう問題が現実にあるわけです。そして、これは当然地方自治体でやったほうが住民のためにもいい、現

実にそういうような声が全体的に強いわけです、実際のところ。そういう点からいきますと、私はほんとうはこういうような問題も、地方事務官制

度は廃止して全部沖繩のほうでやったほうがいいのか、そこら辺のところは実際問題、たとえば内

地でこういうのが問題になっている、沖縄ではどうするか、そういう点については、やはり

具体的に話が出たのでしょうか、どうでしょうか。

○國務大臣(山中貞則君) もちろんこまかくいろいろと検討はいたしております。たとえば自動車検査の行政等は、現在琉球では民間がやっております。しかしながら復帰いたしますと、今度は一応新車等についてはどうしてもこれを国の安全基準その他で検査をしなければならぬという事になっておりますから、民間に委託してこの新車は安全であるという様な、そういう判断を民間でしてよろしいというわけにはなかなかまいらない。しかし、一般のその他の検査業務というものは、これは民間のほうでやりなってもいいのじゃないかということ、民間のほうで引き続き沖縄ではやれるような配慮等もいたしておるわけでありませう。

○峯山昭範君 それじゃ、その点はそのくらいにしまして、先ほどちょっと出てまいりました、総合事務局の中へ組み入れた機関と組み入れていない機関がございますね。先ほど人数をおっしゃっていただきましたが、この中で総合事務局の中へ入っていないのをさつと順番に読み上げてくれませんか。

○政府委員(岡部秀一君) だいぶたくさんあるのですが、総合事務局に入らない、それ以外の独立して置く機関でございますね、国家公安委員会は九州管区警察局と地方警察官、行政管理局が沖縄行政監察事務局、防衛庁が那覇防衛施設局、沖縄地方連絡部、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊、環境庁が沖縄国立公園管理事務所、それから法務省が沖縄地方検察庁、沖縄少年院、沖縄少年鑑別所、那覇地方方法務局、那覇保護観察所、入国管理事務所、検察庁、沖縄地方公安調査事務所、九州地方更生保護委員会事務局、大蔵省が沖縄地区税関、国税不服審判所沖縄事務所、沖縄国庫事務所、税務署、それから文部省が琉球大学、沖縄国立青年の家、厚生省が琉球検疫所、国立療養所——以下ありますが、別に資料を差し上げることにいたします。時間の関係がありますから……。

○峯山昭範君 けっこうです。そうしますと、こ

れは私ちよつと聞き違いかも知れませんが、この総合事務局の中に入る、この第九條のイからチまでありますね、いろいろありますけれども、これがこの中でまたいろいろ分かれていくわけですね。これ、両方にまたがっているのがありますね、ずいぶんね。これはありませんか。そこら辺のところはどうですか。

○政府委員(岡部秀一君) 両方にまたがっているというのはいくらもありません。

○峯山昭範君 なければけっこうです。そこで、先ほどこの総合事務局の中へ入れるのと入れないのとの区分について答弁がございました。そこで、私は少なくともこの総合事務局の中に入れては、これは少なくとも開発庁設置法のこの第四條ですか、第四條の沖縄の開発計画の実施あるいは監督、推進、そういうことを進めるためにこれらの第九條の機関が入っているのだからと私は思うのですが、そこら辺のところはどうですか。

○政府委員(岡部秀一君) 御質問がちよつと受け取りかねますけれども……。

○峯山昭範君 じゃ、もうちよつとわかりやすく言います。要するに開発庁長官は、第四條でやるところの権限ですか、これ開発庁長官がやる権限というのとは大体第四條に基づいた権限を行使するのだからと私は思うんですが、そうすると、そういうふうな意味で第九條のそれぞれの機関は監督を受けるということになりますね。そういうことですか。

○政府委員(岡部秀一君) 出先に入りますもの大部分がこの第四條の振興開発計画の事業をやりますが、別にそうでない、許認可事務等の点のものも入っているという状況で、全部が開発計画の問題ばかりの部局ではございません。

○峯山昭範君 その開発計画以外のものは、どういふものがあるんです。

○政府委員(岡部秀一君) 許認可事務等でございます。

○峯山昭範君 許認可事務、よくわかりました。

そうしますと、たとえば通商産業局というのは通産大臣の直属の管轄と、それから少なくとも沖縄開発庁長官の、この第四條に基づく指揮監督と、両方受けるわけですね。そういう点からいいますと、公正取引委員会の事務局というのは、これはどういうふうになっておりますか。

○政府委員(岡部秀一君) これは公取の委員長の指揮を受けます。

○峯山昭範君 公取の委員長の指揮を受けるというのとは、通商産業大臣が通商産業局を指揮するのとおなじで、開発庁長官の、公正取引委員会の事務局は第四條のどういふ点で監督を受けるわけですか。要するに第四條に基づいた事務の権限でしよう。要するに公取は、総合事務局の中に入っていないけれども、開発庁長官の指揮監督は一切受けない。ヤドカリみたいなものだということになるんでしようか、どうですか、これ。

○政府委員(岡部秀一君) その事務そのものにつきましては、開発庁長官の指揮監督でなくて、公取委員長の指揮監督を受けるということになっております。それから身分につきましては、開発庁長官の指揮監督のもとにあるということになっております。

○峯山昭範君 開発庁長官の監督を受けるというのとは、どのどの条に基づいて受けるわけですか。

○政府委員(岡部秀一君) 身分で開発庁長官の指揮監督を受けるということにつきましては、第八條の「沖縄開発庁に、地方支分部局として、沖縄総合事務局を置く」ということになって、沖縄開発庁の地方支分部局になりますから、沖縄開発庁長官の指揮監督を受けると、こういうことになります。

それから仕事につきましては、事務につきましましては第九條の二項の「公正取引委員会が、云々と、これこれの「事務については当該事務に関する主務大臣が総合事務局の長を指揮監督する」と。で、事務のほうはそれぞれの主官省ということになりますから、公正取引委員会の委員長の指揮監督を公正取引委員会関係の職員は受けるということに

なるわけでございます。

○峯山昭範君 よくまあわかつてはいるんですけどもね。要するに公正取引委員会以外のそれぞれの総合事務局の中に入っている局長さんというのは、全部が沖縄の開発あるいはそういうふうな面に關係があるわけですね。少なくとも全部何らかの形で關係があり、沖縄の振興開発に寄与しているわけですね。ですからそういう面からいいますと、確かにこの開発庁長官の指揮監督を受けるということとは非常に重要になってくる。実際公正取引委員会というのは、これはちよつと私は違うと思うんですが、先ほどいろいろいってまいりましたけれども、こういうぐあいに、まあ何というか、御都合主義で取り込んだという形がどうして出てくると私は思うのですよ。ここに入っていない機関でも、人数の面からいまして少ないところもずいぶんあるわけですよ。現実の面は、行政監察局を例に再々あげていらつしやいますけれども、端的にいえば行政監察局をここに入れたら、特別、理由は何ぼでもつくわけですね、あとで、そういうふうな感じのこういうふうなやり方というのは、やはりおかしいんじゃないかということ、私しみじみと思うんですが、どうですか。

○政府委員(岡部秀一君) こまかく申し上げますと、その境目のような問題がある点は、先生おっしゃるとおりでございます。しかし、私たちの根本的な考え方としては、専門的な事務、研究的な事務、個々の行政に最も適しているものというものは、それぞれの個々の機関ごとに置くということにいたしまして、それから特に重点の総合振興計画、及び現地の事務に直接関係の利害の深いものを、わざわざ九州ブロックに入れて、そして福岡や熊本まで行かないようにして、そういう観点で総合的にやっていくという点を主力にいたしまして、ここに入れたという点で振り分けをいたしました。ですからこまかい点になりますと、なるほど御指摘の点のあることは実際上私たちも心得ております。

○政府委員(岡部秀一君) こまかく申し上げますと、その境目のような問題がある点は、先生おっしゃるとおりでございます。しかし、私たちの根本的な考え方としては、専門的な事務、研究的な事務、個々の行政に最も適しているものというものは、それぞれの個々の機関ごとに置くということにいたしまして、それから特に重点の総合振興計画、及び現地の事務に直接関係の利害の深いものを、わざわざ九州ブロックに入れて、そして福岡や熊本まで行かないようにして、そういう観点で総合的にやっていくという点を主力にいたしまして、ここに入れたという点で振り分けをいたしました。ですからこまかい点になりますと、なるほど御指摘の点のあることは実際上私たちも心得ております。

○政府委員(岡部秀一君) こまかく申し上げますと、その境目のような問題がある点は、先生おっしゃるとおりでございます。しかし、私たちの根本的な考え方としては、専門的な事務、研究的な事務、個々の行政に最も適しているものというものは、それぞれの個々の機関ごとに置くということにいたしまして、それから特に重点の総合振興計画、及び現地の事務に直接関係の利害の深いものを、わざわざ九州ブロックに入れて、そして福岡や熊本まで行かないようにして、そういう観点で総合的にやっていくという点を主力にいたしまして、ここに入れたという点で振り分けをいたしました。ですからこまかい点になりますと、なるほど御指摘の点のあることは実際上私たちも心得ております。

○政府委員(岡部秀一君) こまかく申し上げますと、その境目のような問題がある点は、先生おっしゃるとおりでございます。しかし、私たちの根本的な考え方としては、専門的な事務、研究的な事務、個々の行政に最も適しているものというものは、それぞれの個々の機関ごとに置くということにいたしまして、それから特に重点の総合振興計画、及び現地の事務に直接関係の利害の深いものを、わざわざ九州ブロックに入れて、そして福岡や熊本まで行かないようにして、そういう観点で総合的にやっていくという点を主力にいたしまして、ここに入れたという点で振り分けをいたしました。ですからこまかい点になりますと、なるほど御指摘の点のあることは実際上私たちも心得ております。

○政府委員(岡部秀一君) こまかく申し上げますと、その境目のような問題がある点は、先生おっしゃるとおりでございます。しかし、私たちの根本的な考え方としては、専門的な事務、研究的な事務、個々の行政に最も適しているものというものは、それぞれの個々の機関ごとに置くということにいたしまして、それから特に重点の総合振興計画、及び現地の事務に直接関係の利害の深いものを、わざわざ九州ブロックに入れて、そして福岡や熊本まで行かないようにして、そういう観点で総合的にやっていくという点を主力にいたしまして、ここに入れたという点で振り分けをいたしました。ですからこまかい点になりますと、なるほど御指摘の点のあることは実際上私たちも心得ております。

○政府委員(岡部秀一君) こまかく申し上げますと、その境目のような問題がある点は、先生おっしゃるとおりでございます。しかし、私たちの根本的な考え方としては、専門的な事務、研究的な事務、個々の行政に最も適しているものというものは、それぞれの個々の機関ごとに置くということにいたしまして、それから特に重点の総合振興計画、及び現地の事務に直接関係の利害の深いものを、わざわざ九州ブロックに入れて、そして福岡や熊本まで行かないようにして、そういう観点で総合的にやっていくという点を主力にいたしまして、ここに入れたという点で振り分けをいたしました。ですからこまかい点になりますと、なるほど御指摘の点のあることは実際上私たちも心得ております。

○政府委員(岡部秀一君) こまかく申し上げますと、その境目のような問題がある点は、先生おっしゃるとおりでございます。しかし、私たちの根本的な考え方としては、専門的な事務、研究的な事務、個々の行政に最も適しているものというものは、それぞれの個々の機関ごとに置くということにいたしまして、それから特に重点の総合振興計画、及び現地の事務に直接関係の利害の深いものを、わざわざ九州ブロックに入れて、そして福岡や熊本まで行かないようにして、そういう観点で総合的にやっていくという点を主力にいたしまして、ここに入れたという点で振り分けをいたしました。ですからこまかい点になりますと、なるほど御指摘の点のあることは実際上私たちも心得ております。

○政府委員(岡部秀一君) こまかく申し上げますと、その境目のような問題がある点は、先生おっしゃるとおりでございます。しかし、私たちの根本的な考え方としては、専門的な事務、研究的な事務、個々の行政に最も適しているものというものは、それぞれの個々の機関ごとに置くということにいたしまして、それから特に重点の総合振興計画、及び現地の事務に直接関係の利害の深いものを、わざわざ九州ブロックに入れて、そして福岡や熊本まで行かないようにして、そういう観点で総合的にやっていくという点を主力にいたしまして、ここに入れたという点で振り分けをいたしました。ですからこまかい点になりますと、なるほど御指摘の点のあることは実際上私たちも心得ております。

○峯山昭範君 いま長官おっしゃるとおりなら、あなたのおっしゃるとおりなら、これは公正取引委員会は完全に出すべきですね、あなたのいまの理論なら。

○政府委員(岡部秀一君) これは公取の行政というのに向こうにございませんで、琉球政府のほうでも、これをいれまして公正な取引というものをやっていかないと、今後いろいろな混乱が起きるといふ要望でございまして、合意いたしましたものでございませう。

○峯山昭範君 ですから、そういう機関こそ独立してちゃんとつくつたらどうなんですか。総合事務局の中へ入れなくて、ちゃんと独立してつくつたらどうなんですか。

○政府委員(岡部秀一君) こちらのほうの、公取委員会のほうも、そういうことをいたしまして沖繩のために公正取引の事務をやりたいたと、こういう要望がございましたので入れました。

○峯山昭範君 これは公取のほうからの希望によつて総合事務局の中へ入れたというのですか。

○政府委員(岡部秀一君) さようでございます。

○峯山昭範君 これは行管のほうはどうなんですか。沖繩・北方対策庁長官の答弁ですと、公正取引委員会の希望で、独立した機関ではなくて総合事務局の中へ入れるという希望でつくつたというのですが、事実ですか、これは。

○政府委員(平井勉郎君) 最初にちよつとおことわり申し上げたいと思いますが、第九条第一項第二号によりましてつくられております機関はすべて総合開発計画のみに関連したものでございませんで、たとえば財務局の例をとりますと、金融機関の監督検査というふうなものもございませう。その他の省庁につきましても、直接開発計画に關係のない仕事もございませう。そういう意味におきまして、私どももいたしましてはこういう機構の審査に当たりまして基本的な考え方といたしましては、いわゆる現地事務を実施するものにつきましては、基本的にはそれぞれの事務所としてつくらざるを得ないであらう。ただ許可その他一般的

な行政事務に關するものは、先般、先ほど御答弁申し上げましたが、できるだけ全体として簡素、効率的な行政機構をつくり上げていくという意味で、なるべく一本化された形でおつくりいただくのが望ましいという考え方を持っております。そういう意味におきまして、公正取引委員会事務局の地方事務所を総合事務局にお入れになることも適当だろうと考えた次第でございませう。

○峯山昭範君 あなた私の質問には答えていないですよ。だからあなたのおっしゃる通りに、第四条の各号全部ですね、及び八条ですか、これは要するに、少なくとも沖繩開発庁長官の指揮監督にあるわけでしょう、これは。それ以外の、あなたのおっしゃるそれぞれの仕事ももちろんあるでしょう。それらの許認可はそれぞれあるでしょう。それらはそれぞれの省庁なりその他が直接大臣なり何なりが管轄しているでしょう。それはわかるんですよ。それじゃなくて、これはいまこちらの長官の答弁ですと、公正取引委員会のほうの希望もあって、これは総合事務局の中へ入れた——これは独立すべきだと言っているわけですが、

するならね。沖繩にないならこれから新しくきちつとつくればいいんじゃないか。何人も数が少ないとか、そんなことは問題じゃないわけですが、総合庁舎の中へ入っているから、入っているから管轄を受けるというそれだけなのか。それだけじゃないというのでしょうか。そこら辺のところはどうかと聞いているんですよ。

○政府委員(岡部秀一君) その点は、先生の御懸念は、庶務をやるという、そういうふうな機構が主になつてるところへ、公取委員会というものをこの中に入れるのは不適当だ、そういう考え方が基調になつていふところの機能的な調査で、この事務局でやりますところの機能は調査機能でございませう。処分権は公取の委員会のほうでやるのでございまして、現地では調査機能という点でございませうが、その点で先生の御懸念のような点は氷解できるのじやなかろうかと思ひます。

○峯山昭範君 それは私もよくわかつていふのですよ、考え方としては行政監察ということと私は同じだと思ふのですよ、実際問題。調査機能といひましても、監察のほうと同じですよ。やっぱり内容をいろいろ調査する。もちろん公正取引委員会の委員の皆さんが実質はやるのですよ。実質はその事務局の皆さんがやるのです。調査とは。公正取引委員会の委員の皆さんといふのはこれは全然独立しているわけですからね。委員長及び委員といふのは法律できまつたときめられていふわけですから、それでちゃんとやると思ふのです。そういう点から言へば、あなた前段でおっしゃいましたけれども、行政監察局の皆さんと同じだと思ふのですよ。そういう点からいくと、この総合事務局の中へ入れるのはやっぱりおかしいと思ふのですが、どうですか。

○政府委員(岡部秀一君) やはり調査機能という点におきましては、現地の調査をやるということ、あるいは総合機能をここではつきりさせるといふ点におきましては、入れるということについては、私はやはりよろしいのじやないかと思ふのです。

○峯山昭範君 それじゃ、入れる入れないの論争は、もう入つちやつていふのですから、やめまして、あなたはさつき公正取引委員会のほうの希望によつてとおっしゃいましたね、これは現実にどういふふうな形で希望があつたのですか。文書ですか、口頭ですか。どこから要望があつたのですか。

○政府委員(岡部秀一君) お互いの協議でございませう。

○峯山昭範君 お互いの協議というの、これは何ですか。どういふふうな場合に向かうのほうから出てきて、これは公正取引委員会の委員の皆さんからの話なのか、事務局のほうの話なのか、どういふところでのあれですか。もう少し詳しく。

○政府委員(岡部秀一君) 仕事は事務局同士でやりましたけれども、事務局がそういう意見をもち出すにつきましては、もちろん委員会の意見を聞いていふと思ひます。

○峯山昭範君 その点はもうやむを得ませんけれども、私たちの考えとしては、これはやはりどうもおかしいのじやないか、間違つたものが入つていふ感じがします。

それからもう一点、沖繩開発庁長官の権限規定ですが、これは環境庁とか科学技術庁長官に与えられた権限というの、今回の沖繩開発庁長官の権限規定の中にならないうわけですか。これはどういふわけですか。これは沖繩開発庁長官の権限という点から考えれば、内閣法の第六條に基づく権限というものは、やはり入れるべきじやないかと思ふのですが、これはどうですか。

○国務大臣(山中貞則君) この点は、現在発足いたしました環境庁、実際上は科学技術庁はそういうパターンを前から持っておりますが、これは各省庁の利害にあまり關係がないので、そういう事項があつてもよかつたのですが、環境庁のときは相当議論いたしました。しかし、日本の破壊が進んでいる環境というものを守つていく環境庁ならば、どうしても他省庁との利害の調整の場合に、固有の事務との間に衝突が起る、そのときに並列の対等の大臣ではやつていけないと思ひましたので、総理の御意向も最終的に受けて、第六條が発動できるようなところまでいたしました。しかしながら沖繩開発庁の場合は、これは実際上すでに設定された補助率、あるいはまた振興開発がこれから計画ができていきますことについての予算の獲得、執行という面でありまして、各省庁と利害が対立をするというふうなことはあまり考えられませう。いわゆる開発の熱意とか何とかいうものについては若干の違いがあると思ひますが、あり得ると思ひますけれども、したがつて、まず初めには第六條第二項で「沖繩開発庁の所掌事務を遂行するため必要があるときは、關係行政機関の長に対し、資料の提出、説明その他の必要な協力を求める」との権限をまず与へまして、さらに、必要があると認めた場合には、關係行政機関の長に対し、計画の実施に關する重要事項について勧告をする、そしてその勧告に基づいて

とった措置について報告を求めることができる、こゝまでにとめたわけです。この場合は、北海道開発庁もそういう権限は持っておりませんし、こゝまでとめておいても私はだいじょうぶだと思つたわけでありませう。すなわち、環境庁の場合は、さらにこのとつた措置について報告を求めても、なお環境庁長官が日本の環境を守り、自然を保護するという立場からまんでない、それではやめていけないという場合において、総理大臣の各省大臣を閣議決定によつて指揮していく権限の発動を求める、この強力なバックがぜひとも必要だと思つたわけです。しかし今回の場合は、これは沖繩の開発のために本土全部がみんなそうしようと思つておりますし、そして各省庁で熱意の差はおそらく出てくるかもしれませんが、それらについては、今度は開発庁長官があなただとところはもう少しこの点をやってくれといううなことを言うことによつて、わかりましたといううことで、話し合ひは順調にいくだろうと思つたのです。もしこれでやってみて、各省庁が、沖繩開発には自分は熱意を示すわけにはいかぬ、こういう大臣なり役所が出てきたらこれは事ですから、そのときに考えることにいたしますが、出発にあつてそのまゝの、総理大臣の各省大臣への指揮権まで与えておくことは、これは沖繩開発庁長官には必要がないものだ、そう考へて判断をいたしました。

○峯山昭範君 大臣、私は現在の時点での話としては非常によくわかるわけです。しかし、よく考へてみますと、これから沖繩の問題がだんだん熱がさめてきた場合——いまは非常に熱いです。みんな沖繩のほうを向いてます。沖繩について云々する人はおられます、現実には、しかしながら、大臣も離島のことについては非常に詳しいわけですが、熱がさめてきたときに、実際問題として、北海道とはだいぶ実情が違ふと思うんです、現実の問題として、そういうような面から考えれば、やはり科学技術庁にもこういう権限があるわけですが、一回も発動したことがないそうですけ

れども、こういうような権限というのは、やはりこういうふうな沖繩みたいなところにはばつちり入れておいたほうがいいんじゃないかという感じがするわけです。これは現在の時点では、大臣がおっしゃる通りに、そういう心配はないかもしれせん。しかしながら、これから時がたつてつて、やはり沖繩という声がだんだん反作用を起して、離島はそこだけじゃないぞという考えが出てくると思ふんです。そうなつたときに、やはり入れておけばよかったといううなことが出てくるんじゃないかといううなことを案じて、きょうはこの点を言つておるわけです。こゝら辺のところはどうですか。

○國務大臣(山中貞則君) これが沖繩振興開発に對する国の姿勢、すなわち援助の条件というものが未確定な分野があるという場合においては、確かにそういう心配があると思ひます。しかし、予算上において補助率その他もきちんと設定が終つておりますし、あとは金額の確保の点に對する年度ごとの熱意の度合ひで、金額がある役所ではほかの重大な予算事項をかへていて留守になりがちであるといううな場合には、開発庁長官が一括計上する条項がございますから、そういうことも実際上はやつていけるかと、また離島の問題については、あるいはそういうことが言われることもあるかもしれません。しかしながら、言われても、沖繩本島は本土の離島振興法よりもすぐれた条件にありまして、さらに現在の沖繩の離島振興法で除外されておる宮古、石垣島につきましても、今回はそれより手厚い離島振興の対象に入れることになっておりますから、そういう条件は全部整備してありますので、これはもうあと残るのは何かといへば、予算の金額、金融についても融資の条件はきちんと設定してありますから、その金融の融資額の確保という問題が残るのみである、そういうふうな考へます。

○峯山昭範君 それでは次に、さらに行政改革の関連でもう一つ伺つておきたいんです。沖繩振興開発審議会のこと、これをちよつとお伺ひしたいんですが、審議会の問題というのはこれはもう始

んですが、審議会の問題というのはこれはもう始

○國務大臣(中村實太君) そのとおりです。

○峯山昭範君 そうすると、大臣は、このことは閣議でございまして、こういうふうにご了解されたというの、これは守られてもいいといううな考へをお持ちなんですか、どうですか。

○國務大臣(中村實太君) 閣議でございまして、これはもう原則として守らなければならぬが、たとへて言えば、私が守らなくてもいいといううな誤解を招くことを使つたので、その点を指摘されていると思ひますが、私はやっぱり審議会の委員なんかは、たとへて言ひますと、原則として二十人、こうしてございませうけれども、特殊の場合はそれがふえていくといううなこともあります。あるいは国会にかけなければならぬ委員会なんかの場合で、国会のほうでそういうふうな人員を變更されるといううな場合には、やはりそれを守つていくといううなことがあり得る。こういうことを申し上げたわけでありませう。

○峯山昭範君 大臣がおっしゃることはよくわかるのです。あなたは私がこれから質問していくことを先回りして全部言つておるわけですから、だからそういう答ひが出てくるわけだけれども、国会で修正があつたから——それは除きませう。沖繩開発審議会の人数については確かに国会で修正がありました。それは除きませう。

○國務大臣(中村實太君) 閣議でございまして、これはもう原則として守らなければならぬが、たとへて言ひますと、原則として二十人、こうしてございませうけれども、特殊の場合はそれがふえていくといううなこともあります。あるいは国会にかけなければならぬ委員会なんかの場合で、国会のほうでそういうふうな人員を變更されるといううな場合には、やはりそれを守つていくといううなことがあり得る。こういうことを申し上げたわけでありませう。

りませんが、御指摘を願えればと思います。

○**山田昭範君** そういうことを思い当たらないというの、自分たちできめていて、それを思い当たらないというのは私は非常にけしからぬと思うんですよ、局長。これはいつも問題になることであります。審議会の人選のときの閣議決定があるでしょう。その中で、審議会の兼任の問題についてどうなっているか、一べん読んでみないか、そこを。

○**政府委員(平井通郎君)** ただいま御指摘の点は、三十八年の閣議口頭了解における内容によりまして、「会議によく出席して、十分にその職責をはたし得るよう、本人の健康状態、出席状況に留意しこれに該当しないような高令者又は兼職の多い者を極力避ける。兼職の数は最高四とする」ということでございます。

○**山田昭範君** いまのことを大臣はわかっていましたか。この間任命になった行政監理委員会の人たち、幾つずつ兼任しているかわかっていますか。この間行政監理委員に任命になったのは六人だったですね。その六人のうちの半分は四つ以上なんです、半分は。そういうことについても、やはり行政監理庁自身がそういうことを配慮して、どうしてもその人をお願いしたいならば、自分たちは行政改革を進めていく中心の省庁なんですから、そういうことについては少なくともどれかをやめていただくか何とかして、やっぱり閣議できめた、あるいはこれはいま三十八年九月二十日とおっしゃいましたが、このことはたびたび確認されたことなんです、閣議で。たびたび確認されているんですよ、大臣。ですからそれに沿うようにすべきじゃないですか。大臣、どうですか。

○**国務大臣(中村實太君)** できるだけその線に沿うようにして人選をすることが最も好ましいことと考えております。

○**山田昭範君** 大臣、この新聞、もうすでに読んだと思いますが、これはほんとうに本気になって取り組んでもらわないと、閣議できめたことというの、ほんとうにこれは事実かどうか知りませ

んが、確認したわけじゃないかもしれませんが、これはやはり委員を全部で十幾つ兼任している人が言っているのです。どんなことを言っているかといま

すと、四つ以上兼任してはいけないということ政府内部のことで私の知ったことじゃないとか、現実には書いてある。または、四つ以上はいかぬという法律があるが、われわれはそのほかの委員会については政府におつき合ひしているだけとか、それからあなたの方のきめた審議会なんてどうしようもないですね、こう言っている。このことを言っている人は、全部で五つぐらい兼任している人です。自分が担当している審議会の山村、開拓、農業機械の審議会、ありますね。その審議会などには一度も出たことはない。まだやっているのですか、その審議会、こういうふうな調子なんです。そうして、こういうふうな状況では幾ら行政改革とか何とか言っても、大臣、やはりこういうこまかいところにもきめこまかく配慮していかなければ、私は行政改革なんというものは全然進まないと思うのですよ、大臣。こういうようなところにも配慮しながら、少なくとも沖繩開発庁というものが私はでき上がったものであるう

と、こう考えておりましたけれども、いま聞いておりますと、大臣のいろいろな答弁やいろいろなものを聞いておりましたも、とてもじゃないけれども、そこまで配慮の上で行なわれたものじゃないかと私は思うのです。そこで、少なくとも、大臣、重ねて私は申し上げますが、これらの閣議決定が、これが一回や二回じゃない。行政改革の第一次、第二次、あるいはほんのこの間までもたびたびと確認されたことです。非常にこれは、そういうような意味では重要なことだと思うのです。

そういうような意味で、こんな一つ一つの問題については少なくとも一回総点検するなり何なりして、身近な問題から片づけていく。そうして少なくとも行政監理庁としては、本格的に、こういうような問題に自分たちのところの省庁からそういうようなことをやることはやれるようにする、これが私は大臣の任務であり、そういう考

方でいかなくちやいけなと思うんですが、大臣どうですか。

○**国務大臣(中村實太君)** 御指摘のような方針でいくべきであるということは私も全く同意でございます。今後はやはりそういう方向でいきたいと思ひますが、ただ特殊の場合に、きわめて、人選等の場合に、適任者であるような人がいつも欠けておられるというような人がありまして、その人の兼任しているものが非常に繁雑であつて行政監理委員会に出席できぬという場合には選任はしてあげなければならぬ、少なくともその人の状態が、委員会等には常時出られるという状態の人によつてきめたということがありまして、御指摘のような点があつたことは私満点とは思ひませんけれども、そういう特殊の事情の場合はやむを得ない措置をとつたと思ひます。

○**山田昭範君** これはもうこれ以上審議会の問題等は言ひませんけれども、またあらためて、この次の許認可の問題とか、いろいろありますが、そのときには具体的に一回やりたいと思ひます。これは私は特殊な場合のこととも全部いかぬというわけじゃない。大臣おっしゃる通りに、それはどうしてもやむを得ないこともあると私も思ふんです。それはそれでいいけれども、特殊な事情じゃない。よく聞いてみると、もうほんとうにたくさん兼任している人は、私はこれとこれは一生懸命やるけれども、そのほかは政府におつき合ひしていただくか、現実にはそう言っているわけですから、本人が。だから、そういう点ではやはりきちつとすべきだと思ふんです。私はそういう点は今後の問題として措置をしていただきたいと思ふんです。

○**国務大臣(中村實太君)** いま御指摘になりました点も含むと思ひますけれども、大体審議会のあり方というもののにつきまして、行政監理庁としては根本的にいろいろ検討しようということ、いろいろ各審議会等の状態等を調査をしておると考へております。

○**山田昭範君** もう少しで終わりたいと思ふので

すけれども、先ほど琉球の職員の引き継ぎの問題をお伺ひしましたがね。もうすでに質問があつたかもうありませんけれども、もうちょっと確認したいのですが、引き継ぎによつて、新聞報道等によりまして、相当もたがが出てくるような感じの新聞が載っているのあります。たとえば配置転換の問題ですね。要するに自分は県のほうに残りたかったけれども国のほうになつたとか、国のほうに行つてしまつたら今度は本土のほうへ行つてしまふのではないかと、そういう、極端な言い方をすれば琉球処分だと言っている人もいますけれども、こういうことについての対応策というのは具体的にどういうふうになつてい

○**政府委員(岡部秀一君)** 琉球政府のほうで各職員に当たつて、そうしていろいろときめておりますので、あるいはこまかい点におきましては、自分の思うところへ行かれない、そういう問題は人事には当然つきものだと思いますので、ありますけれども、先ほど申し上げましたような点で、員数の点は十分に本人も承知の上で、そうして各省も琉球政府も承知の上での人数がまとまつていくという状況です。それから御指摘の、確かに最初国の機関のほうへ行くのを非常にいやがつておつた一つの理由といたしまして、国のほうへ行くと、沖繩にいないで本土の他の県に、他の地方のブロックの出先機関に飛ばされたりするかもしれぬ、そういう懸念を持っておつた点が確かにございました。その点におきまして、大臣のほうから、これはひとつ大臣の書簡を出そうということまで言われたのでございますが、その後琉球政府といろいろ話しておりますが、各省のほうも人事課長、人事担当者が向こうに出ていきまして、そういうことをいたさないということをはつきりいたしましたし、また新聞にも山中大臣の談話が出たりいたしましたので、その点は懸念がないというところで、琉球政府の職員もそういう懸念をなくしているという状況でございます。

○**山田昭範君** まあ表面はそういうふうになつて

いると思ふんですが、実際個々にいろんな問題があると思ふんですがね。そういうような問題を解決する機関というのは、あとまで残っているんですか、現在でも。そこら辺のところはどうなんでしょうか。

○政府委員(岡部秀一君) その点で、前もってそういうことがないように十分留意するということが必要だと思ふんですが、どうしても片づかない問題があるいはまた出てくるかもしれないけれども、それは人事院の出先機関にできまうところの苦情処理の機関で処理をしていくということになるかと思ふます。

○峯山昭範君 それから、本土から沖縄に派遣される職員がございまして。これはどのくらいあつて、それでこういう人たちが派遣された場合、この人たちの宿舎なんかができるのだからと私は思ふんですがね。そこら辺の処遇の問題、また現地にいる人は、本土から来た人の宿舎が相当上等であるというふうになってくると、相当もめると私は思ふんです。いわゆるそこら辺の、私も県民の感情ということもあると思ふんですがね。そういうところはどういうぐあいに配慮していらっしゃるか。

○政府委員(岡部秀一君) 本土のほうから参ります職員は、大体千五百名の職員が現地の総合事務局等に参ることになっております。宿舎の問題等につきましては、大蔵省関係のほうからも行きまして、宿舎の問題等につきまして盛んに物色、あつせんをいたしておりますような状況です、出先の沖縄事務局におきましては、ほとんど全職員がその問題にかかり合ひになっておりまして、物色をいたしておる状況でございます。

○峯山昭範君 よくわかりますけれどもね。そういう点についても配慮していただきたいと思ふます。

それから、先ほどの問題の総合事務局の庁舎ですね。この準備等はどうかしてらるんですか。

○政府委員(岡部秀一君) 将来総合的に、各省の機関が幾つも出ますので、理想的に申し上げます

と、一つの庁舎にまとまって入るという庁舎をつくるということになるだろうと思ふますけれども、当座においては分散せざるを得ない状況ですが、現在の庁舎等その他を借りましてやっていくという状況でございます。

○峯山昭範君 確かにそれでしようけれどもね。実際問題として、その建設のための用地の取得とか、建設の費用とか、先ほども合同庁舎なんていふん名前が出てきたけれども、そういう点については、国としてちゃんと予算を計上しているのかどうか。また地元へ迷惑かけることになつても……。そこら辺のところはどうですか。

○政府委員(岡部秀一君) 総合ビルを借りることに現在なつておりまして、五月の末に大体それが完成するだろうということになっております。

○峯山昭範君 まあいづれにしても、いろいろ質問いたしましたけれども、いづれにしても基本的に沖縄の人たちの将来の豊かな沖縄づくり、それに十分配慮をしながら、沖縄開発庁の機能が十分機能できるように配慮していただきたいと考えます。

そこで、最後に私は大臣に一つ質問して、もう終わりたいと思ふんですがね。実は沖縄開発庁設置法をずっと読んでおりましたら、最後のほうに、北方問題の対策本部というものが附則の中で出てくるんですね。それで、このことに対して、どうもあんまり具体的なあれもありませんでしたので、一ぺんお伺いしておきたいと思つておつたことであります。いままで沖縄・北方対策庁という一つの庁がありまして、今回これがなくなるわけでありまして、これがまあ今回の法律によりまして北方対策本部というようになっておりますが、それも総理府の機関として対策本部をつくるということでございますが、これはまあ、機関というのは、きつと組織法の八条の機関だと私は思ふんですがね。実際問題、定員とか組織とか、そういうような問題、どういうふうになつてくるのか、そこら辺のところ、ちょっと今後の北方対策本部のあり方等について、一ぺんお伺いし

ておきたいと思ふます。

○国務大臣(山中貞則君) 沖縄対策庁をつくりまうときに、北海道選出国會議員と野党の御要望もございまして、いまだ帰らざる領土ということとで、ぜひ沖縄・北方対策庁としてほしいという要請を受けて今日までまいりましたが、いよいよ沖縄が待望の復帰をいたしますと、これを沖縄開発庁にぶらさげるのは、どうもいまだ帰らざる地域という概念からは無理でございますので、そこで、やはり外交上に数多くのウェイトのかかる問題であり、あるいはまた漁業等についても漁業外交によつて解決さるべき問題でありますけれども、やはり国民全体の啓蒙宣伝や北対協を通じての援護業務、そういうようなものが数多くありますので、これはやはり充実させる必要があるというところで、責任者を総理府総務長官といたしまして、その下に総理大臣の指名する副長官を配して、機構を新しく北方領土に対する責任ある機関として設けたわけであります。これは御質問のとおり、御意見のとおり八条機関でございます。内容の参事官、審議官、定員等については長官から説明させます。

○政府委員(岡部秀一君) 本部長を国務大臣である総務長官、それから副本部長は総務副長官、それに審議官、これは新しく内容充実いたしました審議官を一名置くことにしました。それから調査官でございます。参事官、併任の参事官を一名置きまして、あと課長補佐、係長、係員、全部、兼任を合わせまして八名になります。

○峯山昭範君 私はこれで終わりますけれども、やっぱり大臣、この北方問題というのは、いま大臣おっしゃったように非常に重要な問題であると思ふんですが、そういう点から考えましても、総務長官、副長官、兼任の人も含めて八名というのは、非常にどうしようもないと思ふんですが、実際問題、そういう点から考えると、やはりこれから沖縄が返つてきた場合に、これはもう北方問題というのは重要な問題になってくると思ふんです。こういう点についても相当真剣に取り組んでいただ

きたいというのを私は希望しまして、私の質問は終わりたいと思ふます。

○委員長(棚田徳太郎君) 他に御発言もないようですから、本案に対する質疑は終了したものと認め、これより討論に入ります。――別に御発言もないようですから、討論は終局したものと認めます。

これより採決を行ないます。
沖縄開発庁設置法案全部を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)
○委員長(棚田徳太郎君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○鈴木力君 私は、ただいま可決されました法律案に対し、自民、社会、公明、民社の四党共同提案にかかる附帯決議案を提出いたします。

まず、案文を朗読いたします。
沖縄開発庁設置法案に対する附帯決議(案)
政府は、次の諸点について配慮すべきである。

- 一、沖縄振興開発計画の策定及び実施その他国の事務の処理に当つては、自治権の尊重、県民福祉の向上、平和で豊かな沖縄県づくりの理念に徹し、企業先行型の開発にならざるよう留意すること。
 - 一、沖縄振興開発審議会の委員の人選及び運営については、沖縄県の民意が十分反映されるよう配慮すること。
 - 一、沖縄の振興開発を円滑に推進するため、土地所有権の確定等土地問題解決のための措置を早急に検討すること。
 - 一、沖縄における特殊事情にかんがみ、物価対策について万全を期すること。
 - 一、各種請求権に対する補償については、その実情を早急に調査し、適切な補償措置を講ずること。
- 右決議する。
本決議案の趣旨は、本法案の審査の過程におい

です。明らかなところであり、説明は省略させていただきます。

以上でございます。

○委員(柳田桃太郎君) 別に御発言もなければ、鈴木君提出の附帯決議案の採決を行ないます。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員(柳田桃太郎君) 全会一致と認めます。

よって、鈴木君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、山中総理府事務長官から発言を求められております。これを許します。

○國務大臣(山中貞則君) ただいま可決されました附帯決議については、質疑等で十分お答えしたつもりであり、ここで五項目にわたる具体的項目をあげての附帯決議についての配慮は、委員会の御決議の趣旨どおり実行いたす覚悟でございます。

○委員(柳田桃太郎君) 審査部会長の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員(柳田桃太郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

午後四時まで休憩いたします。

午後二時五十八分休憩

午後四時三十八分開会

○委員(柳田桃太郎君) ただいまから内閣委員会を再開いたします。

公害等調整委員会設置法案を議題といたします。

御質疑のある方は順次御発言を願います。

○水口宏三君 どうも、きょうは午前中ずっと総務長官にいろいろお尋ねしたのに、また今度問題を変えて長官にお伺いしなければならぬ。私自身も身もたれ切りの切りかえがうまくついてないの、多少質問が行ったり来たりするかもしれませんが、

その点かかんべん願いたいと思います。

それです、今度中央公害審査委員会が調整委員会という形で、行政組織法第三条に基づき委員がつくられるわけでございますけれども、大体この公害問題の取り組み方の基本の姿勢として、私はやはり二つの観点を確認していただきたいと思うので、一つは憲法十三条の「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」というのは、私公害に

対する憲法上の基本的な一つの根拠であるというふうに認識いたしておりますこと、それからもう一つは、言うまでもなく二十五条の「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」というのは、すべての生活面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」というのは、この十三条と二十五条の規定こそ、これは私は、公害問題に取り組むべき国の基本的な姿勢であり、また主権者たる国民がよってたかかって公害に対する補償なりあるいは防止なりというものを要求する法的根拠である。

またわれわれはこれを最大限に尊重しなければならぬ、こういうふうな考えをしておりますが、その点につきましても長官のお考えをまずお伺いしたいと思っております。

○國務大臣(山中貞則君) すべり出しは奇妙なことにいつも意見が合うのですが、公害等調整委員会、これはあくまでも仲裁、調停、そして今回新たに三条機関に移行して、行政における最終的な処理ともいえる裁定権を与えるというものでありますから、その精神を踏まえたものでなければならぬ。運用の面においてもまたしかりである。同感でございます。

○水口宏三君 それでは、そういう立場が全く長官と一致いたしましたことは、これは非常に私としても質問をやりやすいと思っております。事、公害の問題に関しては、長官自身も積極的にこれをひとつ解決をするという姿勢にお立ちになって御答弁

いただけるものと思っておりますが、初めに、今回のこの調整委員会の設置というのは、具体的には現在ある土地調整委員会とそれから中央公害審査委員会ですか、この二つを統合してつくるということになっておりますけれども、この二つの統合に対する理由について少し伺いたいと思っております。大体われわれ考えてみますと、どうも必ずしも土地調整委員会と従来の中央公害審査委員会の任務なりあるいは業務なりというものは、内容的にはあまりそう同じだということには考えられないのでござい

ますけれども、それぞれのこれまでの土地調整委員会あるいは中央公害審査委員会のこれまでの業務内容、それからこれまでの業務量、こういうものの実績を少しお示し願いたいと思っております。

○政府委員(川村晴重君) ただいまの先生の御質問に對しまして、まず中央公害審査委員会のほうからお答えを申し上げます。

中央公害審査委員会は、御承知のように、公害紛争処理法が四十五年の十一月から施行されました、これに基づきまして、国におきましては中央公害審査委員会、地方の各都道府県におきましてはそれぞれ都道府県公害審査会という組織を持

ちまして、それぞれ公害紛争の和解の仲介、調停、仲裁という仕事をやってまいっております。中央と地方はそれぞれ別個の組織でございまして、中央のほうは概して重大事件あるいは広域処理事件あるいは広域事件というようなものの管轄をし、それ以外のものは地方で管轄をいたしております。

現在までの件数でございますが、まず中央公害審査委員会のほうにかかっておりますのはすべて調停でございます。現在まで事件の数といたしましては八件かかっておまして、いずれも結論は

まだついておりません。なほ地方のほうにつきましては、現在まで二十三件ございまして、そのうち十二件が解決をいたしまして、解決の期間はおおむね一番早いものは三ヶ月、平均的には約六ヶ月ぐらいのテンポで解決をいたしておりますので、一応公害紛争の迅速、適正な解決というためには資しておるかと思っております。

土地調整委員会は、国家行政組織法によるいわゆる三条機関として、昭和二十六年一月末に発足いたしました。その権限の主なるものは、まず鉱区禁止地域の指定並びに解除、それから次は、土地の利用調整に関する諸般の行政法規、たとえば鉱業法、探石法、砂利採取法あるいは森林法、河川法、海岸法、都市計画法等十二ばかりの行政法規がございまして、この行制法規に基づき、各省庁の行政処分のうち特定の処分に限りまして、その処分に対する不服の申し立てに對しましては一般の行政不服審査法の適用によらないで、当委員会が直接これを裁定する。そういう不服申し立てに對する裁決的な処分を準司法的手続によりまして処理いたしております。

それからその次は、森林法もしくは土地収用法に基づきまして、端的に申し上げますと、農林大臣なり厚生大臣が行ないます裁決、その裁決を行なう際に土地調整委員会の意見を事前に聴取しておかなければならない。それはこちらがそういう主管大臣の裁決処分に対して事前にチェックするという機能を持つておるわけでございまして、その他核原料物質開発促進臨時措置法によりまして、一般の土地収用なり収用は、すでに御承知のごとく、これは都道府県の収用委員会にまかされておるわけでございまして、いまの核原料のほうは各収用委員会の権限からはずされておまして、これは土地調整委員会が各都道府県の土地収用委員会にかかりまして、土地の収用ないしは使用の裁決を直接に出すわけでございまして、その他文化財保護法とか諸般の法律の規定によりましていろいろ権限をまかされておりますが、わがほうに直接の処理案件としてのつてまいりますのは、まず先ほど申し上げました鉱区禁止地域指定の件でございます。これは過去二十一年間に鉱区禁止地域の案件は百五十六件で、そのうち未処理で残っておりますのが八件ございまして、そ

○水口宏三君 土地のほうはいかがですか。

○政府委員(上原謙君) 土地調整委員会の業務についてお答えいたします。

土地調整委員会は、国家行政組織法によるいわゆる三条機関として、昭和二十六年一月末に発足いたしました。その権限の主なるものは、まず鉱区禁止地域の指定並びに解除、それから次は、土地の利用調整に関する諸般の行政法規、たとえば鉱業法、探石法、砂利採取法あるいは森林法、河川法、海岸法、都市計画法等十二ばかりの行政法規がございまして、この行制法規に基づき、各省庁の行政処分のうち特定の処分に限りまして、その処分に対する不服の申し立てに對しましては一般の行政不服審査法の適用によらないで、当委員会が直接これを裁定する。そういう不服申し立てに對する裁決的な処分を準司法的手続によりまして処理いたしております。

それからその次は、森林法もしくは土地収用法に基づきまして、端的に申し上げますと、農林大臣なり厚生大臣が行ないます裁決、その裁決を行なう際に土地調整委員会の意見を事前に聴取しておかなければならない。それはこちらがそういう主管大臣の裁決処分に対して事前にチェックするという機能を持つておるわけでございまして、その他核原料物質開発促進臨時措置法によりまして、一般の土地収用なり収用は、すでに御承知のごとく、これは都道府県の収用委員会にまかされておるわけでございまして、いまの核原料のほうは各収用委員会の権限からはずされておまして、これは土地調整委員会が各都道府県の土地収用委員会にかかりまして、土地の収用ないしは使用の裁決を直接に出すわけでございまして、その他文化財保護法とか諸般の法律の規定によりましていろいろ権限をまかされておりますが、わがほうに直接の処理案件としてのつてまいりますのは、まず先ほど申し上げました鉱区禁止地域指定の件でございます。これは過去二十一年間に鉱区禁止地域の案件は百五十六件で、そのうち未処理で残っておりますのが八件ございまして、そ

それから先ほど申し上げました異議の裁定に關しましては、同じく二十一年間に三十八件にのぼっておりまして、そのうち取り下げが十六件、それから不適用却下となりましていわゆる門前払い、裁判所で申しますと訴訟判決的な処理で比較的簡単に済ませることができましたものは九件、実質的に内容の審査を遂げましていわゆる本格的な裁定というものを下したのが十件でございます。合計三十五件でございますから、現在こちらに係属しておりますものが三件となっております。

それからその次にはいま申し上げました土地収用法に基づく意見照会に關する案件でございますが、これも同じく二十一年間に百二十八件上がつてまいりましたが、これはただ単に処分庁に對しまして当方の意見を述べるといふことだけでございますから、たとえば建設大臣から照会を受けましても直ちに片づくわけでございますから、いずれも短時日の間に処理いたしまして、現在のところは全部終了済みでございます。その他特に申し上げることはございません。いまの三本がわがほうの業務の態様でございます。

○水口宏三君 いま伺いますと、審査会のほうはできてから日も浅いことでございますし、二十三年のうち十二件が六か月間で解決をされた。それから土地調整委員会のほうは、これは二十一年間という長い期間にもかかわらず、比較的件数は少うございませぬ。それからなおかつ、いま伺いますと、大體公害の問題は、私から申し上げるまでもなく、多くの場合企業によつてつくられる公害、その公害に対する住民のさまざまな賠償要求なりあるいは公害の防止施設の設置の要求というやうな形のものが多いと思うのです。ところが、土地調整委員会のほうの仕事は、主として、いまの鉱区禁止の指定とかあるいは土地利用に關しての行政処分に対する問題とか、主としてむしろ国の仕事に屬する部分が多うございませぬ。そういう意味で、どうもいま伺つておられますと、この二つの委員会の所掌事務というものはかなり異質なものである。つまり最初に山中長官のおっしゃつ

た憲法十三條、二十五條というものを基礎にして公害の問題をとらえた場合、土地調整委員会の仕事と公害中央審査委員会の仕事というものはかなり異質のものであるというふうには思はれるわけでございますが、その点についての御意見も、もしそれが多分に異質のものであるとするならば、なぜ今回これをあえて統合するという措置をとらなければならなかつたのか、この点について御説明いただきたいと思います。

○國務大臣(山中貞則君) これは異質のものであることは、これはもとよりききながら違つてありますから当然であります。ただし、それによつて鉱区禁止地域にしても、やはり周辺の農業その他国民が受ける被害、あるいは国民のそれに対する不服というやうなものに對して裁定をやるわけでありまして、その意味において国民無視ではなくて、やはり国の行なう行政処理についての苦情というものをさげすむわけでありませぬ。それはまあ理屈と言へば理屈であります。問題は昭和二十六年から相当長期間にわたる——二十六年といへばまだ占領下でございますが、このような獨特の三條機關が國に設置された、それからずつと歩いてまいりました実績が、はたして裁定権まで与えられて、各行政機關がこの土地調整委員会の存在というものをきわめて高く評価するといふんですか、反面は煙たがるといふんですか、そういうやうな功績をあげてきたのかといふことは、私は就任早々おとしこの問題について疑問をいだいて点検を始めたわけなんです。しかしながら、やはりその後土地収用法その他の法律でも、全部土地調整委員会を引つづけてきておる法律がだいたい出ておまして、当初の目的とずいぶん違つたいろいろなものが入り込んできております。しかしながら、一方において、今回の公害等調整委員会にいたしましたための中央公害審査委員会に裁定権を与えるべきである。これは四十五年の暮れにこの法律をつくりましたときに、附帯決議等において、国会の意思として私ども検討を命ぜられた課題である。また、今後の公害の裁定にあたつては、これは厳正中立

な立場でさばっていくにあつて、裁定権を付与するとしても、八條機關ではやはり無理であらう。そこでこれを三條機關に昇格せしめて裁定権を与える。国会御意思、国民の期待に沿ふ機關とする必要がある。この兩者を判断をいたしまして、やはり土地調整委員会の仕事もこれを活用しながら、やはり申請件数等あるわけでありまして、これはも国民のための行政に國が一方的な権利を行使しないといふたてまえから、その仕事の分野も引き続き残す必要がある。しかしながら、新しくそのほかに三條機關をもう一つつくるということとは、これはまた熱意のいかんによつてやれぬこともないわけでありまして、なかなか三條機關を新設することは困難であります。しかしながら、中央公害審査委員会の裁定権を与えた三條機關への移行という、国会の附帯決議に見られる意向と、国民の公害に対する現状から考へたときに、どうして三條機關に移行して裁定権を与えたい。そのための一案として、スクラップ・アンド・ビルドでもありませんが、公害等調整委員会とすることによつて、今日までの土地調整委員会が果たしてまいりましたい意味の仕事は、なお引き続きこの三條機關の中でやつていけるやうに、そしてそれらの仕事をしながら中央公害審査委員会から公害等調整委員会に移行した三條機關はやはり今日の時点における問題点としての公害紛争処理に強力な力が発揮できるようにしたいという苦心の策と申しますか、その意味においては異質なものを一緒にした点についての御指摘は、それとおり私も思ひます。しかし、やはりどうしても中央公害審査委員会を八條機關から三條機關に移して裁定権を与えたい。これの実現のために土地調整委員会を廃止するわけにもいかないといふことで、二年間の検討の結果、今日の原案を提出した次第でございます。

○水口宏三君 総務長官の御苦心のほどは重々よくわかります。また国会のそういう意思に従つて裁定権を持つ公害等調整委員会をおつくりになること、これまことにけっこうなことだと思ひますが、ただ問題は、異質なものを一緒にするとい

うことの中で、長官が二つ理由をおあげになったのですが、一つは同じ裁定という行為を行なうという点でこれは共通するだらう。それからもう一つは、行政簡素化と申すか、スクラップ・アンド・ビルドというもう一つの観点で考へて、これを三條機關に移行するためにそうやつたのだと、しかし、考へてみますと、裁定という政府行為は同じかも知れぬけれども、こういう行政委員会というものは、そもそも一般の裁判所とは違つて、裁判所の場合は、どんな争ひであらうか、それが起訴されれば、それに應じてさまざまな専門家の証言もあり、証人を呼び、そして判断を下すわけですが、元來行政委員会の性格というものは、私はかなり専門化されたものであると思ひます。そうすると、裁定という行為については同じかも知れぬけれども、むしろ裁定を下すまでが問題なのであつて、その内容というものは、かなり異質なものであることは、これは長官もお認めになつてゐる。とすると、私はどうも裁定という一つの同じ行為があるからという理由は、これはどうも納得できない。むしろスクラップ・アンド・ビルドという観点から、どうせ三條に基づく行政委員会をつくるならば、なるべくふやさず合同させたいといふこと、この点は私はむしろ公害という問題の比重から考へますと、これはいま全國民が公害に悩んでおる。これは私あとで……実はたまたまこれは政府の調査ですが、最近社団法人中央調査社ですか、公害に對するかなり詳しい國民世論調査をやつておられます。新聞なんかでも國民の三人に一人は公害にかかつてゐる。日本だけでなしに世界的に公害問題といふものは重要な問題として取り上げられてゐるわけですね。そういう際に、私は、あとでそれは具体的に数字もあげますけれども、何千人といふ別に新しい公務員による官庁をつくるわけではないのであつて、むしろあえて異質なものと一緒にすることによつて、さまざまな意味で私は不便がなくなるだらう、行政委員会という特質からいつてもおかしいし、むしろ公害の問題について政府がこれを裁定とい

ふことの中で、長官が二つ理由をおあげになったのですが、一つは同じ裁定という行為を行なうという点でこれは共通するだらう。それからもう一つは、行政簡素化と申すか、スクラップ・アンド・ビルドというもう一つの観点で考へて、これを三條機關に移行するためにそうやつたのだと、しかし、考へてみますと、裁定という政府行為は同じかも知れぬけれども、こういう行政委員会というものは、そもそも一般の裁判所とは違つて、裁判所の場合は、どんな争ひであらうか、それが起訴されれば、それに應じてさまざまな専門家の証言もあり、証人を呼び、そして判断を下すわけですが、元來行政委員会の性格というものは、私はかなり専門化されたものであると思ひます。そうすると、裁定という行為については同じかも知れぬけれども、むしろ裁定を下すまでが問題なのであつて、その内容というものは、かなり異質なものであることは、これは長官もお認めになつてゐる。とすると、私はどうも裁定という一つの同じ行為があるからという理由は、これはどうも納得できない。むしろスクラップ・アンド・ビルドという観点から、どうせ三條に基づく行政委員会をつくるならば、なるべくふやさず合同させたいといふこと、この点は私はむしろ公害という問題の比重から考へますと、これはいま全國民が公害に悩んでおる。これは私あとで……実はたまたまこれは政府の調査ですが、最近社団法人中央調査社ですか、公害に對するかなり詳しい國民世論調査をやつておられます。新聞なんかでも國民の三人に一人は公害にかかつてゐる。日本だけでなしに世界的に公害問題といふものは重要な問題として取り上げられてゐるわけですね。そういう際に、私は、あとでそれは具体的に数字もあげますけれども、何千人といふ別に新しい公務員による官庁をつくるわけではないのであつて、むしろあえて異質なものと一緒にすることによつて、さまざまな意味で私は不便がなくなるだらう、行政委員会という特質からいつてもおかしいし、むしろ公害の問題について政府がこれを裁定とい

うような、国民が要望している機能を持つ委員会を設備するという点について、新たにつくったからといって国民はあえて反対しないと思うのでございます。それをただ、いままでのスクラップ・アンド・ビルドとか、簡素化ということにあまりにこだわら過ぎて、事の軽重をむしろ逆にしてのじやないだろうか、あとで申し上げますけれども、むしろなくしていい委員会は他にたくさんあるわけですね。むしろそんなものはなくして、堂々と、私はむしろ公害に関する委員会を独立したものとしておつくりになることのほうが、本来の趣旨に沿うのではないか、そういう気がするのです。でございますけれども、その点いかがでございますか。

○国務大臣(山中貞則君) もちろん、私もそういう考え方が基礎になって検討は重ねてきたわけですが、はつきり申し上げて、土地調整委員会の二十年あまりの長い歴史というものを全部詳しく調べて、そしてこれが今後も三条機関の機能を持つて、国家行政の中で、どうしても必要な機関としての必然性が今後もあるのかということについて、当初は、これは率直に申し上げて申しましたが、三条機関としての土地調整委員会を廃止しようと思つたわけでありました。しかしながら、なお詳しく現在の土地調整委員会の持つてくる機能について、その法律その他についての各関係法を調べてみますと、単に廃止しただけでは、それぞれ土地調整委員会を引つづけてきている法律等がその後生まれておりますので、やはり今後この仕事は続けていかなくてはならない。したがって、三条機関廃止というのは乱暴過ぎる。その仕事の分野は残して置かなければならないだろう。そこで今度は、一方において必要となつてきた公害の裁定権を付与された三条機関というものをどうするかという問題であります。もちろんこれを、公害は公害として独立の三条機関ができれば、私はそれのほうが理想だと思ひます。しかし、そのときでも、はたして土地調整委員会というものは引き続き三条機関でなければならぬ

のかという疑問はなお残る状態にあります。そこで、少し私のやり方は乱暴であつたと思ひます。しかし、だれかが乱暴をしなければ、奮勇をふるわなければ、こういうことはいつまでもそのまま続くものだと思います。委員の皆さんも憤慨をされて、総理大臣まで直訴されたり、行政官庁長官に訴えられたりして、この三条機関が中央公害審査委員会に移行する——裁定権を持つた公害等調整委員会にお株を奪われると申しますか、それに風鈴のような存在になつてしまふことについての抵抗もありました。しかし、私としては、それらの、異質であり、あ

るいはまた、ときにそのような委員がやることについて、同一の委員がやる場合に違つた分野であり過ぎるという問題等については、やはり専門の人たちの応援を願うということがあればいいんではないか、そこで三十名以内の専門委員というものを、それぞれの必要な分野の場合には、必要な案件がかりました場合には、その分野の権威者というものををお願いをする。これは衆目の見るところ、何の問題ならばどの先生とかいろいろありますから、そういうことを縦横に駆使することによつて、いわゆる裁定という行為については、そう問題なく処理できるのではなからうかと思つてゐるわけでありました。しかし、私のやつたことがあるいは結果的に見て裏目に出るかもしれないが、もし裏目に出ることが万々一あるとすれば、それは改むるにまたはばかることがあつてはならないということでありました。さしあたりは、いまのような率直な裏の詰まで申し上げた次第でございます。

○水口宏三君 総務長官の奮勇、非常に私、高く買ひますけれども、どうせそこまで奮勇をおふるにふつたなら、もつとすつきりさせる意味で、私は現在の土地調整委員会を思い切つて八条機関に移す、そうしてむしろ鉅額の禁止区域を指定する場合の諮問に應ずるという形にして、むしろそのかわりに公害の委員会を三条委員会として、むしろ拡充したものとして専門的につくつていくと

いうことのほうが、いまの社会情勢、いまの国民の生活の感覚からいつたら、長官の奮勇というものがそのまゝ国民の生活の向上あるいは福祉の向上に大きくアツピールもするし、また実際の効果もあるのじやないか。したがって、せつかくここまで奮勇をおふるのか、残念ですが、その辺何か理由がございませうか。

○国務大臣(山中貞則君) やはり土地調整委員会も二十年余りの間裁定権を付与された、これが大体アメリカの考え方だと思つておすけれども、こういうものが実態上の三条機関の機能として、各官庁が許認可行政をやります場合に、ふり上げられているような機関として行動をしてきた実績があれば、場合によつても一つ別に三条機関を公害のためにつくつてもよかつたわけでしょうし、今度は逆に、そういう状態でない、中途半端な状態になつてしまつておることを率直にそのまゝ認めてやるとすれば、八条機関移行ということもあるかもしれません。しかし、八条機関に移行いたしますと、裁定権等の問題もまた、いまおつしやつたように、なかなかむづかしい問題になりますし、いまあります法律というもので権能がありますものを、それを弱くするというほどの、土地調整委員会も国の行政に対してあるいは国民に対する国家行政というものでマイナスの役目を果たしているわけではないわけですか。そこで、八条機関に移行するということは忍びないということから、二年余りの検討を経て、断行することにしたということでありました。

○水口宏三君 その点ではむしろ総務長官の奮勇の一面だけ私、高く評価いたしまして、できるなら次の状況を見て、そういう点もすつきりさせていただけのことを期待いたしておきます。

その次に、いままた三条機関の問題と八条機関の問題が出たわけでございますが、この三条の合議制の機関というものの定義と申しますか、どういふものを三条機関にするのかということですね、たとえばこの前の衆議院の中で、川村中央

公害審査委員会の事務局長のお話によれば、所掌事務の質、量が非常にたくさんある、あるいは固有の事務局と相当数の専門委員を置いて処理するのが適当だ、こういうふうなことが大体三条機関の一般的な定義と言へるというふうな御答弁があつたと思うのでございませうけれども、三条機関というものの対する定義というものがあれば、これを伺いたい。

○政府委員(川村皓章君) ただいまの御質問に對しまして、この所管は行政官庁でございますが、一応私からお答えをさせていただきます。

先生御存じのように、三条機関と申しますのは、国家行政組織法第三条に書いてある機関でございます。いわばこれは行政委員会という形で、きわめて独立性の高いものというのが一応一般的定義でございます。行政組織法自体には、この定義は、かくかくであるというところは書いてございませぬ。それで、通常は、それだけに独立性の強い行政機関でございませうから、結果的にその所掌する事務の質及び量が相当ありまして、そのために固有の事務局を持つておるものというのが、一応結果的にそういう形になつておりました。例といたしましては、たとえば他の例でございませうが、公正取引委員会などはこの具体的な例になります。

○水口宏三君 行政官庁のほうでやはり同じことを何か御答弁いただけるといいのですが……これは総務長官にお聞きしたいかわかりませぬけれども、たとえばいまあります司法試験管理委員会でございますか、あるいは公安審査委員会——御存じない。これはやはり行政が来ないためですか。

○国務大臣(山中貞則君) 説明できないです。

○水口宏三君 そうですか。これは三条機関になつてゐるのですよ、実を言つと。——じゃ、その点はひとつおきます。飛ばしまししょう。

それでは、これは私が伺いたいのは、今度新しく合同して委員会ができるわけでございますね。当然面委員会の所掌事務が一掃になつてこの中央

委員会にかかってくるわけですね。本来、公害問題というのは、今後非常にいろんな意味で問題が多くなるし、裁定というような新しい非常に重要な仕事を行なうということになってくれば、事務処理体制というものはいままでの審査会よりより強化されたものでなければいけないんじゃないか、ところが、実際にはただ二つを合わせただけで、異質なものを合わせたことによってむしろ事務処理上はかえってやりにくいものすら出てくるんだらうと思う。せつかく重要な裁定というような権限も持ち、また総務長官のさっきの勇断によって三条機関にしたにもかかわらず、むしろ現状のままで、ただ形の上で合わせたということは、むしろ事務処理の面でかえって支障を来たすのではないかと懸念を持つてでございますけれども、その点についてはどうお考えになりますか。

○国務大臣(山中貞則君) 少なくとも土地調整委員会は三条機関としての形あるいは事務局、これははっきりとそろっております。そろっておりますが、ふだんそれだけの委員あるいは事務局がフルに精一ぱいやらなければならぬほど仕事があるかといえますと、これがまた率直に言つてそこまでの分量はないと私は判断いたします。したがって、今回、事務局は全員一緒にやるわけでありまして、その仕事の大部分は公害のほうに、むしろいままでの土地調整委員会の諸君も公害の分野のほうの仕事に従事してくれるほうが多くなるだらう、そして実際上、分野の業務にふさわしい程度の者が土地調整の仕事に従事することになるだらうと思ひます、今後の運用にあたつては、したがって、事務局の能力についても相当大きく、公害に対しては大きく前進するものと私は確信いたしております。

○水口宏三君 それでは、じゃ一緒にすることによって、従来数字的には土地の調整委員会十七人でございまして、従来の公害審査会のは十九人、合わせて三十六人でございまして、それを合わせることにしてむしろ三十人ぐらいは公害のほうに専従できる、それだけむしろ事務体制は強化されるのだと理解してよろしゅうございますか。

○国務大臣(山中貞則君) そのとおりのもりで処理する予定になっております。

○水口宏三君 事務体制はわかりました。ぜひそれはそうしていただいて、もしそれでもなおかつ不足なら、事公害に関する限り、われわれは事務体制をより強化することに何ら反対でございせん。

ただ、ここでもう一つ、今度、じゃそういう事務局を実際に使つていく委員の關係なんぞでございますけれども、これは、本委員会は、今度できる委員会は委員長及び委員が六人で組織されることになっていくわけですね。ところが、土地調整委員会のほうには委員長及び委員合わせて四人、これまでの審査会のほうには委員長及び委員合わせて五人、全部で九人いるわけでございますが、委員長、委員合わせて六人、従来の土地と審査会のほうを合わせますと、それが今度の中央の調整委員会になることによつて、委員長並びに委員六人ということ、七人になるわけですね。言いかえれば、従来の委員の数が土地のほうでいえば五人、審査会のほうでいえば六人、合わせて十一人であつたものがむしろ七人に減るわけでございます。そういう意味では事務局体制は、いまのお話のように、むしろいままでどちらかといひまであつた土地の調整委員会のほうの事務局を回すことによつて事務体制は強化される。しかし、委員というものは私はいくらもういふに非常に減少するということ、ただでも公害問題が今度多発するであろう状況の中でちよつと理解できないんですけれども、何で合併をすると同時に委員の面だけはこつこつに減少をさせたのか、その点をちよつと聞かしていただきたい。

○国務大臣(山中貞則君) これは、土地調整委員会がいまのような委員長以下の委員を常勤、非常勤合わせて常時出勤してもらつてやるほどの仕事の量があるかという点についても私は疑問を持つてゐるわけですが、実情から見ても、したがって、今回、公害等調整委員会になつて主として公害の

仕事が行なわれると思ひますが、現実の問題からもういふふうになると思ひますけれども、その際は、現在の中央公害審査委員会より結果的に一名増になるわけでありまして、現在の中央公害審査委員会の委員よりですね。その人数でもって適当に三人編成のチームでもって事に処していただきますので、大体事務処理は委員の数としては一名増でいいのではないかと。両方の委員会におつた数を全部数をそろえなければならぬということ、土地調整委員会の仕事の現実の量から見てあまり必要でないといふ判断をいたしましたわけでありす。

○水口宏三君 私ども、事務局のほうには総務長官の発想を非常に高く評価するのでございますけれども、委員に關しては、裁定というような非常に重要な仕事をするわけでございます。したがつて、これはかなりやはり専門的な知識がある人でないとなかなかやりにくい仕事だと思ひます。そういう意味で、いままでの土地調整委員会にいた委員というものは極端に言へば一人でもいいんだ。残りの人の六人——まあ委員長はもう公害関係係でしよう、六人のうち五人まではむしろ公害関係の人にしようというふうなこともそれは考えられないこともございせんけれども、実際問題として、裁定というふうな重要な仕事を行なう公害の調整委員の方々というものは、大体、元来われわれが公害とこれまでも概念しておつたものがどんどん拡大しているわけでございます。初めは公害といへばかなり限定されたものでしかなかつたのでありますけれども、いまは一般にいわれているだけでも大気汚染、水質汚染、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭、その上に最近では食品公害からあらゆる問題が出てきておるわけですね。だから、これはもうその一つ一つに、おそろくあと出てくる専門委員という方がおやりになるんだと思ひますけれども、裁定というふうな重要な機能を果たす上で、せつかくこれまでの両委員会の委員長、委員合わせて十一人の人たちがいたわけですから、むしろ中央のいわゆる公害調整委員会の委員

もそのまま十一名にして、土地関係の人は二人なら二人、それこそ一人でよければ一人、そしてあとの方をむしろ公害関係ということにすれば、より充実したものになるであらう。またそうしなれば、こつこつに専門的に多岐にわたつてきた公害問題の処理、特に裁定という重要な仕事はやりにくくなるんじゃないだらうか。せつかく事務局についてそういう発想をお持ちになったなら、なぜ委員にそれを拡大なさらないのか。この点をもう一回くどいようでございますけれども、できればむしろもつとふやすべきじゃないかといふふうに考えるんですが、いかがですか。

○国務大臣(山中貞則君) この委員会は典型公害のすべての紛争を受け付けますので、確かにそういう意味では今後、喜ばしいことではありませんが、裁定権まで与えられると相当に申請件数がふえるだらうと思ひます。ただ、一方、これは相当高給をばんで——という言い方は悪いけれどもせん、委員長、せつかく頼んできてもらつてですね。やつぱり効率的に働いてもらひませんとね、もとおつた数が十一名だからそのまま一緒にどうだといふ、私は、やつぱりそこらところは、委員の方々に御苦労願うにあたつても、やや数が多いとだらだらする感じもするのじゃないか。やつぱり委員の数は常識上まあ六名か七名といふところ、私はよろしいように思ひます。まあ今後運営してみても、委員をお願いしている皆さんでございすから、もうとてまたまらぬ、こんなところではもう死んじやうというほど忙しくなるということであらう、これはまた考え直さなければならせんが、いまの中央公害審査委員会と、これから三条機関として衣袋を正し、そして裁定権を与えられて出発をする、そういう姿勢と、それから土地調整委員会も、なお引き続きその職務は三条機関の中で行なつたほうがいいという判断によつて行なう残りの事務というものが一緒に行なわれど——結果的に好ましいことではありせんけれども、そういう仕事が多いのだといふことであれ

もそのまゝ十一名にして、土地関係の人は二人なら二人、それこそ一人でよければ一人、そしてあとの方をむしろ公害関係ということにすれば、より充実したものになるであらう。またそうしなれば、こつこつに専門的に多岐にわたつてきた公害問題の処理、特に裁定という重要な仕事はやりにくくなるんじゃないだらうか。せつかく事務局についてそういう発想をお持ちになったなら、なぜ委員にそれを拡大なさらないのか。この点をもう一回くどいようでございますけれども、できればむしろもつとふやすべきじゃないかといふふうに考えるんですが、いかがですか。

ば、これは委員さんも、人格高潔にして識見豊かな人であつても人間ですから、限界があると思ひます。そういう場合には、これはいまの御意見等に從つて、当然必要な数はふやしていく配慮はしなければならぬと考えますが、私の感觸では、この程度の数で出発はだいいようぶであると思つております。

○水口宏三君 総務長官の感觸、しばしば当たることもあるし当たらないこともあるので、これは私の老婆心かも知れませんが、裁判所がいまやっぱり裁判官が不足で非常に渋滞をしております。それで、むしろこの公害に關して、この中央委員会をつくつて、裁定権を持たせるといふことによつて処理を迅速にしようというのが主たるねらいだと思つたのです。そういう意味で、大任を命ずるにあつて、法律等では型どおり人格高潔、識見の高い人というのをいってあります。おそれなく任命なさる過程で、ばくは、それぞれお当たりになつた場合に、いま言つたような、これだけひどい公害の問題をどうもおれにやれといつてもこれは無理だと、もう少しふやせといふような意見も出るでしょうし、したがつて、この点ではなるべく柔軟性を持つて、今後の状況に十分対応し得るよう、ひとつ御配慮をいただきたい。むしろ、これは老婆心でございますが、ぜひお願いしたいと思ひます。

○國務大臣(山中貞則君) 幸いにして、中央公害審査委員会の委員の皆さまは、どなたがごらんになつてもりっぱな人たちが委員になつていただいております。たいへんありがたいことだと思ひますが、人選にあつてその初歩を誤りますと、あるいは私情とか、陳情とか、第三者の依頼とかいふようなことで、うっかり人選をしがちなことも間々行なわれますが、そういうことが絶対にあつてはならない。私もその点は、中央公害審査委員会を発足させるときに、厳重に心に期して人事をやつたつもりでありますし、したがつて、今回の新しい公害等調整委員会の人事にあつても、

人事を一步誤つたら、どのようなりっぱな権利と法律的な権能を与えても、これはむしろおかしな運用をされたら国民こそ迷惑でありますから、そのおとしやる点は十分戒心をしてやりたいと思ひます。もちろん国会承認人事でございますし、おかしなことはできないわけでありまして。

○水口宏三君 長官、何かよその委員会においでになるそうなんです、二、三まとめて御質問しておきたいと思つたのですが、もう一つはいまのよう

○國務大臣(山中貞則君) 帰つてくるのです。何か決算の採決に出るといふことでございまして、そこには並ばないと採決しないので、ちよつと行つてきます。

○委員長(柳田桃太郎君) ここで十分間休憩いたします。

午後五時二十四分休憩

午後六時五十分開会

○委員長(柳田桃太郎君) ただいまから内閣委員会を再開いたします。

公害等調整委員会設置法案を議題といたします。

御質疑のある方は順次御発言をお願いします。

○水口宏三君 三条機関のほうは、これは行管長官がお見えになつてから伺うことにして、先ほど伺ひかけた、要するに今度の調整委員会の機能の問題なんぞでございますけれども、先ほどの事務局の問題、それから委員の問題と、一応長官から御答弁いただいたのですけれども、もう一つ委員の問題につきまして、人数は非常に弾力性を持つて今後お考えになるということなんですけれども、今度の委員会の委員が、委員長以外の委員、三人非常勤の委員がおります。常勤の委員が三人です。そういう意味で全員を常勤にしないで、どうして三人だけ非常勤の委員を置いたのか、それはどういう理由か、伺ひたいと思つたのです。

○國務大臣(山中貞則君) この常勤六名というの

は、絶えず皆さんが常勤していただかなければならないかどうか、そしてまた常勤委員六名というのは、ことに公害に重点を置いてまいりますと、なかなか現実の問題としてむずかしいうございまして。したがつて、やはり常勤三名の非常勤三名の方々があられて、非常勤三名の方々も今日の中央公害審査委員会等でもきわめてよく仕事をしたいだいておられますし、やはりそれを有機的に組み合せていくことによつて、常勤三名、非常勤三名の線で支障はないのではなからうかと、私としては判断をいたしましたわけでございまして。

(委員長退席、理事町村金五君着席)

○水口宏三君 ただ、この法律を見ますと、ことに調停、裁定の場合には、それぞれ三人または五人の委員会というのを構成するわけですね。これはおそれなく国民に周知徹底された場合に、この中央の公害等調整委員会にさまざまなたぐさんの案件が持ち込まれる可能性もある、というよりはむしろ持ち込まれるように政府としてもひとつ誘導していただきたいと思つたのです。そうした場合にございますね、調停委員会あるいは裁定委員会というものがそれぞれ三人、五人で構成していき。せつかく紛争処理を迅速に行なうというたてまえからいって、どうも何か矛盾するやうな気がするのです。というのは、国民が知らなくてたいして案件を持つてこないだろうという前提なら別でございますけれども、これは長官自身もむしろ逆に案件を持つてくることを希望なさつていてのことと思ひますし、なおかつ、従来の裁判による判決が非常に時間がかかり、金がかかる。そういう意味で裁定権を持つようになつたわけですね。そうしますと、どう考えても、何か常勤三人、非常勤三人ということとは手不足のやうな気がするの

でございますけれども、これは長官の御答弁と同時に、現在の審査会の委員長もお見えになつておりますので、現在裁定権を持つていない審査会が裁定権を持つという段階で、しかも今後たくさん案件が持ち込まれるであろうということを前提にして、経験上これでいいのかどうかということも

あわせてお伺ひをしておきたいと思ひます。

○國務大臣(山中貞則君) 先ほどの質疑でありました、委員の総数も六人ではないのかという問題もありました。またせつかく六人置くならばこれを全部常勤にしてみたら、常時出勤してもらつて、そして有機的にチームを組んでやつてもらうという御意見もまたあらうかと思ひます。しかし、現在の国体のそういう委員会というのは、常勤と非常勤とそれぞれあわせ持たなければならぬ。これは、この中央の公害等調整委員会がきわめて多忙であることはある意味においては不幸なことであるのですけれども、しかし、典型公害のすべてを対象にして受け付けますから、おそれなく多忙になつてくるであらうと思ひます。それですべり出してしまつて、非常勤三名では、非常勤の待遇ではお気の毒なほど仕事があつたり、あるいはまた六名では足りないといふやうな場合等については、これは当然国民の要望にこたへる体制の整備といふことであるから、おそれなく国民にも理解される行政機構の増加といふことで、そのときはまたちやうちよすことと対応する措置をとるべきである、さうに考えます。

○政府委員(小澤文雄君) いまの中央公害審査委員会が実際に調停をやつてゐる模様から見て、仕事は、もし裁定が入つた場合にはたしてやれるかどうかといふお尋ねだつたように思ひますが、現在の実情をちよつと申し上げますが、現在、中央公害審査委員会には常勤、非常勤を含めて六人の委員がございまして、そして事件ごとにそのうちの三人が調停委員になりましてその事件を処理するといふことになつております。そして、その六人の、常勤、非常勤を含めた六人が二組に分かれるといふ意味ではございまして、その事件ごとに常勤のうちの二人とそれから非常勤の一人と、いまのところはそういう形でやっておりますが、したがつて、それぞれの人の手持ちの件数も考え、また事件の性質も考へて機動的にやつておりますので、もちろん現在の程度の事件の数ならば

まだまだ十分の余力がございます。それから、現在の調停の進め方でございますけれども、これが実際問題として、ただ双方の言い分を聞いて、そしてすぐその場でまああつたように、そういうやり方はしてございまして、双方の言い分を聞きまして、そしてそれぞれこちらのほうで納得のいくだけの事実をつかみませんと、もうと妥協な結論ができませんので、そういうことも聞きまして、そして場合によりましては、さらに事務職員にいろいろ調査を命ずる、そういうような方法をいたしまして、

〔理事町村金五君退席、委員長着席〕

十分に必要事情の調査をした上で、その調停の方法をきめるというやり方をしておりますので、今度は裁定という調停とは非常に性質が違ふように思いますが、実際違ふのでございませうけれども、その審査のやり方は実質的には違ふことはなからうと思ひます。そういう関係でございませうから、もしこの制度が実施されて、何百件という膨大な事件、あるいは何十件というような膨大な事件が一時に殺到するようになるにせうしたら、これはまた別の問題かと思ひますけれども、現在の状況から考えまして、また、地方の審査会に出ている事件の状況などから考えまして、さしあたりはだいいじやうぶじやないかというふうに考えております。

〔委員長退席、理事町村金五君着席〕

○水口宏三君 総務長官、先ほどの御発言で、委員には非常に高給を払う、したがって、十分に働いていただかなければ困るのだというふうなお話ございましたけれども、かといつて、委員が手不足であるがゆえに、せつかくのこれが有効に機能しなければ意味がないのであつて、それについても柔軟に対応するというお話でございますので、われわれ大いに、これについてはむしろ支持もします、これを強化することについて賛成なわけでございますから、余分なぜい肉はぜひ切り落としていただきたいと思いますけれども、特に事公害の問題に關して積極的な取り組みをしていただくこ

とについては心から支持をするわけでございますので、柔軟に対応していただくということで一応納得いたしますが、いま審査委員長のお話ですと、委員の任務の以前に専門委員によつて十分な調査、資料の収集等が行なわれるというお話でございますけれども、当然、今度のこの調査委員会も専門委員が三十人ですから置かれるわけですね。そうすると、この専門委員というものの任務というものがあつて、これは非常に重要だと思ひます。委員の判断というものが、ある意味では専門委員の調査、資料の収集、そういうものにむしろ乗つて判断をするという場合が非常に多いのじやないかと思ひます。そうなりますと、せつかく委員には人格高潔な方が選ばれてみて、専門委員がいいかげんな方が選ばれて、あるいはせつかく専門委員として選んでおきながら、専門的な知識が十分でないということになると、これはまさに面龍点睛を欠くというよりは、むしろ土台がくずれるわけでございます。そういう意味でどうも今度の法案の中には、この専門委員の任命に關してはあまり明確な規定がないわけでございますけれども、これはおそらく総務長官としては委員を任命する場合にそういう心組んで任命をするという御答弁があるかと思ひますけれども、できるならこの専門委員のむしろ資格といひますか、そういうものについてもある程度の規定は織り込まれてしかるべきじやないだろうか。その上に立つて人格高潔な委員が調停あるいは裁定をする、そうして初めて結果が、公平な結果が出るというふうに考えるわけでございますけれども、この専門委員の問題についてひとつお答え願ひたいと思ひます。

○國務大臣(山中貞則君) これもまさにおっしゃるとおりで、限られた委員の皆さんがすべての資料収集から専門的な分析までをなさることはこれは不可能なわけでありまして、そこで専門委員を三十人以内で適時ケースごとに任命をしてやっていたわけでありまして、これはやはり三条機關に移りますことの意義はそこにもあるわけですが、

れども、政府が一方的に専門委員などを任命するわけじやありませんで、この国会の承認を経て選ばれた委員の皆さんの、委員会から専門委員をこのケースについてだれを任命したいという、最も権威のある客観的に見て正しい見解の持ち主と国民が見ているような方々を選んで、そして總理大臣の承認を求められるわけでありまして、逆に政府のほうから任命を押しつけたりするものでありませんので、ここに三条機關の中立性、独立性のよさがあるのではないかと考えます。

○水口宏三君 それでは一応、この委員会の構成の問題については以上で質問を終わりますが、行政管理局長官お見えになつておりますので、この三条機關と八条による合議制機關の問題について少し伺いたいと思ひます。それでまあ中村行政管理局長官は、三条機關にするということに非常なウエイトを置いていらつしやるわけでございますけれども、はたして行政組織法上の三条の行政委員会と八条の行政機關というものが、どういふ点で性格が違ふのかということについて、これを概括的に最初にお伺ひしたいんです。

○國務大臣(中村實太君) 管理局長から答弁させたいと思ひます。

○政府委員(平井勉郎君) 国家行政組織法第三條、第八條は、必ずしも定義は明らかにしてないわけでございますので、解釈の問題になる点もございませうが、国家行政組織法第三條では、直接第三條機關を定義せずに、「国の行政機關の組織は、この法律でこれを定めるものとす」といふ第一項に引き続きまして、「行政組織のため置かれる国の行政機關は、府、省、委員会及び庁とし、その設置及び廃止は、別に法律の定めるところによる。」と規定いたしております。この基本的な考え方といたしまして、内閣法第三條の規定によりまして、各國務大臣は主任の大臣として行政事務を分担管理するわけでございますが、その分担管理の基本的な範圍といたしまして、府、省がまず設けられる。さらにその中で特に質的にも高度の

ものであり、かつ量的にもかなりの相当量の業務を要するようなものにつきましては、外局といたしまして委員会及び庁が設けられる。これらが第三條機關になるわけでございます。

そこで、第八條機關と第三條機關との関係でございますが、この第三條の行政機關の基本的なものがつきまして、これらの機關にさらに国家行政組織法によりまして、内部部局、地方支分部局及び附屬機關が設けられることが認められてゐるわけでございます。

第八條の機關は、私がただいま申し上げたいわゆる附屬機關をさすわけでございます。その現実には置かれてゐる八條機關は多種多様にあつてゐるわけでございますが、一応類別いたしますと、審議會等のグループ並びに試験研究機關等のグループ、あるいは他の分類に従ひますと、施設等の機關と申しますか、たとえば医療とか、あるいは刑務所等の作業所とか、そういう施設等に着眼したものとかがいふようなものに分かれようかと思つてゐるわけでございますが、こういふものはいわば三条機關の附屬機關として設けられてゐる点が第一点の違いでございます。

それから第二点といたしまして、国家行政組織法は、第三條の行政機關につきまして、機關の長に府省令あるいは委員会規則の制定権、告示、訓令及び通達を発する権限を与えてゐるわけでございますし、また、当該機關に属する職員任命権を国家公務員法で与えられてゐるわけでございます。これに對しまして八條機關の場合には、こういふ点は認められてゐないわけでございます。この点が三条機關と八條機關との違いの第二点になつてゐるわけでございます。

○水口宏三君 いまのそういう中で私非常に重要だと思ひますのは、三条機關の場合の地方支分部局が置けるということ、それからまた地方支分部局を置かなければならないような行政機關について三条機關とするということ、これはもう非常に重要なことだと思ひます。ただ私は、むしろ三条機關と八條機關との差というのはいかに形

式的な面がわりあい多いのじゃないだろうか、そういう気がいたしますので、その点について少し伺ってみたいと思うのでございます。

その前に、たとえばいまおっしゃった中のそういう重要性を認めて置かれている三条機関の中に、これは先ほど総務最官にお聞きしたら、これは行管庁のほうにというお話だったのですけれども、司法試験管理委員会とか公安審査委員会というようなものも、これはもう職員も非常に少のうございまして、実際上三条機関として置く理由、根拠というものは非常に少ないと思うのでございまして、こういうものをなぜ三条機関としていままで置いてあるんですか。

○政府委員(平井通郎君) 確かに委員会そのものの事務機構等に着眼いたしますと、先生のおっしゃるとおり、きわめてまあ事務機構としては貧弱でございまして、あるいは形式的に持つていないものもあるわけでございしますが、実質的には司法試験の場合等におきましては、法務省の事務当局がその仕事をやっていくわけでございまして、かなり広い範囲の事務当局がその仕事に参画しているという点もございまして、また一方、単に量的に相当規模の事務があるという点だけでは、行政事務の内容が質的に高度であり、たとえば今回の公害等調整委員会の場合のごとく、準司法的な仕事をするというような場合におきましては、そういう点にも着目して、第三条機関にすることも可能であると考えているわけでございします。

○水口宏三君 それは要するにあれですか。いま私の申し上げた司法試験管理委員会とか公安審査委員会というものは、これは八条機関に移してもいいということですか。

○政府委員(平井通郎君) 先ほど申しましたように、仕事の質的な高度性とかそういう点に着目いたしまして、三条機関として置いておくのが適当であると考えているわけでございします。

○水口宏三君 それでは、まあどうもいまの行政管理局としてはこれを八条機関に移す御意思はな

いわけですね。

それじゃもうちょっといま三条機関と八条機関でわからぬことを伺いたいののでございしますけれども、いま御承知のように、土地調整委員会は、これは総理府の外局になって置かれている三条機関で、それから中央公害審査委員会のほうは内閣総理大臣の所管のもとに置かれている八条機関である。それで委員長及び委員はそれぞれまあ独立して職権を行なわれるようになっていて、独立性という点においてはこれは両委員会とも同じだ。それから委員長及び委員は両院の同意を得て内閣総理大臣が任命する。いずれも常勤の委員を置いていくという点でもこれも同じでございしますね。それから国民に対して意思を決定する権限があるという点でも同じである。しかもいずれも事務局を置く。むしろ現在では八条機関である公害審査会の方が事務局員は多いし、膨大である、大きいというのが現実なんですね。そうすると、一体三条機関と八条機関との差というものが、先ほどのお話しした規則の制定権とか、告示権とか、人事権というもののについては差があるということではわかるんでございしますけれども、その他はどうもあまり差がないような気がするのです。むしろ、いまお話しした三条機関とすることは、何か非常に重要なものは三条機関とするんだ、そうでないものは八条機関でいいんだという。そうすると、何が重要であり、何が高度であるかという点の基準がどうもわれわれにははっきりしないのです。事実上の中身では、いま申し上げた決定的な差というのは、規則の制定権、告示権、人事権ですね。これは組織法上は、さっきお話しした重要性とか、あるいは高度な政治性とかいう御説明もありましたが、何の基準でそうおきめになつていますか。

○政府委員(平井通郎君) 中央公害審査委員会の設置にあたりまして、これを三条機関とするか、八条機関とするのかという議論があったことも事実でございしますが、当時におきましては、新たに発足する問題としてどの程度の事務量を所管し、

どの程度の問題が出てくるかということは必ずしもつまびらかでなかったという事情もございします。また、今日提案されておりますように、裁定権というような準司法的な権能の与えられない調停、仲裁制度の段階にとどまっていたというようなこともございまして、八条機関として設置するのが適当であるとしたものと伺っております。

○水口宏三君 私はむしろ伺いたいのはいままで申し上げたのは逆なんであって、大体この審査会が、いままでの審査会が置かれるときのおそらくわれわれの主張としてはこれを三条機関として置くことを要求したはずなんです。それが八条機関として置かれていく。だから今度は裁定権を持つからという理由はあるかも知れませんが、しかし、先ほどから伺っていると、これは現在ある土地の調整委員会との合併という、そういうむしろ行政の簡素化というふうな何となく便宜的なものが一つの理由になっているような気がするのです。われわれがむしろ当初から非常に重要であるこの公害の審査会は三条機関として置くことを要求したときにはこれは八条機関になり、今度は裁定ということがあるかも知れませんが、むしろ行政の簡素化というところがむしろ唯一の理由になつておる、そういう、ことさらにどうも何か三条機関、八条機関についてこれを設置する場合の一貫した方針なり基準がないところに、むしろ適当にそのときの都合でもって、これを三条機関にしてみたり、あるいは八条機関にしてみたりということが出てくるおそれがあるのじゃないか。しかもその異質なもののについて、どれがより高度なものであり、どれがより重要であるかということの判断も非常にむずかしいと思うのです。したがって、それらについて何かかなり明確な基準を設けておかないと、行政組織法に基づく行政委員会というものであるいは行政組織そのものの全体の秩序というものがくずれてくるおそれがあるのじゃないだろうか、せっかく行政組織法があるの

でございしますから、これを實際適用する場合に、

それぞれのやはりそういう国民が納得するような基準を設けていただきたい。そのときの都合によつては八条機関にして置く、ところが今度は合併するので三条機関に引き上げるというふうな御都合主義では困ると思うのです。その点についてはあるいはそうではないのだという反論もあるかも知れませんが、それとたどって見るといま申し上げたように、それほどの差はないのです。ところが、今度三条機関になることをわれわれは反対しているわけじゃないのでございします。あれは当初三条機関にすることを拒否なさつた政府当局が、今度三条機関として置くという点については、いままで申し上げたことが矛盾をす

○政府委員(平井通郎君) 確かに先生御指摘のような点もございまして、今後の機構審査等の面にあたりまして一般的な基準が設けられることが望ましいことは言うまでもないことではございますが、何ぶんにも行政全般にわたって適応できるように明確な基準をつくることは困難な面もございします。で、十分そういう点、御意思の点もしんじやういたしまして勉強を続けたいと思ひます。

○水口宏三君 それでは次に、非常に今度の公害等調整委員会の一審重要なめであるこの裁定制度の問題につきまして、これを少し具体的に伺いたいと思ひます。

一つの問題は、その裁定申請があつた場合に、委員会としては、被害の態様なり規模その他一切の事情を考慮して申請を受理するかどうかを決定することになる。その場合、被害の程度が軽微でありその範囲が限定されているものは受理しないということになつておるわけですが、これは先ほど申し上げました世論調査を見ても、三人に一人は公害の被害者である。それが何が軽微であり何が範囲の限定かということ、これは非常に恣意的に決定されるおそれがあると思うので

す。ある人にとってはそれは非常に大きな被害であるという場合もあり得るし、これはその人のおそらく肉体的なあるいは生理的な条件もございましょうし、あるいは心理的な問題もありましょう。だからそれが軽微であるかどうかということの判断がこれは問題であるし、また、範囲の問題にしても現在はあるいは限定されているかも知れない。しかし、それがどんどん拡大してきたというの、これはこれまでの公害の実例からいっても、水俣病であつてもイタイイタイ病であつても、みなむしろ一回判決が出てから新しい患者がどんどんあるということが発見されていくわけですね。これがよくは公害のおそろしさだと思うのです。そういう場合に、裁定制度をせつかくつきりながら、申請があつた場合に軽微なもの、あるいは範囲の限られたものは受理しないということができるということをつくる以上、何らか明確な基準というものがなければ、非常に恣意的に流れるおそれがあるし、また、たとえ恣意的でないにしても誤りをおかすおそれがある。その点について総務長官の御所見を伺いたいのですけれども、もしできるなら、本来これは基準を設けるべきではないかというように私は考えます。

○政府委員(小澤文雄君) 私から申し上げます。

この裁定制度につきましては、申請を全部受理するというのが原則でございます。それで例外としていまいやせがございました場合に、受理しないこともできるということにしてあるのでございますが、その受理しない事件のふり分けといったようなものは、これは基準をつくるということが非常にむずかしいのだらうと思ひます。実際は全部たくさん申請事件の中にはいろいろなのがございます。ここでは条文の上では軽微というのになつておりますけれども、とにかく中央の委員会ですべて裁定として取り上げるのにはふさわしくないような事案が申請されるということ、これは当然予想されるのでございまして、まあ具体的な例というものをちよつと思ひつきませんけれども、まあ仮定的に申し上げますれば、たとえ

ば隣のピアノの音がやかましくてノイローゼになつてゐる。そのために被害を受けたから損害を賠償してくれというような事案がかりに地方で起こつたといひまして、そういうような事案は、やはりよく見てほんとうにそれが全くお隣同士の対一の相隣関係にすぎないといったような場合には、これは——しかも同様なことが全国的に地方的に相当広範にあるということなら別でございませうけれども、全く偶発的な相隣関係に近いようなものというのになつてしまふれば、これは申請を受理して裁定するというのには適しないのじゃないかと思ひます。あるいはまたもうすでに事案が一方では裁判所の上級審に係属してゐるといったような場合に、重ねて同じものを委員会のほうに申請してくる。そしてその内容が、やはり委員会として取り上げなければならぬような重要性、地方的な大きな問題とか、何かそういうことにも必ずしも当たらないというような場合がございませうので、そういうときに全部申請を受理するというのことは、結局せつかくの委員会の機能にどうしてもロスができてくるというふうにも考えられますので、そういう制度をつくつたわけでございますが、決して受理する受理しないを恣意的に定めるという、そういう趣旨ではございませんで、御了承願ひます。

○水口宏三君 いまの委員長のお考え方、委員長の立場としては私わからぬこともないのですけれども、国民は今度できたこの法律を讀みまして、そうして公害に悩んでゐる人は何とかこれに訴えたいということを考えるわけですね。これは国民に理解をしてもらつて、国民に使つてもらつて初めて意味のあるものですね。国民の受ける印象は、軽微なものは受け付けません、範囲の少ないものは受け付けません、そういうことが一応ここに書かれておる。表面上そうだけれども実際はそうじゃないんだといふ委員長おっしゃいますけれども、そう書かれておれば国民はそう感ずるわけですね。しかも世論調査を見ましても、軽微といへば軽微ではあるが、その人の生活にとつては

非常にやはり大きな障害を来たすような公害が最近非常に多いわけではございませう。そうしますと、こういう表現を使つて、軽微なもの、あるいは被害が一部に限られてゐるものは受理しないというふうな、こういう書き方を、——せつかく公害に對して国民の立場に立つてこれを解決しようという法律をつくるにあつて、むしろこういう表現を使うことは、マイナスではあつてもプラスではないわけですね。むしろそういう表現は削ぐとすつきりしてゐると思ひます。これはむしろいま委員長にお伺ひすることではなくて、総務長官にお答えいただいたほうが的確ではないかと思ひますけれども。

○政府委員(小澤文雄君) 軽微といふかにも、たとえばその金額が少ないものは軽微とか、あるいは当該個人についての被害の程度が少ないものは軽微であるといふふうな印象を受けるかも知れませうけれども、それはこの法律の趣旨ではございませうので、たとえば金額にしてみました。どんなにわずかな金額にしても、それが国民生活に同様な問題が方々に起こつていて大きな影響を与えるというふうなことが当然考えられますことではございまして、そういうものは当然ここでいう軽微には入らない、そういうふうな考えでおります。ただ、この条文の字句が一般に被害額の小さいものは、もうほかに影響が幾らあつてもなくても取り上げないのじゃないかというふうな誤解を受けるようなことがあれば非常に困りますけれども、その点は、これからこの法案の趣旨が国民の間に正しく理解できるだけのことは周知させるような心がまえで進みたいと思ひます。

○水口宏三君 これは、しつこいようですけれども、非常に重要な問題なんで、もうちよつと御質問したいのですけれどもね。

委員長は、この法律の趣旨が国民に徹底すればと言ひますけれども、国民一人一人に法律を配るわけじゃございませんで、なおかつ、これを周知徹底するといつても非常に困難です。この世論調査を見ても、被害を受けてゐるという者の中で七九%の人は結局対応できないわけですよ。どうしていいかわからない。何もしてないわけですね。ですからむしろその上に持つてきて、今度せつかく調整委員会というふうなものがさらに強化されてきた、その中にこういう規定が入つておれば、ただでさえなかなか国民は法律を讀んでそれをやろうという人が少ない上に持つてきて、法律を讀んでみたらこの中にこういうことがあつたとなつたら、これはどうもぼくはつくる趣旨と非常に相反すると思ひます。なおかつ、受理されなかつた人たち、軽微であつたがゆえに受理されなかつた人たち、しかし公害は受けてゐるわけですね。たとえば範囲は少ないにしても、たとえばそれが十人あつても、重要な公害を受けてゐる、そうした人たちの救済はどうするんだと、だからひとつ、これはむしろぼくは委員長にお伺ひするよりは、総務長官のお考え方を聞きたいのです。これは思ひ切つてぼくはむしろ受理をしないでいいなんという規定は抜かしていただきたいと思ひます。これは、もしこれを入れる以上、別途救済措置というものを明確にしたいだきたいとぼくは思ひます。

○國務大臣(山中貞則君) これは小澤委員長から答弁いたしましたように、原則はあくまでもすべての案件を受理するという姿勢を貫いてゐるわけでありませう。しかし、やはり法律ですべてを受理しなければならぬということになつておりますと、先ほど小澤委員長が一、二の例を妥当かどうかと言ひながらあげられたわけですが、それと、持ち込まれたら全部受理しなければならぬという、しかも裁定までしてくれと言われた場合に、やはりそういうケースとしてふさわしくないものもあり得ると私は思ひます。ことに、悪臭、振動、騒音、こういうもの等まで全部今回は対象にいたしておりますから、公害等の苦情で一番多いのは騒音のようでありませうけれども、この騒音などでも、取り上げるべきケースと、やはりどう

もアパートの隣の部屋がどうかから騒音だという、それも騒音の一つかもしれないけれども、そういうものまで全部持ち込まれたら受け付けてやらなければならぬのだということだけにしておきますと、これはやはり原則の姿勢というものはそうでありましても、やはりある意味で一つのケースで、これはどうも思われるものは排除できる規定を一応つくっておきましてもいいという事で、これはもう委員長からも申しましたように、この法律はだれのために、何のために必要とし、つくるんだということにたえなきやならぬわけですから、こういう適用除外例というものは排除してしまおうという様なことは全くありませんので、そういう姿勢だつたら、もう公害等調整委員会そのものが、国民から初めから非難と、そして失望という目で見詰められて、何の価値も持たない三条機関になるおそれがある。したがって、そこらのところは、まあ実務家の法律専門家である小澤委員長の御答弁をお願いしたわけですから、そういう姿勢でやつておるわけでありましますので、できれば御了解賜わりたいと思います。

○水口宏三君 申請されたものに対して、先ほど私が申し上げた、まあ恣意的にと言ったのは多少私は言い過ぎであらうかと思ひますので、取り消しておかなければならぬ。ただ問題は、申請されたものについて、軽微なものあるいは小範囲なものを受理しなくてもよろしいという規定があることが、これが先ほど申し上げましたように、現在公害を受けている人たちは、受けていることは自分で知つていても、これをどこへどう持つていったらいいかわからない人がいるわけですね。それがむしろ七九%なんぞでございます。しかも、せっかくつくられたこの規定の中にその文章があれば、どうも法律読んだ人でもそれにひっかかってなかなか持つていけないだらう。だから、どうも法律のつくり方が、それは疑わしきは罰しないという罰則については私はむしろそうすべきだと思ひますね。しかし、こういうむしろ公害の問題なんかについて、疑わしきもこれを取り上げるといふことがなければ、これはばくは誤りだらうと思ふのですよ。したがって、当然国民の側からすれば、こういう規定があれば、持ち込みたくてもしり込みをする、これじゃ何にもならないと思ふのでございませう。だから、むしろ犠牲者の立場に立つてお考えになる考へ方、これはむしろ人を罰するのではなく、救済をするわけですから、なるべく困っている人がたくさん来られるようにするといふことのために、私はどうもこの規定は何としてでも納得できないので、何とかこれを覚えていただきたい。なおかつ変えられないならば、受理できなかった人たちに對する別途救済措置をどうするかといふことを明確にしていただきたいと思ふ。

○政府委員(川村晴章君) ただいまの先生の質問に對しまして、現実には先生がおっしゃられたような問題は、どういふ経路で現実にはこなされておるかといふ問題を先にお話を申し上げたほうがよろしいのじやなからうかといふことで御説明を申し上げますが、現行の公害紛争処理法の四十九条に苦情の処理といふのがございませう。それでこれは、紛争になる前には通常非常に多い苦情があるわけございまして、先ほどの先生のおっしゃられた七九%の問題もこの問題をあわせておるわけございませう。実際は四十九条におきまして「地方公共団体は、関係行政機関と協力して公害に関する苦情の適切な処理に努めるものとする。」といふことに相なつておりました。都道府県と政令で定める市には、公害苦情相談員といふのが必置されており、それからさらに、それ以外の市町村は相談員を置くことができるということになつておりました。これは一昨年の、四十五年の十一月から、すでにこの法律に基づきまして現在では約千九百名の苦情相談員が各市町村、県におります。

それですと、ここに公害苦情の問題として最初に出てくるのが実態でございまして、昨年度のデータでは約六万四千件ばかりの苦情が全国的に出ておるわけでございます。現実には、これを聞きまじした苦情相談員がそれぞれの専門部局と相談をしたり、あるいは行政規定として処理できたり、あるいはそれぞれの専門部課の処理によつて処理できるものはそこでまずこなされて、それがどうしても紛争としてある意味でエスカレートしたような問題が、いわば地方の審査会、さらに問題の重大事件あるいは広域処理事件という様なものが中央公害審査委員会に上がってくるという様な仕組みになつております。

その意味で、先生の御指摘のございました七九%のものがむしろ各都道府県なり市町村にいる苦情相談員のところにはまず問題を持つていくといふことが、現在としては体制上必要なことであらうかと思つております。それで、現実には最近までのこなされた苦情は、六万四千件のうち約七割ぐらゐが処理をされまして、それが紛争といふかっこうになつたものは一応七十五、六件ばかりございませう。これが地方の審査会に申請といふ形で出てくるわけございまして、ある意味でそういう基礎があつて、こう上に積み上げられた形になつていふといふことございませう。

そこで、この不受理の規定の問題でございませうけれども、現実には私どもが、苦情その他から扱つておりますと、これは例としてはたして適切かどうか問題はございませうが、現実には音楽関係の作曲家あたりでも、通常の人が実は聞きましては騒音じやない問題を騒音であるといふふうなかつこうで持ち込んでくる場合がございまして、現実にある都道府県の問題でございまして、真夜中に、普通の職員が聞いてもどうしてもその音が聞こえてこない、それでもそのときに同時にその方は聞こえるというふうな、こういうような問題になるようなケースがございませう。

それから、さらに一昨年度の裁定の問題で考えておきますのは、訴訟及び司法救済との関係で、それぞれ裁判にかつた場合との調整規定は置いてございませうけれども、先ほど委員長が上級審と申し上げましたが、一番極端な例は、かりに最高裁まで問題が裁判として上がつていった——最高裁におきましては事実審はいしません。そのときにまず裁定を申請された場合には、これはいけば意味のないことになりませう。そういう場合のことを考えてこの規定が置いてございませうといふこととでございませう。

○水口宏三君 私は、いまの御説明を伺つても、ぜひ表現を変えていただきたいというのが私のむしろ要望でもあり、意見でございませうので、それは何とかひとつ考えていただきたいと思ひます。その次に、私はむしろ全然考えなしに言つていたわけではないのであつて、せっかくこういう裁定という制度をつくられたわけですが、都道府県の審査会にも裁定権を持たしたらこれはすいぶん救済の範囲が拡大できると思ふのでございませうけれども、都道府県の審査会に裁定権を持たせることはできないでしようか。これはひとつ総務長官にお伺ひいたします。

(理事町村金五君退席、委員長着席)

○國務大臣(山中貞則君) 行政は裁判にかつて最終審ができないことは当然であります。その範囲においても裁定といふ行為はきつめて重大な、ある意味の行政的な国家権力をもつての決断でございませうから、したがつて、それは結果的に民事裁判に意図して逃げ込まない限りは従うといふことが前提になると私は思ひます。そうすると、やはりそれは合法性といふものがどうしても保たれなければならぬ。いま同時に地方の都道府県の公害審査会に裁定権を与えたいといふと、おそらくこれは各地域で同じたとえば水銀中毒であつてもあるいはカドミウムの中毒であつても、都道府県ごとにそれぞれの裁定を下します場合には適合性の保持といふことはきつめて困難ではなからうかと思ひます。裁判ではまた二審、三審がありますから、この制度が習熟した後にいふてはあるいは地方においてもそのような中央の裁定

の、判決ではありませんが、先例等を見ながらいけるような時代がくるかと思いますが、差しあたりは中央においてこれを処理していくことが妥当ではなからうかと、そういうつもりでございまして、地方にやらせないかというつもりはございません。

○水口宏三君 私が生上げたのは、この法律に、さつきからくように申し上げるように、軽微なもの、範囲の少ないものは受理しないという規定があるので、救済の一つの方法としては、地方の審査会が裁定権を持てばそれは一つの重要な救済手段になるであろうと思つたので申し上げたのであつて、総務長官はそれを全く否定はしない、将来の状況に応じてはそういうこともあり得るであろうということでございしますので、ぜひひとつ、軽微であるから、範囲が少くないからといって何らの救済手段を提供しないというようなことのないように、これはぜひひとつ御配慮願ひたいと思ひます。

それからもう締めますけれども、原因裁定の問題についてでございますけれども、まあ原因裁定というのは、元来は非常に複合公害のような場合には、特定の公害発生源が複数であるとかあるいは非常にあいまい、あいまいと申しますか、明確でない場合に出てくることだと思つたので、明確でない場合に、まず裁定受理は、特定者でなくとも申請をして原因裁定を受理するという制度があるわけですね。その場合に、その申請をする側は、本来私は公害というものは、まさに被害を受ける者がそれを救済してもらうために審査会に申請をするというのがこれは原則だと思つたので、すると、それが原因裁定であつたか、むしろ当事者というのは被害者であるべきだと思つたのでありますけれども、どうもこの法案を讀みますと、当事者というものは必ずしも被害者でなくともいいというふうな受け取れるのでございまして、これも、これはどうなんですか。

○国務大臣(山中貞則君) 原因裁定においては、そのウエイトはきわめて公害紛争の大部分を占め

るだらうと思つたのです。原因裁定が、ほぼ原因の因果關係が明らかになればあとは金額の問題になるわけですね。ですから、それだけウエイトは大きいわけですが、逆に責任裁定の場合には私は金額を幾ら払いたいと思ひますという申請などをするのは、これは被害者・加害者という立場でいへば、加害者のほうから申し入れることは不適当なこととございまして、それはやはり裁定を受けなければならぬと思ひます。しかし、原因のどちらが被害者であるかは一がい言えない場合がありまして、自分のほうは絶対に公害防止施設その他を整えていてそして被害を出していないのに、それが加害者のように言われていられるとすれば、その企業も被害者の立場にいわゆる加害者としての推定みたいなことでやられておれば、自分の冤罪を晴らす、自分はこういう証拠をもって絶対に加害者の立場になつておりませんということを申し出る機会には、私は原因裁定の場合にはあつていいと思つたのです。もしそれが申し出たことの勇氣によつて、実際の加害者であつたにもかかわらず、それが隠蔽されるかというところではないのです。申し出た結果、それは調べて原因裁定でやはりおまえだということになれば、それは逃げられないわけですね。したがつて、責任裁定の場合は、そういうことは不適当なことであるし、またそういうことを受け付ける必要はありませんが、被害者の立場だけですけれども、原因裁定の場合は、当事者から私は加害者でありませんと、堂々として所信を披露して、資料を整えて出る場合は、これは受け付けていいんではないかという判断を持ったわけでありまして。

○水口宏三君 しかし、まあ公害というものを一般的に取り上げた場合には、公害を受けるのは非常に弱い市民ですね。特にまあ都市の場合などは、みな職を持って、一日じゅうそれこそ交通公害にあひながら通勤をしている人たちが、時間的にも余裕はない、財政的にも余裕がない、そういう人たちが、われわれは公害の被害者であるという

形でもって原因裁定を申請すること、そのこともいま非常に困難だと思つたのでございまして。ところが、公害を受けていることは明らかであるにもかかわらず、これを實際上原因裁定に持ち込むというときには時間的にも、労力的にも、財政的にも非常に困難な面があるわけですね。ところが一方、企業の側は、これはもう公害がこれだけたくさんなれば、企業によつては公害課ぐらいつくつて、いつでも対応できるようにしている。これは、交通は大体そうですね。大きなタクシー会社はみな何か調停員みたいなものをたくさんつくつておいて、まず先に行つて適当に話をつけて、それでまとめてしまふということをやつてゐる。これは現実でございまして。そこで私はむしろ、その企業が原因裁定の過程において審査をして原因者でないということが明らかになればいいんであつて、何も初めから私は原因者でありませんというようなことを言つた場合に、それを受理するということとは、これは大体公害というものの性格からいって、最初私の申し上げた憲法の立場からいつてもおかしいのじゃないか。たとえば熊本の水俣病にしろ、最後まであれは、原因はうちじやないかとごんばつていました。イタイタイ病も現在でもそうなんです。それからまた、この間新聞を見ますと、例の足尾の銅山、古河企業だつて、いやもうあんなものはとくにないはずだということを言つてゐるわけですね。これはむしろ複合公害ではありませんか。こういう明確なものですからそういうことを言うわけなんです。それから、まして、こういう複合公害の場合、原因者がはつきりしないものについて、私は原因者じやありませんというのを申請したら、それをまず受理してやろうという形はおかしいのであつて、むしろ被害を受けた人たちというのはなかなか申請するものが困難なんです。時間的にも、財政的にも、まあ被害者からの申請を受理するということは、これはもう前提だと思つたので、企業はいつでもやりますよ、そういうことをやたら。まずのがれてしまふ。

あるいは先に実績をつくつてしまふ。これは専門員だつて神さまでございませぬし、委員の人格を疑うわけではございませぬが、ただそういう順序からいって、こういう裁定を行なう場合、ことに複合公害の場合に原因裁定を行なう、これは非常に、何回もくどいようですが、被害者がこれを申請することは非常に困難であるにもかかわらず、そういう道をせつかく開いたのですから、これを有効にするには、私はやはり申請者はこれはやはり被害者に限定することとなければ、その効果は逆に、企業のいろいろな策動をする余地を残すおそれがある。そう感じますので、当事者というものは被害者に限定するほうが妥当ではないかというふうな考えますが、その点いかがですか。

○国務大臣(山中貞則君) いままでの中央公害審査委員会の調停仲裁等は、当事者間の合意というものが前提になつておりましたので、これはやはり問題はこゝろまでは今日の公害紛争処理には対処できない。これは率直に私も四十五年の法律を作つた後に実際に照合しながら反省もいたして、今回被害者救済という立場を貫いて、典型公害すべてを対象にしてここに裁定制度をつくらうと、こういうわけでありまして、その考え方の大前提に立つて被害者の立場からやるわけですね。しかし、この原因裁定ということも、ただ自分のほうは犯人ではありませんと、こういうことを条件を整えて持つてくればそれで免罪になるかということではありませんが、裁定を受けるということとを覚悟の上で出てくるわけでありまして、いわば白州に出てくるわけですね。したがつて、自分たちが内心じくじたるものがあつて、それを隠して、被害者にはたいして事実とはわからぬだらう、おれたちは学者も集めてこういうふうにならんと資料を整えているからというふうなつもりで持つてきますと、やはり裁定を受けることを覚悟しなければできないわけですから、裁定というものはやはり相当私としては覚悟をきめて受けなければならぬ問題だと思ひますので、これを責任裁定までそのような態度をとることは、金額を幾らでど

うでしようというのは、これは話し合いなら別として、当事者の合意を前提とするなら別として、裁定を受ける立場ならば、これは被害者に限るべきだと。しかし、これは、原因がどちらにあるかという問題の場合に、いまのお話のような、被害者と当然思われる者がいけずうしく、自分には被害者じゃありませんと名のり出てきたら、そのことによって済むかという、そうじゃなくて、当然裁定をされるというこの覚悟の上で出てくるわけでありまして、この立場において、私は被害者救済がないがしろにされることはないと思います。

しかし、それを、あくまでも疑問が残る、被害者の申請にのみ限るべきであるという議論がある。とすれば、私は、その議論も正しい議論だと思えます。そして、そういう議論で買いたほうが場合によってはいいのかもしれない。しかし、原因裁定の場合に、当事者のどちらかが持つて出るもので、著しく被害者をするために不利にするものではない。それは裁定が行なわれるからだということでもあります。

○水口宏三君 長官は、非常にときどき勇断をふるったり、考え方は非常に筋の通ったことをおっしゃるんですけども、結論はどうも何かはつきりしないんですね。これはむしろ、はっきりと買っていたらどうして何ら被害がないんじゃないんでござんすか。つまり、当事者を被害者に限ることに上ってどういふ問題が生じ、どういふ一体支障を来たすのか。私はむしろ、被害者に限ることに上って、非常に弱い被害者というものが、時間をかけて、そうしてみんなが同じような被害を受けている、これはぜひひとつ仲裁裁定に持ち込もうではないかという余地を与えるわけであって、それを、なまじ当事者にそういう企業の側を入れておくということは、事前にいろいろなまあ人間ですから、さつき申し上げたように、決してその人を疑うわけではございせんけれども、先入観を与える、あるいはよけいな既成事実がつくられる、さまざま余地を残すわけですね。だから、

ら、私はやはり、長官が言っているように、それを買いたほうが自分もいいと思うと、ただしまあこれはというふうな、何かどうも、せつかくの長官のそういう、われわれもこれは当然だと思いうる考え方をもちになつていながら、しかもときによると勇断をふるうというそういう長官が、事こういふことになる、勇断をふるわずに、まあ残しておいてもいいじゃないですかということでは、これは私も納得できない。この点は非常に今後問題になると思えます。これはもう、たとえば責任裁定ですら、いままでの公害の中で何回かそういうことがあるわけではござんすね。明らかにこれは原因の企業であるということがわかつていても、何とかしてそれをすり抜けようとしていく。これはもう、これまでの公害事件の常に裁判が長引く原因となっている。そういうまことに原因のあいまいなものについて、原因裁定を行なう場合、当事者というものの、何で企業、つまり被害者の側と思われる企業を入れなければならぬのか。一応、長官自身も、理論的にはどうもそれはすっきりしないとおっしゃっている。それならば、私は、当事者は被害者に限らばいいわけですが、また、被害者がなければどういふものを申請するはずはないわけではございせんから、被害があれば申請をする、それで審査の中で事実その人が原因者でなければ、それは何にも問題ないわけではございせんから。長官の言うことは逆なんであって、自分は加害者ではないと思うというそういう形で当事者になれば、これは裁定を受けるのだから、まあその人はそういう覚悟で出てくるんだらうと言うけれども、われわれに言わせれば逆なんですね。その人がほんとうに加害者でないなら、加害者でないことが明らかになれば、それで済むことではござんすよね。だから、私はむしろ、こういう公害の問題については、あくまで申請当事者というものは被害者であることが原則であり、それを貫くことが、むしろせつかくつくられるこの委員会というものの機能というものが、

ほんとうに弱い公害被害者の側に立つての法律としての効力を発生するんだと、そう考えますので、くだいようですが、もう一回長官の勇断をひとつお聞きしたいんです。

○國務大臣(山中貞則君) これは、公害を大気汚染、水質汚濁等にかかりに限りておりますれば、これはやはり、家庭用排水、汚水等のごくわずかな部分以外は、ほとんどが、まあ概念的に、企業といえるものと、力のない一般の地域住民との関係に象徴されるだろうと思うのです。しかし、今回は典型公害全部を対象にしておりますから、地盤沈下から騒音、振動、そういう悪臭まで入っておりますし、まだ取り締まり法規そのものもない公害も、典型公害に入っておりますから、そうすそれを受け付けるつもりでおりますから、そうすると、あながちこれは企業対力のない地域住民というだけで律せられない範囲のものも当然振動、騒音、悪臭、こういうものには出てくると思えます。その場合に、悪意を持って私たちが何か抜け穴をつくっておこうというふうなつもりなら、初めからこんな裁定の三条機関なんというものはつくりません。ここに切つて出るには、国民のために、そうして公害先進国だといわれて汚名返上に努力する国家として、これは被害者救済のためにという立場を貫かなければならぬ、これはわかり切っております。しかしながら、公害のすべてを受理する対象にいたしておりますから、そういう場合において企業と地域住民だけの関係にほんだけが律せられるものならば、私だってそのほうがいいかもしれませんと云ったのですが、原因原則を貫いたらうと思うのです。しかし、やはり数多くの分類に分かれる、しかも各種態様の異なる典型公害すべてを受け付けるといたしますと、やはり加害者といつても、それが力のあるものだけに限らないのじゃないか、そういうケースも私としては予測せざるを得ない、そういう気持ちもあつたわけでありまして。

○水口宏三君 じゃ、これで一応私の質問を終わりたいと思いますが、最後に、最初私と長官で合

意をいたしました公害処理の憲法上の原則、この十二条、十三条と二十五条の問題ですね。おそろく複合公害の場合には、これは原因者もさることながら、行政的な怠慢というものがそういうものをしばしば引き起こしていると思うんですね。二十五条には、御承知のように「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」という規定があるわけですね。だから国自体がこれは加害者である場合もしばしばあるわけですね。特にいまの都会の複合公害の場合などは、むしろ行政機関の怠慢のゆえに起こる場合が非常にあり得るわけではございせん。そういう意味からいっても、私はどうも長官のいまの御説明では納得できません。加害者がごく零細なものもあるかも知れぬというお話ですけども、まあ、それはたとえば、隣の人がニンニクが好きでもって年中ニンニク食べていると、するとその隣の人はニンニクにおいが朝晩鼻についていたがたがないから、こいつはどうも公害だと、そんなことまで例に出したら、これはもうお話にならないわけですね。むしろこういうものが社会的に問題になる場合は、私は主たる原因は企業である。また、それは複合公害になる場合の一つの大きな原因というものは、しばしば行政機関の怠慢から起こるものであるとするなら、これは何回も申し上げるように、長官自身も納得してらっしゃる公害処理の原則、また憲法の規定に基づいて、当事者を被害者に限定することによって被害者保護ということが完全に全うされるものだと私は考えますので、再度私の意見を申し上げて、長官の勇断を促して、私は質問を終わりたいと思います。

○鈴木力君 関連して一つだけ伺いますがね。いま水口委員のほうから国の機関が加害者になっている場合という話が出ました。現状で国の機関が加害者になっている場合に、一体いまの公害担当の総理府総務長官として、どういうルートでどういふことをやったらいいのかわかるのかということなんですけれども、ちよつと長官の都合もあるよう

ですから、いまお答えいただかなくてもいいのですが、一つの例として、港区ですね。田町の芝浦一の七の十一という番地のところで、国鉄がいま新幹線を通すための工事をやっている。この工事のために、まあ全部言えば「おかやす」という旅館がそこにある。この旅館はもう営業ができないような状態になっている。もう振動と騒音のために、店は傾くやらドアがだめになるやら床が落ちるやら、それを盛んに繰り返している。これを東京都に幾ら訴えても全然ちががかない。国鉄に直接陳情にいくと、国鉄のほうの答弁はきわめて冷たい。高姿勢な答弁でどうにもならない。こういう例が一つ具体的にあります。私は、まだそういう例はたくさんあるけれども、そんなたくさんいきなり出したんですから、いまここで答弁してくださいとは言いませんけれども、ひとつ調査をなさってみて——私はやっぱり機関が加害者である場合の、そして国の機関が被害者に対してあまりにも高姿勢な実例だと思って、そこを現状を見てもいいました。こういう実例がありながら、国の機関が加害者になっているというものに對しては、どんないい制度をつくっても私はやっぱり公害問題というのは解決しないだろうと思います。もう時間がありませんから、そしてこれはいきなり言っても御答弁をいただくわけにはまいりません。いま申し上げたことを御調査の上——まだまだ私はたくさんそういう問題知っておりますけれども、一例でけっこうです。国の機関の加害者である場合に政府が何をしているか、今日までどういうことをしているかということ、次の機会に御答弁をいただきたい、こう思います。関連で質問だけしておきます。

○國務大臣(山中貞則君)　そういうことをやるためにわざわざ大臣を一名増員をいたしまして、環境庁長官をつくったわけでございます。したがって、環境庁が公害のそういう日常の行政の取り締まり、監督、規制、そういうものに当たるわけであります。私はいま公害担当ではございません。

で、これはたまたま純粹の第三者機関として環境庁にすら付屬しない国の、総理府の三条機関ということで、獨立性を持った客観的な立場でさばっているような機構をつくりたいということの提出者になつておるわけであります。そこで私としては、姿勢は、たとえば都道府県知事に権限を委譲いたします際も、通産省のアルクール工場とかあるいは大蔵省の印刷工場とか、造幣工場とかいうところはなかなか移すのをいやがりますて、しかしながらやはりこれは国の機関であらうと何であらうと、都道府県知事が日常地域住民の代表者として監視、監督していくのが一番いいということとで、各省庁を説得して全部都道府県知事に渡したこともあります。その姿勢はいまでも私は貫いておるつもりでありますので、それらの事件がもしこの法案が成立をして公害等調整委員会が発足いたしまするならば、これは当然紛争事件として持ち込まれるならば喜んで、それは国鉄が相手であらうとどこが相手であらうと、公害等調整委員会は喜んで受け付けるということであることだけ申し上げておきます。

○委員長(柳田桃太郎君) 長官どうぞ――。

○鈴木力君 環境庁の長官はいませんけれども、では環境庁の方だけおられますか。――いま、総理府の総務長官からお答えがあったように、そのために環境庁長官というものを置いて大臣を任命しているということです。しかし、環境庁ができませんからもう相当の日数があるけれども、この種の国の機関の公害に対してあまり手が伸びていない。環境保全というような、縁とかいろんなことはやられておるけれども、みずからの国の機関の加害者になつてゐる例については環境庁もあまり手を出していないのではないか、そういう感じがいたします。さつきから言いましたように、私は一つの実例をいまここで申し上げたわけです。これはひとつ環境庁として責任を持って調べてみていただきたい。そしてこの審議中に、あとの機会に御答弁いただきたいと、こう思います。

○委員長(柳田桃太郎君) ただいまの件につきま

しては、次回の本委員会におきまして説明ができるように、当局において御用意願います。

○**峯山昭範君** たいへんおそくなりまして申しわけないのでありますが、公害等調整委員会設置法に関連をいたしまして、きょうは二、三質問をしたいと思ひます。しかし、総務長官並びに大臣が、どなたも御都合が悪いそうでございますので、きょうは私は法案関係についての質問は後日に譲りまして、具体的な問題で二、三質問をしたいと思ひます。

初めに、きょうは委員長さん三人、公害委員会の方それからもう一人事務局の方お見えになっておりますが、一つは、初めにお伺いしておきたいことは、公害等調整委員会の委員長ですが、これは現在の中央公害審査委員会ですか、現在の委員会の委員長の小澤さんが委員長に内定をしたというようなことを私たちは聞いておるんですが、こちらのところはどうかおるんですか。あなたはまだ聞いておりませんか。

○**政府委員(小澤文雄君)** 全然聞いておりません。

○**峯山昭範君** 新聞に載ったのは見ましたか。

○**政府委員(小澤文雄君)** 新聞にそういう記事がございましたので、非常に驚きました。

○**峯山昭範君** このことについては、あなたに記者のほうから取材には行きましたですか。

○**政府委員(小澤文雄君)** 参りませんでした。

〔委員長退席、理事町村金五君着席〕

○**峯山昭範君** この問題はあなたにお伺いしてもしょうがないことでございますので、とりあえず確認だけと思っておりますんですが、いずれにしても、まだ法律が全然審議もなにもされてない段階から、こういうふうな人事等が内定したなんというところでマスコミ機関に報道されるといふのは、これはおかしいと思うんですよ。衆議院が通過した段階で、参議院ではまだ何もやっていない段階で、こういうふうになってしまふというの、参議院なんというのはもう全く無視しているという感じになりますので、これは大臣がお

りませんので、かみつくところがありませんので、あなたにとりあえずお伺いしておきたいと思つてお伺いしたわけです。これはあらためて大臣に聞きたいと思つてゐるんです。

それからもう一つですが、法案の——土地調整委員会の委員長さんお見えになっておりますね。あなたにも一言だけお伺いして、私は次の質問に移りたいと思うのです。

先ほどからいろいろ具体的に質問がございました。あなたのほうはもうすでに現在三条機関ですね。あなたのほうの委員会は、この公害等調整委員会と一緒にあなたのほうの名前もなくなるわけですけれどもね。あなたのほうの委員会のメリットは何があるんですか、どうなんですか。

○政府委員（上原達郎君） きょう委員長事故があらまして、私事務局長でございますが、代理してお答えいたします。

実は、いま御審議を願つております審議会設置法案が政府部内で問題になりましたときに、ごたぶんには漏れず、私どものほうでは自分のところの委員会がつぶれるというので、委員会としては、先ほど山中長官も仰せになりましたが、総理その他に直訴をするというような非常手段をとったことは事実でございますが、当委員会のメリットと申しますのは、先ほどもちよつと所管業務に関しましていろいろ御説明しましたように、特にわが委員会を担当しております業務の中で、特定の行政処分に対する異議が国民側から出た場合に、不利益処分に対する異議が出た場合に、裁定という形をもつてこれにこたえるという、そこに一つの特色があるわけでございます。この裁定の性格と申しますか、まあ行政不服審査法ないしは行政事件訴訟法の特例をなすというような、そういう性格を持つておりまして、その裁定の特色といたしましては、まず書面審理主義をとりません。当事者を双方を、ちやうど民事訴訟あるいは行政事件訴訟法においてやっております、要するに裁判所における審理のやり方そのまゝを移しまして、当事者をあたかも原告、被告のごとき立場において

そこに対決させ、口頭弁論なり何なり、お互いに攻撃、防御の方法をとらせ、また証拠の提出をさせる。そういう全く裁判所に準じた手続でもって審理を進めて裁定を下すわけでございます。

で、たとえば不許可処分というような国民に対する不利益処分がなされた場合、一般の処分取り消し訴訟等におきましては、その処分の取り消しの訴えを地方裁判所にまず提訴できることになっております。ところが、私どもの扱っています権限に属する事項の取り消し訴訟につきましては、当委員会の裁定を経た後でなければ、裁定に対してのみ訴えることができる。しかもその裁判所の管轄は東京高等裁判所の専属管轄と申しますか、東京高裁だけに提訴できるわけでございまして、いろいろな意味でいわば地裁にかわる前審的な役割りを果たしているわけでございます。

それからまた、その裁定におきまして、うちの委員会が実質的証拠をもって認定しました事実は裁判所を拘束する。ですから、先ほど申し上げましたように、訴訟の段階においてはうちの委員会がやりました裁定固有の瑕疵といいますが、傷でございしますが、要するに裁定の手続上の瑕疵、その他違法な点があればそのみを追及して、それに対してのみ訴えを出すことができる、そういうような特殊なあれを持っておりまして、先ほどからいろいろお話しございましたが、そういう意味でいわゆる合議体、合議制をとった行政委員会という形で二十年以上存続してきたわけでございます。

○山形昭範君 私、いまあなたが事務局長さんやっていたら、この土地調整委員会というものがなくなつて、現在、いま審議中の公害等調整委員会になったことについてのメリットをお伺いしたわけですが、いまあなたいろいろおっしゃいましたけれども、私はあなたのおっしゃっていることがよくわかりませんので、あなたのおっしゃったことはあとで議事録をちゃんと調べて、この次の法案の審議のときに、もっと詳細に、いまあなたがやったことは、ほんとにメリットな

のかどうですかね。私の考えとしては、この土地調整委員会と公害の問題とはほんとに全然別々にあつてもしかるべきものじゃないかと、こう思つておるわけだ、私は。だからわざとあなたのほうのメリットというものがほんとにあるのかどうかということをお伺いしたわけです。したがつて、この問題については、再度あらためてこの次の委員会で詳細にお伺いしたい、こういうぐあいになっております。

それでは次に移りたいと思うのですが、公害という問題は非常に大きな問題でありまして、私がかんことを言うまでもなく、この内閣委員会は公害そのものの所轄の委員会ではございませんけれども、私たちこの内閣委員会でも相当前から、公害の問題等は取り組んでまいりました。

そこで、きょう私は、二、三質問をしたいのでありますが、一つは、最近、特に大きな問題となつておりますPCBの問題についてきょうはお伺いしたいと思います。

そこで、初めに通産省にお伺いしたいんですが、PCBという問題について、通産省として現在までとってきた処置についてお伺いしたいと思ふんです。それで、PCBが非常に危険なものであるということについて通産省はいつごろ気がついて、そして一、大体いつごろ指示したというところは私のほうでもわかつておりますけれども、どういう処置をしたのか、そういう点についてお伺いしたいと思います。

○政府委員(山形栄治君) PCBの関係につきましては通産省で現在まで行ないました対策を時系列で申し上げますと、まず昨年の三月に、感圧紙、いわゆるノーカーボン紙と言われていたものでございまして、感圧紙向けの使用の全面中止を関係業者に對しまして通達をいたしたわけでございまして、で、引き続きまして、四十七年、本年の一月、感圧紙以外の、開放系と言ひまして、これは塗料とか、そういうものに使われておるわけでございまして、その開放系向けの使用を全面中止いたしましたわけでございます。で、問題で

ございましては、いわゆる閉鎖系と言われておりますトランス、コンデンサー等の絶縁体に使われておりますPCBが問題でございまして、本年に入りまして三月二十一日に通達を出しまして、トランス、コンデンサー、及び輸入業者、それから電炉用のコンデンサー等々、電力業者も含めまして、通産省の関係各局といたしまして、九月一日以降は回収が完全にできるもの以外はPCBの使用は禁止されたいというこの通達を出したわけでございまして、なお、これに関連いたしまして、現在、PCBをつくつております国内のメーカーが二社ございまして、鐘淵化学株式会社と三菱モリタ株式会社でございますが、その二社につきましては、それぞれ、鐘淵化学につきましては六月末、三菱モリタにつきましては、たしか三月二十七日だと思ひますが、この生産を中止するということが現在きまつておるわけでござい

ます。○山形昭範君 それでは重ねてもう一点お伺いしますが、この点については、前々から公害あるいは予算委員会等取り上げられた問題として私のほうの公害対策本部長の小平が質問しました。質問の、これですね、答弁書が出ていたわけでありますが、これについてはいま種々問題になつておりますが、これについて、修正すべき点あるいは考え方について担当の局長の見解をお伺いしておきたいと思ひます。

○政府委員(山形栄治君) ただいま先生からお話ございましたのは、去る一月の二十六日に小平芳平議員から、国会法に基づきます答弁書の提出の要求がございまして、そのとき、時間が非常に限られておるので二十九日ごろまでに提出されたいという、非常に時間のない御要求であつたわけでございまして、われわれといたしましては、その短い時間でございまして、できる限りこれを調べまして、二月一日付の閣議でこの答弁書の決定をなし、同日、参議院のほうにこれを送付いたしました次第でございまして、この場合に一つ問題がございましては、現在までのPCBの国内の

総生産量と総輸入量という御質問がございました。これに對しまして資料を提出したわけでございしますが、輸入につきましては、四十二年以降われわれのつかめず範囲内におきます数字を記載して提出したわけでございまして、その後松下電器産業が二十八年ごろに国内生産でない輸入物を使ってコンデンサーをつくつておつたという事実が判明いたしましたので、当時国内生産はなかつたわけでございまして、これは当然輸入品であつたであらうということが推定されるわけでござい

ます。しかしながら、何ぶんにも非常に、二十年近い過去のことでございますし、それから当時のPCBは輸入割りで物資であつたわけでございまして、品目は特掲されておられません。それから、輸入割りで物資でありますものについての割り当て証——許可証につきましては、役所の内規で二年間の保存期間でこれを廃棄するというところに相なつておりました、それやこれやで現在といたしましては、これは非常に実態の把握が困難であらうかと思ひますが、いま先生のお話にもありましたように、われわれのほうの出しました資料を見ますと、四十二年以降に数字が入つておりまして、それ以前は空欄になつております。

(理事町村金五君退席、委員長着席)
これは一番正確にするためには、この空欄のところは、確かに輸入はあつたであらうかもしれぬけれども、それはなかなか実態がつかみづらいという注釈でもありますれば一番よかつたのではないかと、こう思ふ次第でございまして、その点非常にこの輸入数量の説明につきまして配慮が足りなかつたことはわれわれ心から遺憾でございまして、おわびいたす次第でございまして、今後こういうことがないように十分気をつけてまいりたいと思つておる次第でござい

際問題としてね。ところがあなたは、もうそのことしか言わない。ほんとうはね、あなたのほうの課では、あなたの—あなたはわからないかもしれないが、あなたのほうの化学工業局、あなたのほうの役所では、当時ちゃんと輸入されておったということ、担当の方や皆さん方は、私たちが松下を指摘するまでもなく御存じだったわけでしょう、どうですか。

○政府委員(山形栄治君) おことばを返しますよ。うでございませうけれども、われわれといたしましては、松下電器が二十八年にコンデンサーをつくって、その生産工程の途中において発しん等のいわゆる職業—職場における一つの疾病が起ったということ、新聞紙上で見ますまでは、松下でそういうものが過去につくられておったというところを実は知らなかったわけでございます。

○山形昭範君 局長はいつ局長になったか私知りませんがね、私はこう言うからにはちゃんと証拠があつて言っておる。私はこの内閣委員会で昨年のこれは四月の十三日、この内閣委員会でPCBの問題については相当突っ込んで質問をいたしました。あなたのほうの担当者がどういふ答弁をしたかといひますと、こういう答弁をしておる。「わが国ではかつて輸入されておりましたが、PCBはかつて輸入されておりましたが、昭和二十九年に「社生産を開始しまして」、よろしいか、そうして「その後さらにもう一社生産を開始した」と云々とずつと説明がありますね。要するに、この説明等をよく読んでみますと、この担当者は少なくともわが国で二十九年に生産を開始するまでは、わが国では輸入しておったということをちゃんと知っておるわけですね、これは。そうでしょう。われわれが、局長は松下を指摘したから、松下だけだと思つていたら、大きな間違いで、そうじゃないわけですね。あなたの部下には、知っている人がいるのです、現実には、あなたは、正式の答弁書にはゼロは書いてないとおっしゃってありますが、私のほうに来た写しにはちゃんとゼロが入つておるのがあるんですよ。現実にはここに

入つておるのがあるんですよ。現実にはここに

入つておるのがあるんですよ。現実にはここに

入つておるのがあるんですよ。現実にはここに

入つておるのがあるんですよ。現実にはここに

入つておるのがあるんですよ。現実にはここに

入つておるのがあるんですよ。現実にはここに

入つておるのがあるんですよ。現実にはここに

入つておるのがあるんですよ。現実にはここに

入つておるのがあるんですよ。現実にはここに

入つておるのがあるんですよ。現実にはここに

入つておるのがあるんですよ。現実にはここに

入つておるのがあるんですよ。現実にはここに

でございまして、その辺につきましてもそういう百貨店協会等々と連絡をとりまして、実態の調査その他もいたしてみたいと思っております。

○**華山昭範君** まあいま局長おつしやいましたように、確かに製品をPCBを使わないようにする、いつから使つちやならないと、これは大事です、ね、局長、いまおつしやつたとおりです。しかし、現在つくつてゐる、そのPCBを使つてつくつてゐる製品というのはメーカーにしてはもう在庫にしてずいぶんあるわけです。ですからそれに對するやつぱり手というものも打たないと、これはもう庶民はエアコンはほしいですよ、實際のところ。それがいままでの從來の半分なんてなつてくると、これはもうみんなPCBなんて全然わかりませんよ。この機械はPCB使つていまして全然書いていませんし、また危険であるなどということもわかりませんし、現実になういうこと、売るほうだけしかわかんないですね。非常に私はこれは遺憾なことだと思ふんですよ。そういうふうな問題が出てきますので、特にこういうふうな問題にも、いま局長は百貨店協会等々とも連絡をとつてという話のごさいましたけれども、そういう点もよく相談をして、これはあなた方どつちにしても企業を守る立場にあるかもわかりませんけれども、それだけじゃなくて、どうしてもやつぱり庶民の生活、国民の生活ということを考えて、国民の健康ということとは非常に重大なことだと私は思ふんですよ。そういう立場に立つて一刻も早くこういう問題についても処理をしていただきたいと思ふんですが、どうですか。

○政府委員（山形栄治君） 通産省といいますと何か企業倒だけに立っているような印象がございますわ。それでございけれども、いま先生御指摘もなさったわけでございますけれども、われわれはそういうことは全然ございませんで、先生のおっしゃる通り、いま一番大事なのは人間の生命と環境の保全である、そのための成長率が適正に下がることはやむを得ない、当然の一つの国家目的といいますか、経済の新しい目標といえますか、そういう

考え方でやっておりまして、そういう誤解が生じましたことは非常にまずいわけでございますけれども、われわれの決意を申し述べまして……。

○ 釜山昭範君 私は、昨年の四月にこのPCBの問題を取り上げたときに、当時まだPCBはそんなに騒がれておりませんでした、いまみにたいに。当時はカドミウムとかBHCとかDDTとか、そういうものが相当問題になっておりました。そのとき私たちは、少なくともPCBというのは第三の公害物質として必ず重要な問題になってくる、だから真剣に取り組むべきだということを大臣や皆さん——通産大臣も当時出席していただきました。相当私やりました。それにもかかわらずいまだにこういうことではほんとうにいかぬと思うんですよ。そこで、きょうはその当時の関係者にみんな出席していただきましたので、当時私が言ったことを再度確認してみたいと思うんですけれども、厚生省の方にきょうこれからお伺いしたいんですが、このPCBの慢性毒性の問題について、当時の答弁でも、この議事録にも残っておりますけれども、慢性毒性の試験については国立衛生試験所で実験なり試験をどんどんやるという約束をしておりますが、これはその後私はどうなったか聞いていないんですが、現実によっておりますかね、ここのはどうですか。

○政府委員(浦田純一君) 慢性毒性につきましては、御指摘のように不明な点が多いということでごさいましたので、厚生省といたしましては、科学技術庁所管の昭和四十六年度の特別研究促進調整費の移しかえを受けまして、現在国立衛生試験所を中心として慢性毒性の研究班をつくりまして、研究中でございます。

○**釜山昭範君** それから当時、私はいまの浦田局長さんに琵琶湖の問題も相当申し上げましたね。それで琵琶湖でもPCBが発見されて相当これは危険である、この問題についてはその後どういふような手を打たれましたんですか。

○政府委員(浦田純一君) 琵琶湖の問題が一つの具体的な例として御指摘になったわけでございます

がPCBの環境汚染を通じての人体影響の問題ということは、峯山先生昨年御指摘のとおり、私どももといたしましても非常に重大な問題と考えまし

て、さつそくやはり実態調査にかかるべきであるというところで、これも昨年の科学技術庁所管の特別研究促進調整費を受けまして、まず調査、分析方法の確立、これは御承知のように非常に分析する方法、測定する方法がむずかしいのでございますので、研究者によりましていろいろとばらつきがございます。そのためにこれをまず標準化するという作業にかかると同時に、実態調査に取りかかるようにいたしましたのでございます。その結果、ここの一月になりましたてようやく水と食品関係につきましのPCBの標準分析法が解明されました、これに基づきまして全国統一した見方のもとに現在水あるいは食品などのPCBの汚染状況についての調査を続行しておるところでございます。それらの一部につきましては、すでに新聞紙上等にも報道されているところでございますが、あと一、二カ月の間にほぼ全体的な数字が報告されてくる、上がつてくると、こういうような状況でございまして、御指摘の琵琶湖のことも含めまして、私どもとしては、現在、こういう汚染の状況の実態の究明ということにかかっておる段階でございます。

○**峯山昭範君** 局長の答弁はまあそういうことでよろしいと私は思うんですが、私は局長と同時に、当時経済企画庁の水質課長さん呼びました。きょうは環境庁の水質保全局長さんですか、お見えになっていると思うんですが、当時私は、琵琶湖の汚染の問題について、やはり同じように質問をいたしました。これは、当時非常に琵琶湖

に、京都の衛研の問題、いろいろ出ておりまして、これは非常に重要な問題である、とにかく琵琶湖の水を飲んで関西の人たちはみんな生活しておるわけなんです。そういう点から考えても、これは当然その原因を突き詰めてちゃんとすべきであるということ、ずいぶんいろいろな点から言いました。それで、それについて、環境庁の水質

保全局長さんのほうでは一体どういふことをされたんですか、その原因は突きとめることができたんですか、ある程度。

○政府委員 岡安藏君 環境庁といたしましては、水質汚濁防止法の実施という責任があるわけでございまして、特に琵琶湖等の水の交換が非常にできない湖につきましての汚染につきましては、非常に関心を持ちましているいろいろやっておるわけでございます。私も、現在PCBを除くほかの人体有害物質、それから生活環境汚染物質等につきまして、環境基準をつくり、排出規制をするという方法をとっておりますが、琵琶湖につきましては、すでに環境基準を昨年度末に確定するというようなこともやっております。PCBにつきましては、先ほどお話がございましたとおり、現在まで必ずしも統一標準化されませんでした分析方法というものは確立されておらなかったでございまして、体系的な調査は現在までいたしておりません。今後、私どもいたしましては、上水道用水並びに食品中のPCBを分析する方法が確立されましたので、それを利用いたしまして、完全ではございませんが、琵琶湖の水並びに底質、それから周辺土壌、その他琵琶湖以外の主要汚染地域につきましての環境汚染状況調査というものをやってみようというふうに考えておる次第でございまして。

○**峯山昭範君** 私は、きょうは形式的な答弁をいただこうとは思いません。できるだけ具体的に、もっと積極的に答弁してもらいたいと思うんですがね。現実には、私は例をあげて琵琶湖の問題も当時質問しました。当然私は、ことしに限りましてから、琵琶湖の上流の日本コンデンサ

ーの問題が出てまいりました。日本コンデンサーのため池から三万二千PPMなんというすごいPCBが出てきて、現実にあの池はたいへんなものの水全体が汚染されているという話もあるわけですね。そういう点からいきますと、もっと積極的

ないんじゃないか。要するに、厚生省にも私は申し上げたいんですが、大阪府がいま真剣にこの問題に取り組んでいますが、実際のところ、向こうの担当者というのは一生懸命ですよ。母乳から現実には、私はあとであらためて質問しようと思つたんですが、母乳からPCBが相当出てきた。九州や、いろいろなところと比較しても一けた違う。それは御存じのとおりだと思うんですよ。こういう点から考えても、もつともPCBの問題について本気に対策を講じ、具体的にその原因を究明して、そしてほんとうに地域の住民が安心して水を飲めるような体制にすべきじゃないかと思うんですよ。私は、ただ単に一年たった現在でも、まだ同じように調査しますとか、そんなことを言うるときはやらへんですよ。こういう点から考えますと、私はやはりもう少し真剣に、この問題について、厚生省並びに環境庁も、水質保全局長さん、ほんとうに取り組んでもらいたいと思うんです。また通産省のほうも、こういうふうにして特にコンデンサー工場のこういうふうな問題というのは、もう松下をはじめいろいろなところから出ているわけですね。だから、そういうおそれのある工場というのが幾つかあるわけです。それを現実にあの松下自身が自分のところで分析して出てきたんだにすぎないPCBが出てきているわけですね。だから、皆さん方が調査をしてばしつと出てきたというのは一つもないじゃないですか。そういう点からいいますと、私はもつとこういうふうな問題についてそれぞれの関係の局長さんには、ほんとうは私は大臣に一つづつ申し上げたかったんですが、取り組んでもらいたいと思つたんですが、それぞれの局長さんどうですか。

○政府委員(岡安誠君) まあPCBの対策につきましても、いろいろ非常に対策が後手に回っているというおしかりを受けて、私もその点は反省をいたしておるわけでございます。そこで、私は、やはりPCB汚染対策につきましても、各省協力をあげまして総合的な対策を打ち出す必要があるということを考えまして、先般P

CBの汚染防止の総合対策を推進するためにPCB汚染対策推進会議というものを環境庁を中心に各省庁寄り集まりまして設置したわけでございます。その会議におきましては、PCBの汚染対策としてまず環境汚染の未然防止対策、それから環境中のPCBの回収の処理の対策、それから三番目に人体の影響の対策、さらにはまたPCBにつきましてもなお調査研究を要することとございまして、PCBに關します調査研究をするというふうな四つの項目につきまして、これを早急に各省分担をきめまして足並みをそろえて対策に踏み出すということとをきめまして、現在具体的な対策を具体的に持ち寄つておる。近くこの対策をきめまして、同時に歩調を合わせまして対策を進めるといふことをやっているとございまして、何ぶん、PCBにつきましてもはわからない点が多かったのをごさいますと、後手に回りましたことをおわびいたしますが、せつかく分析の方法その他も一部確立してまいりましたので、私も早急に手を打ちたいというふうに考えておる次第であります。

○政府委員(蒲田純一君) 厚生省関係といたしましては、食品あるいは水の問題につきまして、先ほどは具体的に数字はまだ申し上げませんでしたけれども、全国の、主として近畿地方の水の汚染の状況あるいは東京湾、伊勢湾あるいは大阪湾、瀬戸内海、全国の主要な海域におきます魚介等の汚染の状況についてもある程度のデータを得ております。これは時間の関係もございまして、逐一ここで数字は申し上げませんが、ある程度は先生もすでに御案内のところだろうと思つた。また、何と申しましても一度環境にばらまかれましたPCBが、どうしても最終的には食物連鎖を通じて人体へ摂取されるということはある程度は避けられないこととございまして、これらにつきましても、食品衛生調査会のほうにPCBの特別部会を設けまして、いわゆる食物中のPCBの残留の許容度ということについて現在せつかく検討をお願いしているところとございまして、でき

るだけ早い機会に、できれば六月一ぱいにもこれらについて、暫定的であるかもしれないけれども、とりあえずの数値をきめていただくようにお願いしてございまして。

それから母乳につきましても、これは児童家庭局長がおりますので、そちらのほうから答えさせていただきます。

○政府委員(松下康蔵君) 先ほど先生御指摘のよう、いままでに十に近い府県市におきまして母乳のPCB汚染に関する調査が行なわれまして、大阪府の公衆衛生研究所におきまして特に高い数値が検出され、京都の市の衛生研究所の数値がこれに続いておる。地域的にはかなり格差があるわけとございまして、特に御指摘のように、近畿地区におきまして汚染度が高いという実態が認められたわけとございまして。私もいたしましては、事が母乳でございまして、特に乳児の健康というものは重視しなければならぬという立場で、直ちに児童福祉審議会の中の母子保健対策特別部会を中心といたしまして、これにPCBの専門家も加えた対策委員会をつくりまして、この対策について二回会議を開いて御審議をいただいたわけとございまして。

なお、大阪府におきましても、先生いまお話がありましたように、府をあげての対策を進めておられます。この十五例のおかあさんの母乳につきましても一カ月半の間隔を置きまして再調査を行なっております。その結果、一人の例につきましても、ほぼ横ばいの数値が出たわけとございまして、大体平均的に申しましてかなり数値が下がりました。三分の一程度の汚染の程度にとどまっております。それからその際に母子の精密な健康診断を行なつた結果、少なくとも現在までの段階におきましては、何ら健康上の異常が認められていない、そういうようなデータあるように、カネミ油症のときと比べまして、微量の慢性中毒というような形の汚染でございまして、ために、カネミのようなときに比べまして母乳による

害というものが比較的考えられない。いろいろなデータを総合いたしました。母乳というものの乳児に対する特殊な栄養効果、健康上の効果等も考えまして、現段階においては母乳栄養を中止する必要はないという一応の結論を得ております。ただこれは先ほどから先生何べんも御指摘がありましたように、今後の慢性毒性の問題はなお未解決の問題が多いわけとございまして。また、乳児の健康ということも長い目で見ないと非常に心配な点もございまして。で、私もいたしまして、先日、地方の主管課長会議も招集いたしました。今後の対策といたしましては、できるだけ広い範囲で母乳の追跡調査と申しますか、汚染調査を続行して行なうということ、それから乳児の健康診断の際、特にこのPCBの影響も考慮いたしましたチェックリストを作成いたしました。これを各都道府県に配布いたしました。そのチェックリストに基づいて一般検診を行ない、さらに多少とも異常の疑いがあるという場合には、精密検査を行なうというふうな方法によりまして乳児の健康を守っていくというふうなこと。それからこれは全省庁総合して行なうことですが、先ほどから申し上げておりますように、慢性毒性の機序であるとか、排せつ治療の方法、そういう点についても協力して調査研究を進めてまいりたい、そういうふうないろいろな対策によりまして万全を期したいと考えております。

○政府委員(山形栄治君) PCBの大量消費工場の総点検の問題につきましては、これは早急にやらなさいかぬということで、現在通産省といたしましては、早ければ今月中、おそくも六月中旬にこの総点検に入りたい。各地方の通産局も全部動員いたしまして、六、七の二カ月くらいを使いまして徹底的な総点検をして、その調査結果の集計に入りたい、こういう段階でございまして。

○委員長(柳田桃太郎君) 松下君あります。○説明員(松下友成君) 水産庁といたしましては、厚生省関係機関によりまして検討されました統一分析方法によりまして、関係各省の組織的な

調査研究の一環といたしまして、関係の府県水産試験所の協力を得まして、魚介類の汚染実態の把握、魚介類の蓄積事項等についての調査研究を実施中でございます。

○山田昭範君 私は、皆さんの話を聞いておりますと、特に母乳の話が出てまいりましたので、母乳の話ですが、あなたは非常に一生懸命やっているように思いますけれども、実際はほんとうはだめなんですよ。あなたね、私は現実に大阪府の母乳——十五人、たった十五人ですけれども、十五人の人たちの検査したら、母乳から十五人ともPCBが出てきた。このことを新聞に公表するとき、地元分析をした皆さん方、またそういう担当の人たちがどれだけ悩んだか。母乳にPCBが入っているということをばあつと発表すると、そうすると大阪じゅうのお母さん方は、自分の母乳を飲ましていいのやろか、どうやろかというところで、相当問題になるわけですね。しかも、同時に、発表したデータには、母乳のかわりに飲ませるミルクにも入っているというのでしよう。こうなると、ほんとうに血の出るような思いをして、またそれが新聞に公表されると同時に、もう大阪じゅうのお母さん方から、飲ましていいのかという電話が相当かかってきた。これはたいへんなものだったと思うのですよ。きょうは厚生大臣おられます。次官お見えになっていただいておりますので、私は、きょう厚生大臣に相当言いたかったのですけれども、きょうは大臣のかわりに次官お見えになってますから……。次官、これはほんとうに重要な問題だと思っております。先ほどから、厚生省としては関係長官会議を開いて全国で調査するようにしたとか、いろいろなことをおっしゃっておりますけれども、ところが実際には、私はこれから詰めますけれども、実際何もできないのですよ。なぜできないかといいますが、具体的にいろいろ言います、これから。実際問題として、厚生省としてお金は全然出さないわけです。金は自分のところでもってみんなやれと言います。そういうようなことは地方自治体にしま

してはたいへんです。しかも、先ほどから分析の方法が統一されたというところを、一応標準分析表として確立されたというお話がございました。ところが、現実はどうですか。きょうは水産庁はあまり関係ありませんけれども、現実に各都道府県で、PCBを分析できる都道府県が幾つありますか。自分のところでPCBを完ぺきに分析できる装置を持った都道府県が幾つありますか。

○政府委員(浦田純一君) その分析に必要な機器につきましましては、全国の衛生研究所にほぼ出そろっております。問題はそれを使う技術者のレベルの問題でございます。おっしゃる通りに、現在のところでは全国的に申しますと、この問題に実際に当たってデータを出しておりますのは、半分以上と上くらいでございますが、この統一分析方法は、すでに文書として、資料として各都道府県に配付されており、また、今後分析技術の向上について研修会と申しますが、そういうったようなことでもって技術者の早急な水準の向上につとめてまいりたいと思っております。また、なお個々のデータにつきましましては、必要に応じていわゆるクロスチェックと申しますが、そのようなことでもって指導をしておるところでございます。

○山田昭範君 あのね、そんなでたらめなことを言っちゃいけませんよ。私ちゃんと調べていますよ。児童家庭局長さんですか、先ほどPCBの母乳の調査を全国でやるように指示したわけでしょう。実際問題あなた、どこどこ都道府県で分析ができるのかわかってますか。実際上いま約半分近く——機械は全部あるんですけどおっしゃいますけれども、現実には全然足りないんですよ。分析できるところなんて勘定するくらいじゃないやないですか。あとでね——まあいいや。あなた、手でやっているくらいでしよう、実際問題。ほんとうに現在日本にある都道府県の中で半分ないですよ。現実にはたとえ大阪と福岡でさえ、福岡の衛生研は、大阪の分析はおかしいと言っているんですよ。大阪の衛生研は、福岡の衛生研がおかしいと言っているんですよ。この母乳の問題について現実

言っているんですよ、担当者が。ということ、非常に進んでいる大阪と福岡でさえそういうような問題がある。そういうようなものをほんとうに、全国統一してほんとうに分析するような装置を設備し、そして技術者を養成するまで一体どのくらいかかるのか、どのくらいの費用がかかるのか、そういうことを何にもやらなくて、ただPCBの調査をやりたいとあなた言ったってどうしようもない、実際問題ね。私は、なぜこんなことを言うかという、もう一年前に私が質問したときに、私は水産庁と厚生省にはさんざん言いましたよ。あなた聞いていたんでしよう。水産庁に向かつて、立川助教教授のボラやいろんな分析についてずいぶん言いました。分析装置の訓練にしろって何にしたって、もつと本格的に取り組んでもらわないといけないんですよ、これは。そうでないとどうしようもないです。大臣にもつと本格的に私は取り組んでもらいたいと思うんですが、どうですか、これは。

○政府委員(登坂重次郎君) 先生の貴重な御意見、昨年度来研究体制に入りまして、この実態把握に非常に苦慮していたのであります。統一分析装置なるものがせめてもできたという段階で、今後これをもつと正確に全国的にどういう状態にあるのかというところは、ほんとうに早急にやらなければならぬわけでありますから、もしそれが、全国の状態が早くわかるような、そういう予算措置は何かの形で善処せねばならない、そういう方向で今後も善処いたします。

○山田昭範君 私は、どうもまだ、そのいま次官のおっしゃったことを全面的に信頼をしまして、ほんとにこの対策が進み、研究装置、分析装置等もちやんとして進むのであらうと私は思いますけれども、まだ局長のほうは、どうも得心のいかぬような顔をしていますので、私は、あなた、それじゃ全国の都道府県に、PCBの分析装置はどういうような機械があつて、全国の衛生研にどういうふうな機械があつて、それで技術者はどういうふうになっているか、一ぺん調査して資料として私

のところへ提出をしてください。よろしいですか。

○政府委員(浦田純一君) 調査いたしました、後刻提出したいと思っております。

○山田昭範君 それから、きょう水産庁来ていただきましたので……。

この間のときは、私は、水産庁の次長さんに、たとえばこのPCBの問題等について質問いたしました。当時、研究部長さんもお見えになっておったかわかりませんが、きょうの問題については非常に問題になっております。こういう問題について水産庁自身は——私は、当時、分析の問題について水産庁に対しては相当きびしく言いました。その点について水産庁としては、どういうぐあいの手を打って、どういうような分析のやり方、あるいは分析のその指導ですね、全国のいろんな水研でやるというふうな話、八つの水研ですか、やるというふうな話がありましたけれども、八つの水研についてはきちつとそういう点については行き届いているのかどうか、また、日本は海に囲まれて一ぱい魚がいるんですが、そこら辺の調査等についても真剣に取り組んでいるんですかどうか伺いたい。

○説明員(松下友成君) 調査の体制でございますが、水産庁といたしましては、一般的な汚染水域といたしまして、東京湾、それから大阪湾、それから生産の工場周辺水域といたしまして、兵庫県の高砂市、それから三重県四日市の周辺水域、それから主要工場の周辺の、これはモデルの水域でございますが、といたしまして、山口県の徳山湾、それから琵琶湖の南部水域、またこれに加えて、対象水域といたしまして霞ヶ浦、それから一般の遠洋海域、こういった海域につきましまして標本を採取いたしております。それにつきまして現在、鋭意分析中でございます。

○山田昭範君 きょうの私の質問は、あと法案等について相当ありますけれども、大臣がおられますので、この程度で終わりますけれども、いずれ

にしましても、こういうふうなPCBの問題が相当最近は重要な問題になってクローズ・アップしてまいりましたので、特に政務次官、大臣等とよく御相談して、ほんとうに本気になってこの問題に取り組んでいただきたいと思うんですが、決意のほどをお伺いして、私の質問を終わりたいと思います。

○政府委員(豊坂重次郎君) PCBは人体に非常に有毒である、そういう重大な汚染物でありますから、厚生省としては人命を守る、これが重大な使命でございますので、その使命を感じて、十分今後善処いたします。環境庁が所管庁でありますけれども、私のほうはあくまで国民の衛生を、保健を守るといふ見地に立って善処することをお約束いたします。

○委員長(柳田桃太郎君) 本案に対する本日の審査はこの程度にいたします。

暫時休憩いたします。

午後八時十六分休憩

(休憩後開会に至らなかった)